大庭村から一行の供をして若津まで參つた下男の正作は、十數年前までは猶ほ存命し北海道に移住してをると云ひまして、その話として村人の語り傳ふる所によれば、此夜は正作も十分な酒肴の馳走を受け、女の相手までも宛てがはれ、大悦びでグツスり寢込んで、翌けの朝起き出てみると、一行の人は皆どこかへ立つて了つて、誰れも居らねば行先も分りませぬ。今は擔ふて行く手荷物もないので、若津から一人ボンヤリと大庭村を指して歸つて、村人の物笑となつた模様です。これは態と置去りにされたものと思ひます。

若津の遊女屋

下男の正作と同じく若津の遊女屋に一夜宿つた胎岳院雲外坊は、酒は素より好物、その二十幾歳かの頃父親の命令とかで定めたと云ふ三杯限りの節酒規則が、此時までも嚴守されたことは覺束ない、女の方も餘り嫌ではありませぬでした。世間一般の人は勿論それは斯かる消息は知れないとしても、此物語を書く著者には、隨分面白い種も上がつてをります。醉ふて娼閣に睡つた若津の一夜、また自ら多少の嫌猜を容るゝ餘地はあります。併かし縱令俄づくりの僞山伏でも、山伏はヤハリ山伏、場合は別けて大事の場合、李下に冠を正し瓜田に履をいれたとしても、それは主人の慇懃な勸めを、總べての人の强ひて斷り兼ぬた事情から起つてゐます。若津の一夜の雲外坊だけは、何と云つても先づ清淨無垢持戒嚴重の山伏と見るのが穩當でありませう。

久留米の瀨下から同船をしたのが緣となつて斯かる話を留めた目明は、濱崎屋庄兵衞といふもので、若津の本町下通に住んで貸席の業を營み、兼ねて目明の職を勤めてゐたのですが、久留米藩の重役吉田なにがしの事に關し、何か不行屆があつて、職を奪はれて所拂の處分を蒙り、七年ばかりの間、川一ツ隔つる榎津の本町といふに移り住み、貸席の業は家族が留守をして營んでゐたのを、月照一行の此地を過ぎた當時、赦免せられてフタ、ビ舊職に復し若津へ歸つたのでした。その子に當る上田清太郎といふ七十歳ばかのり老人は、十數年前までは猶ほ生存して若津に居るとのことでしたから、地方の人を賴み、彼是と濱崎屋に殘つた傳說を問ひ質してみましたが、月照は撫付髮の俗人を裝ふてゐたのを、給仕に出た女中が、彼のお客さんの素振は何となく坊さんの樣だとか申したとか、月照の一行は歩いて四里ばかりを隔つた有明村の中嶋といふ所から船に乘つたと云ふやうな話ばかりで、孰れも覺違ひか聞誤りで事實を失ふてをります。たゞ給仕の女中が俗人を裝ふ月照を見て、彼れは坊さんの樣だと申したと云ふのは、或は山伏に化けた國臣をみて、彼れは普通の人のやうだと申したのを、全く顚倒して斯く語り傳へたのかも知れませぬ。人を鑑別ることに慣れた客商賣の女は、今朝始めて姿を變へたばかりの俄づくりの僞山伏の正體を見破る位のことは、それは何の造作もなかつた筈であります。

それから月照一行の立去つた後、黑田家の役人が公儀の捕手を案內して若津までも追跡して參つて、また直に薩摩を指して行つたと語り傳へたのは事實で、福岡藩の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人は、遙々京都から追跡して參つた德藏甚助の案內をして、配下の目明手先を引連れ、太宰府大庭村と段々嚴びしい詮議を遂げ、若津までも追ひかけて來まして、此一行も濱崎屋庄兵衞の家に一晩宿りました。

濱崎屋庄兵衞は先頃我家に迎へて歡待した出家主從を、公儀の大切なお尋者と聞いて、アツト驚いて尻餅を搗いて、舊の通り目明の役儀を命ぜられた劈頭第一に斯かる不覺をして取逃がしたのを殘念がつたかも分りませぬ。併しながら何も知らないで取逃したのは、庄兵衞に取つては頗る僥倖と申して宜い。久留米も一時は勤王論の振ふた藩、また十年

を関すると、王政維新の世となりました。當時若し此勤王僧を取押へて大功名をしてゐたら、恐くは後日になつて相當の追爵を受けたでせう。縱令それは首の飛ぶ程のことはなくとも、定めて肩身狹ばく世を送つたであらうと思ひます。

小保浦の潛居

十月二十一日の夜、竹内は月照主從を伴ふて若津の濱崎屋庄兵衛の家を立去り、道の程も近い柳河領の小保浦に參つて、豫ねてより知音である薩摩屋なにがしが許に月照主從の宿をたのみ、己れは娘を具して近所の別の家に宿をしました。翌二十二日の朝は、國臣も後を追ふて來て月照と同じく薩摩屋に宿りました。

竹内は柳河藩の浦役人にも、何とか取繕ふて表向の掛合をして首尾好く薩摩行の船を一艘雇ひ入れましたが、あやにく此頃は日毎に天氣が惡く海上荒れて、如何しても船を出す日和にならぬので、據なく十日ばかりの滯在を續けて徒らに日を送りました。

久しく京都に出てゐた薩摩の修驗僧の歸國するのだと申して、此邊では格別の差支もなく通行は出來ますけれども、旅人の詮議の嚴びしい薩摩の關所は、勿論そんなことで通行の叶はぬのは分つてをりますから、洛外の醍醐山三寶院御門跡より、鹿兒島の城下の修驗僧日高存龍院の所へ差遣はさるゝ御使僧と稱して關所を過ぐる手筈にしました。然うすると三寶院より交付せられた旅行券がなくてはなりませぬ。そこで竹内は月照國臣とも相談をして、御門跡の坊官甲村左京と云ふ人の名義を用ひて、密に一枚の旅行券を僞造しました。

斯くて船の都合も整へば旅行券も出來ましたけれども、天氣の模樣は連日打續いて好くないので、月照國臣は心ならずも滯在を餘儀なくされまして、竹内も船の出るまでは同じく居りました。それに北條右門も博多から逃げて來て、小保の隣の榎津にかくれ、隙をみては月照の宿に參りました。

月照の小保浦の滯在は十日ばかりに渉つたし、三四名の人數でしたから、此邊には多少の事蹟や傳說も殘つてをらうと思ひまして、嘗て一たび搜訪を試みましたが、餘程善く形跡を愼んで潛伏したものと見えまして、何の事蹟もなければ傳說もなく、小保浦より船を出したことも、土地の人は全く知りませぬでした。竹内の記してをる外には、こゝで三寶院の旅行券を僞造したことも、北條右門が博多より逃げて來て、隣の榎津にかくれて居つたことも、他の方の資料から纔に發見した位で、捕手の此邊までも追跡して搜がし廻はつた模樣は、若津の濱崎屋庄兵衛の子上田清太郎の話で始めて分りました。たゞ上田の話に、月照一行の若津を通過してから幾月も經ない頃に、捕手の追跡して來たやうに言つてをるのは間違で、月照一行の若津の濱崎屋に立寄つたのは十月二十一日の夜、小保浦から纜を解いたのは十一月朔日、これは竹内の記錄に見えてをります。月照は十日ばかり小保浦に潛伏して居つたもので、此間捕手の德藏甚助は、福岡博多の市中より太宰府大庭村へと搜がし廻はり、段々時日を過ごしまして、こゝでも後れて月照に追及することは出來ませぬでした。

月照は福岡の高橋屋を立去る時、道中に必要な兩掛などを態と殘し、チョイと近所へ行くやうな風を裝ふて出たので、德藏甚助も數日の間はヤハリ遠くは立去らぬものと思ひまして、頻に福岡博多の市中を詮議し、それから漸く南を指して立去つたことを知り、斯くて始めて太宰府大庭村へと追跡して途中に時日を費したものです。月照の高橋屋を立去つてから數日の間、福岡博多の市中は、數多の目明手先が縱橫に駈け廻はつて詮議をして歩いて、隨分それは物々しい樣子でありました。

北條右門は此時までは猶ほ公儀のお尋者といふ程にはなつてゐませぬが、引ツ掛つて糺問をされては、連累の難は到底免れない身の上、斯く詮議の嚴びしい有樣を見て、安閑として居られぬので、月照に後るゝこと一日、十八日には博多の家を出て、密に筑後の方へ參つて、月照よりも早く小保浦の隣の榎津に身を潜めました。

北條は十七日の曉天に、福岡の近郊太宰府街道の一本木稻荷の前まで月照主從を見送り、ふたゝび住吉の楠屋の別宅に立戻つて國臣に逢ひ、月照と同行して入薩することを賴み、それから一先づ博多の我家に歸つてをると、伊地知龍右衞門と吉井幸助とが、歸國の途次打連れて訪ねて來ました。

是より先、西鄕海江田北條の三人が、月照を伴ふて九州を指して落ち下つて後、京都大阪の方では、志士の物色愈〻嚴びしくなつて、西鄕等三人の京都を立退く時、斯かる形勢をみては、如何しても皇城の地を棄てて遠く離るゝに忍びないと强情を張り、チンバ足を抱えて獨り伏見に踏み留つた伊知地も、月照一行の大阪を船出する折、一方ならざる盡力をした吉井も、段々嫌疑が深く、所詮いつまでも落着いてをられぬ事情となりまして、屋敷の留守役よりも頻に立退くことを促される所から、兩人も今は是非なく打連れて歸國の途に就きまして、伊地知は下關の海峽を渡ると愈〻感慨に堪へず『けふまではかへり見てけり玉敷の都につゞく大和島根を』と咏んで戀闕の情を述べました。斯くて迂路を取り、密に博多へ立寄り工藤北條に逢ふて先づ月照の安否を尋ねますと、恰も薩摩を志ざして今朝福岡を立つたと云ふ所ですから、一晩博多に宿り、翌日は鄕國を指して急ぎました。そこで北條も急に意を決し、兩人と同行して博多の家を出で、筑後の瀨高驛で手を分ち、榎津に參つて潜んだのでありました。

伊地知吉井の兩人は、幕府の捕手が遙々筑前まで追跡して參つて、頻に月照を搜がし廻はる樣子を聞いて、若し薩摩の境へ踏み込んだら、斬つて棄てると申したことが、仙田市郎の記錄に見えてをります。

捕手の追跡と黑田家の態度

月照は薩摩を指して福岡を立去り、續いて北條も家を出た後、工藤は多年恩遇を蒙つてをる藩主黑田長溥公の腹心の近臣吉永源八郎を訪ねまして、詳に月照の入筑した事情を告げ、北條は從來の通り黑田家に於て保護を與へらるゝであらう歟、また自ら何とか處置せしむるであらう歟と申して、密に長溥公の思召を伺ひました。然うすると公は幕府の捕手に對しては成るべく漠とした應答をして、月照の入薩を謀るやうに言はれ、また北條は久しく家臣同樣に召仕ふてをるものなるに拘はらず、先頃擅に藩を出たまゝ、今は行方も分らぬと答ふるが宜しい。從來の通り筑前に置いて保護を與へると云ふ御沙汰でした。これは別に種々の徵憑もあつて、公の平素の人物性行の上から考へても事實と思はれますが、黑田家の盜賊方の役人は、公の意思とは全く齟齬した行動を執りまして、數多の目明手先を指揮し、德藏甚助の案内をして飽くまでも月照を追究しました。

これに就ては、德藏甚助の兩人は、筑前に踏込んで一應の詮議を遂げたけれども、月照の踪跡はサツパリ分らぬ所からして、幕府の威光を笠にきて難題を持ち掛け、その如何しても分らぬのは、筑前で月照の事情を知つてゐて庇護してをるやうに言ふ口振もあるので、政廳では大に迷惑がつて、盜賊方へ一通り搜索すべき由の沙汰は下しても、强ひて追究さする趣意ではなかつたのに、盜賊方の役人は下の方で誤解をして、目明手先を指揮し德藏甚助に加勢をして、飽くまでも追究したのだと云ふ說もありますが、事實は必ずしも然うとは思はれませぬ。藩主長溥公は或は月照の入薩を助くる意思を抱かれたとしても、これは固より內密の心事ですから、表向の政廳では公の意思と齟齬した態度を執つたもの

と見えます。當時の社會、大藩の内情に於て、藩主の意思と政廳の施設と往々齟齬することは、毫も珍らしい事柄ではありませぬでした。

黒田家の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人が、數多の目明手先を引連れ、德藏甚助の案内をして、月照の宿つた所留つた所を遍く搜がし廻はつて、嚴びしく詮議した模樣は、如何しても政廳の趣意を誤解したものと認められませぬ。筑前の領内だけのことなら兎も角も、他藩の筑後肥後までも案内をして參つて、肥後の水俣驛からは、德藏甚助を留め、白石松尾の二人で、鹿兒島の城下まで踏み入つて月照の捕縛を迫り、斯くて入水の事變をも生じたのですから、筑前の盜賊方は勿論申譯ばかりの加勢をしたので無いことはヲノヅカラ分ります。

筑前の盜賊方が、藩主長溥公の意思の通、德藏甚助の兩人に對し、漠とした應答をして飽くまでも追究することを勉めないで、當藩の領分以外は力に及び申さぬ、どうか藩々の役人に直々お掛合ください、拙者共は是より御免を蒙りたうござると申して、手を引いて了つたら、德藏甚助は自ら薩摩へ踏込むことを面倒がつて、境上の水俣驛に留つてゐた樣なことですから、或は强ひて追跡するのを見合はせて立歸つたかも知れませぬ。また縱令飽くまで追跡して行くとしても、久留米藩に掛合ふとか柳河藩に掛合ふとか、或は熊本藩に掛合ふとかして、道々月照の行方を搜がし索めて、愈〻薩摩まで踏込むには、隨分それは幾多の日數と手續とを費した筈です。その間に月照は何とか潛伏して捕縛を免るゝ餘地を生じたかも分りませぬ。月照が鹿兒島の城下に入つた折、島津家の政廳に於て幕府の威名を畏るゝことは黒田家の政廳と同樣でしたが、何分にも月照は島津家の篤く尊敬する近衞忠熙公の眷顧を受けてをる人だし、段々の形行もあつて、到底見殺しにされぬ事情となつてゐました、無下に酷薄の取扱も出來兼ねて、評議最中に筑前の盜賊方が追跡して來て捕縛を迫つたので、據なく立退の命を下して入水の事變を生じました。要するに猶ほ多少の餘裕さへあつたら、何とかして入水の事變を生ぜずして濟んだかも知れない場合でした。旁〻筑前の盜賊方が飽くまでも德藏甚助の加勢をして追究に勉めたのは、今から考へても頗る遺憾の情を催します。

伊地知と吉井とは、博多を去る時、幕府の捕手が追跡して薩摩の境へ踏み込んだら斬つて棄てると申したさうですが、德藏甚助の兩人は、まさか斯かる話を傳へ聞いて恐れたわけではないにしても、境上の水俣驛に足を留めて薩摩の境へは一歩も踏み込みませぬでした。

これが勤王論の振ふた四五年後の文久元治の頃でしたら、筑前とても藤四郎とか吉田太郎とか云ふやうな急激の志士もありましたから、賴んで來て東來の捕手を斬つて棄てます。政廳の家老用人達は頭痛鉢卷の大心配をして、一時は上を下への騷動でせうけれども、それでも黒田家の五十萬石に疵のつく程のことはありますまい。大早の飛脚が兩三度も往復すれば、大概事は無難の終局を告げまして、ちよいと面白い維新史の上の一芝居は、筑前で見物の出來る筈でしたが、井伊大老の威權方に赫灼として天下を慴伏せしめた安政五年の時勢と、我平野二郎國臣をして獨り勤王の志士の名を專らにせしめた筑前の藩情では、如何も致方はありませぬでした。

黒田家の盜賊方が、德藏甚助の案内をして柳河領の小保浦まで追跡して來たのは、月照一行が船を出した間際と云ふだけで、時日はしかと分り兼ねましても、孰れにしても船が出てから、日數は多く立つてゐなかつたと見えます。月照一行が鹿兒島の城下に着いたのに、筑前の盜賊方は四日後れて追及してをります。月照の一行は天氣模樣やら關所通行の都合やらで、途中に多少の故障を生じ、十一月十日の夜、始めて鹿兒島の城下に着きましたが、黒田家の盜賊方の鹿兒島の城下に着いたのは、十四日の夜でした。

黒田家の盜賊方は月照主從の小保浦より船を出して薩摩へ入つた踪跡を知つたので、從來のやうに途中を搜索せず、

陸路を直行して鹿兒島の城下へと急いだから、斯くは割合に早く追及したのでありませう。

小保浦の解纜と南航

月照國臣の一行は、柳河領の小保浦で都合好く薩摩行の船を雇入れ、出帆の用意は疾く整ひましたけれども、連日打續いて天氣惡く海上の荒れるのを如何ともし難く、竹内諸共に滯在をして十日ばかりを送りましたが、此月の盡くる頃になつて、風波もヤヽ穩かになりました。猶ほ十分の日和ではないながら、滯在の日數も積つて捕手の追跡して來る心配も多く、今は躊躇してをられぬ場合となりましたから、十一月の朔日を以て、愈ゝ船を出すことに決しました。

十一月朔日の朝、月照國臣の乘つた船は、愈ゝ纜を解いて小保浦を出ました。

前の夜は竹内も別の宿から來て名殘を惜み、枕を並べて夜もすがら語りまして、一首の歌を咏みました。

梓弓柳川海をいわたらす
君か舟路に波立つなゆめ

月照も返歌をしました。

年經とも忘るべしやは不知火の
つくしにつくす人の情を

猶ほ小保浦を去る時、月照の咏んだ歌だと申して、別に殘つてをるのもあります。

舟人の心つくしの波風に
あやうき中を漕きぞ出ぬる

船の出る折は、北條も近い所の榎津から參つて、密に別れました。

船は有明の海を横ぎりまして、翌二日肥前の島原に寄航し、二日の間汐がゝりをして天氣の回復するのを待ちました。二日の間も島原に汐がゝりをして滯つたのは、海上の猶ほ荒れて十分の好い日和でないのに、强ひて小保浦より船を出したことも分ります。

五日になつて、天氣も漸く回復し且つ順風を得たので、全帆を揚げて肥後の海を走り、天草島の福浦といふを經て、始めて薩摩の米ノ津に着いたのは六日でありました。ところが米ノ津の浦役人は、他國から來る旅客は、野間原の關所を通行して入國せねばならぬと申して上陸を拒むので、據ろなく船頭を促して引返し、ふたゝび肥後の領海に入つて上陸しました。

此時何處から上陸したといふことは分り兼ねてゐます。米津より肥後の最南端の宿驛水俣までの間には、恰好の船着場もないので、水俣まで引返して上陸したのだらうと申す說もあります。或は然うかも知れませぬが、水俣は野間原の關所と二里半ばかりも隔たつてをるし、また一行が野間原の關所で通行を拒まれて引返し、乘つて來た船にフタヽビ乘つて、薩摩の阿久根を指して參つた情況などから考へますと、水俣よりもモツト野間原の關所に近い何處からか上陸したやうにも思はれます。恰好の船着場はないとしても、大きい船とは違ふし、暫く錨を投じて人をおろす位の磯邊は、何處かに見出されるわけです。大方は水俣よりもモツト野間原の關所に近い所から上陸したのでありませう。野間原の關所と米ノ津との間は、格別遠くもないので、米ノ津より直に關所へ參つて吟味を受け、入國を拒まれたから、また米ノ津に引返へし、乘つて來た船にフタヽビ乘つたかと思はるゝ趣もあります。此歲の七月、江戸の國學者鈴木重胤が入

國した時も、肥後より船が米ノ津に着いて、米ノ津より直に野間原の關所に參つて吟味を受けてをります。シカシ從來の傳說では、月照の一行は米ノ津より船を戾して肥後の領海に入り、何處かの磯邊より上陸して野間原の關所へ參つたのだと申しますから、今は暫く然う云ふことにして置きます。

また北條右門の記したものに據れば、月照一行の船は、米ノ津より二十里近くも南の方に當る市來の港まで往つた所が、港の役人は上陸を許さぬので、餘儀なく北の方へ船を戾して黑ノ濱より上陸したやうになつてゐます。他の種々の記錄と當時の情況とに照らしますと、これは全く誤りで、米ノ津で上陸を拒まれた事實を混同したものと見えます。

月照は九月の十一日に京都を立退いてから、紆餘曲折の行程を經て、今しも始めて薩摩の領內に辿り着いたのです、それでも野間原の關所を通行することは叶はず、鹿兒島の城下に入り込むには、猶ほ一方ならぬ難儀苦勞をしました。

野間原の關所

野間原の關所は、世に謂ふ薩摩の出水口の關門であります。

これは久しく一種特有の鎖藩の制を行ふ薩摩人が、モルヒネの瓶の口を守るが如く、嚴びしく守る所の正面の玄關口で、寬政四年の夏、上毛の奇男子が、入關を拒まれて大に腹を立て、『薩摩人いかにやいかに刈萱の關も戶ざゝぬ御代と知らずや』と豪歌し、文政元年の秋、日本外史の著者が、夜中こゝを通らうとして許されず、ベソを搔いて『關吏肆呵嗔』と哀吟したのも、同じく此關門でした。

月照國臣の一行は、豫定の計畫に從ひまして、洛外醍醐山三寶院の御門跡より日高存龍院の許へ差遣はさるゝ、御使

僧靜溪院鏝水並に弟子の胎岳院雲外坊下男藤次郎主從三人と稱し、三寶院の坊官甲村左京名義の旅行券を出して示しますと、關所の役人は暫くジツト打眺めてゐましたが、忽ち首を掉つて、三寶院御門跡の御使僧としては、行裝が餘りに手輕である。また日高存龍院は近ごろ京都より歸國せられた、御用の儀は在京中に調ふ筈だ、歸國せられて間もないのに、御使僧を差遣はされやうとも思はれぬ。旁以て疑はしいと通行を拒みました。

御使僧鏝水自ら疏明に勉め、弟子の雲外坊また代つて辯解しましたけれども、役人は頑として聞入れませぬ。一行は是非なく悄然として踵を旋らし、今しも來た路を取つて北の方へ引返しました。國臣は後に、關所の役人は主從を一向宗の徒と疑ふて通行を拒んだものだらうと申してをります。天正の昔、豐太閤の西征して島津氏を攻められた時、本願寺の門徒が嚮導となつて太閤の兵を迎へ入れたといふので、薩摩では領內に一向宗の行はるゝことを嚴禁し、キリシタンの樣に取扱ふてゐたので、國臣は斯く申したのです。或は然うであつたかも知れませぬ。

月照は遙々京都から落ち下つて、樣々の難儀苦勞をした末、今一息と云ふ所で斯かる次第となつて、前には薩摩の玄關口の門扉を望みながら、入ることを許されず、後からは捕手が追跡して來て間近く迫つてをります。僕重助の話によると、此時ばかりは月照も甚だ弱はつて、モウアカヌと言つたさうです。一行は悄然として踵を旋らし、上陸した所まで引返してみると、乘つて來た船は、猶ほ風模樣を候ふて錨を入れてゐました。そこで今一たび何とかして海路から薩摩の境へ忍び入らうと云ふ工夫をしました。

月照は雲水の修業に慣れた禪宗坊主などゝは違つて、女のやうな都育ちの出家で、鞋をはいて些し歩けば、足は血に染まると云ふ人柄、殊に此邊では通譯者がなうては話も出來ず、僕の重助は此の場合固より何の役にも立ちませぬ。一切萬事は國臣の身にふりかゝりました。筑前を出る時、北條工藤から特に同行を賴まれたのも、斯かる時の臨機應變の

取計ひでありました。

國臣は苦心焦慮の餘、自ら一策を按じ出しまして、到頭月照主從を助け、フタ、ビ海路を取つて首尾好く薩摩の領内へ入り込みました。

夜航の船

月照國臣の一行は、上陸した磯邊に乘つて來た船の猶ほ錨を入れてゐたのを是れ幸ひと、北を指して歸るのだと申して、ふたゝび乘り組み、夜を冒して先づ天草へ向け纜を解かしめました。

斯くて沖に出ると、恰も北風で南を指して走るには都合が最も宜しい、そこで國臣は船頭を促して、南の方薩摩の阿久根へ行けと申します。船頭は頻りに辭退します。それは是から南の方は總べて警察禁令の嚴しい薩摩の領海、また阿久根を指して行くには、黑ノ瀨戸を通らねばなりませぬ。黑ノ瀨戸は昔より西海の船乘が『一に玄海二に平戸三に薩摩の黑ノ瀨戸』と謠ふて、難航路の一つとして數へた所で、夜を冒して過ぐるのは別けて危險ですから、何と言ふて促しても、船頭は頻りに辭退します。國臣は船頭の到底承知する模樣のないのを見て、怫然として怒り、何の彼のと言ふて阿久根に行くのを厭がるのは、金が多く欲しいからであらう。然うなれば好し、これを遣ると言つて、サツトと刀を引拔き、刄を船頭の鼻のさきに突きつけました。然うすると、船頭は大に愕き且つ恐れ、忽ち唯々として命を奉じ、直に帆を揚げ南を指して走りました。

船頭の阿久根の方へ行くのを辭退したのは、强ちに金の多く欲しかつた爲でもなく、實際面倒の尠からぬ難所だから

で、辭退したのは寧ろ當然で、ナンデモ行けと云ふのは無理です。それを無理なりにも行かしめたのは、僞山伏の腰間の秋水の力でした。何と申しても、當時の社會では、刀は士人に取つて重寶至極で、庶民に取つては迷惑千萬のものでした。

國臣が此南航を事もなげに、夕ゞ復賃ゝ船欲ゝ入二阿久根一といふ一語を以て記してゐますが、その刀を拔いて船頭を威嚇かした模樣は、僕重助の話に殘つて、頗る善く分つてをります。

國臣が此南航の船中で咏んだといふ二首の歌もあります。

野間の關ゆるさで今宵薩摩潟
　　しるべを浪のうき枕かな

霜結ぶ風は糸針ならねども
　　身を縫ふばかり寒けかりけり

一行三人を乘せた夜航の船は、ふたゝび薩摩の領海へ入り、此日一たび寄航して上陸を拒まれた米ノ津の沖を走り、黑ノ瀨戸を下りて馳せ、翌七日黑の濱に到りて纜を繫ぎ、一行三人は此處より船を棄てゝ上陸しました。

諸君若し薩摩の地圖を披いて見らるゝならば、肥後の葦北と隣接する出水郡の海に、長島と云ふ島があつて、長島と本土との間は、近く相迫つて狹長な一條の水道を成してゐます、即ち謂ふ所の黑ノ瀨戸。黑ノ瀨戸の極まつて盡き南に向ふて開けむとする所に、長島往來の渡場があつて、本土の方の渡場を黑ノ濱と申します。月照一行の志ざす阿久根は、こゝより猶ほ二里ばかりを隔だてゝをりますが、風も惡くなつて潮も逆ふので、豫定の地點を變更して、此處から船を棄てました。

黒ノ濱を距ること十餘町にして、脇本といふ小海村があります。彼の幕末の蘭學者の一人より身を起し、明治の朝廷に外務卿等の要職を奉じた伯爵寺島宗則の生れた故里で、黒ノ濱を監守する浦役人はコヽに居ります。月照の一行は脇本に參つて通行を求め、猶ほ野間原の關所のやうに、三寶院御門跡の御使僧主從三人と名のりました。コヽの浦役人は本道の關門を監守する役人の如く威張りませぬ。それに村の祭日か何かで、晝間よりシタヽカに飲んだものと見え、亂醉淋漓の體でしたから、深い吟味もせずして直に通行を許しました。

世間普通の記錄は、概ね阿久根より上陸したものと爲し、島津家より幕府へ屆出た文書もヤハリ同樣になつてゐます。監守の區域の阿久根に屬したか何かの爲に、然うなつてをるかも知れませぬが、國臣は自ら『復賃船欲レ入二阿久根一、逆風及レ潮、至二黒門一船不レ進、竟碇二黒濱一陸二行脇本一、幸吏皆醉、點撿不レ嚴、三宿而至二麑府一』と記してをります。

月照國臣の一行は、阿久根を指して行く途中、風と潮との都合で、據なく黒ノ濱より上陸し、脇本の浦役人の點檢を受けたやうにも思はれますけれども、前年の夏、筑前秋月の閨秀詩人原采蘋の天草より阿久根を經て鹿兒嶋に遊んだ折は、着船の初、阿久根から態々脇本に參つて、始めて入國の承認を得た事實も殘つてゐます。北の方肥後肥前より阿久根に航するには、黒ノ濱は必由の所ですから、或は阿久根より上陸する旅客は、何人でも先づ脇本で浦役人の吟味を受るのが、當時の藩制であつたかも分りませぬ。

月照の入薩　一

月照國臣の一行は、斯くて始めて薩摩の領内に入りました。ヤレ〳〵と一先づ安心をして喜んだ當時の情懷は想ひやられます。月照の詠んだ三首の歌もあります。

都にて誰かあはれと思ふらむ
　心づくしのはてをこす身を

あま小舟人にはゆめな語りぞよ
　薩摩のせとに吾れわたり來と

浦安く今日は薩摩につきにけり
　心づくしの人をたよりて

黒濱より船を棄て、始めて薩摩の領内に入つたのは、十一月の七日、それから更に二十餘里の道を歩いて、鹿兒嶋の城下に着いたのは、十日の夜でありました。

黒ノ濱に上陸してから、途中に三晩宿つて鹿兒嶋の城下に着いたことは、國臣の自ら記してをるので知られますが、此間いづこの驛に宿つたの歟、いづれの道を通つたの歟、途中の模樣は善く分りませぬ。たゞ僕重助の話によると、此途中でも猶ほ勉めて世間の耳目を避けたものらしく、午時の食事なども、民家に立寄つて喰べないで、餅や甘藷のたぐひを需めて飢を凌ぎました。月照も始終徒歩したと見えまして、鞋が血に染んだと云ふのも、重に此時の事でした。京都を出てから、最も多く道途の艱苦を嘗めたのは、恐くは此薩摩路三日の間の行程でありませう。

月照國臣の一行は、十一月十日の夜、鹿兒嶋の城下に着くと、直に甲突川の邊に住む日高存龍院の家を訪ねました。日高存龍院は豪富を鳴らした三寶院派の修驗僧で、日高ヤンブシと言はれて名を藩内に知られ、老君齊興公の眷顧も

淺からぬ人で、月照とは上洛の折識り合ふてをる間柄ですけれども、元來は貨殖の道に老けたと云ふ外、格別の取る所のない至極の俗物のやうに噂をせられ、固より共に國事を談ぜらるゝ樣な人柄ではありませぬでした。たゞ表向は三寶院御門跡より此人の許に差遣はさるゝ御使僧と名のつて入國したことだし、西鄕海江田の消息は、一たび別れてから全く斷絶して、藩内の事情は些しも分らず、今しも不案内の土地に始めて入り込んで來て、據ない所からして、先づ存龍院の家を訪ひました。

存龍院は請じ入れ、相當の禮をつくし接待しました。主從三人は此家に宿りました。

當時の薩摩は先君齊彬公の薨去を距ること纔に百十餘日、久光公の嫡男又次郎君、十九歳の年少公子を以て入つて島津家を相續せられ、祖父齊興公近ごろ江戸より歸つて藩政を聽かるゝことになり、島津豐後新納駿河の諸老職、專ら政權を握りまして、齊彬公の治世後頓に面目を革めた藩狀は、また忽ち一變せむとする時でありました。然うして年少の新藩主又次郎君は、江戸に參勤して家督相續の儀を行はるゝ爲め、祖父齊興公と入り代はり、島津豐後を隨へて發駕せられ、月照が小保浦に潛伏してをる頃、筑後筑前の境を過ぎて東行せられた後で、藩政の機務は留守をする老職新納駿河の手にありました。

日高存龍院は突然として訪ふて來た月照を迎へ、取り敢へず請じ入れ、相當の禮をつくして接待はしましたが、近ごろの穩かならぬ上國の模樣は豫ねて聞いてもをれば、月照の遙々下向した事情をも知つたので、此儘留め置いては、後日如何なる累を受けるかも分らぬと心配をして、即夜甥の田原與兵衛と云ふものを招き、如何したら可からうと相談を遂げまして、兎も角も事の次第を老職の新納駿河に申出で、指圖を請ふが宜しいと云ふことになりました。

そこで猶ほ平素駿河の家に心易く出入をする知音の田中源左衛門を賴み、翌十一日の朝早く、與兵衛は叔父の存龍院に代はり、田中と相伴ふて新納駿河の家に到り、面謁を求め、昨夜月照の突然來り訪ふた次第を述べて指圖を請ひました。

新納は月照が近衛公の意圖を承けて行動した事情や、幕府の追捕を逃れて九州に落ち下つた消息は、薄々耳に入つてもをれば、此間島津家と相關する機密などの伏在することも分つてゐたので、田原與兵衛の話を聞いて眉をひそめ、厄介な人物が入國したもの哉と思ひましたが、存龍院は淺からぬ緣故もあつてみると、相當の禮をつくして接待するのは、餘儀ないわけと承認を與へました。さりながら談話應答は十分に注意を加へねばならぬと戒め、猶ほ追つて評議をして沙汰する旨を諭して二人を引取らしました。

田原與兵衛と田中源五左衛門は本來實の兄弟だと云ふ說もありますが、新納の日記には、タゞ懇意の間柄として見えてをります。

新納の日記によれば、月照は鹿兒嶋へ着くと、何處からか書面を存龍院に寄せて會見を求めたので、存龍院は翌日の朝先づ狀を新納に告げ承認を受けて後、始めて月照を請じ入れて會見したやうになつてゐます。これは田原與兵衛が前夜夜已に月照の來り投じたことを掩ひ隱くし、たゞ書面を寄せて會見を求めたと言ふたの歟、然もなければ、新納は前夜已に月照の來り投じたことを聞きながら、何か存龍院の都合を斟酌し、態と聞かざるを裝ふて斯くは記したものゝ如く、他の幾多の情況から考へると、月照は十日の夜鹿兒嶋の城下へ着くと、直に存龍院の家を訪ふたのが、如何しても事實らしく思はれます。

月照の入薩　二

月照は日高存龍院の家に一夜宿つて、翌日の朝は、自ら出てゝ密に西郷の家を訪ひました。

此頃西郷は甲突川の西の方で存龍院の家より程遠からぬ上之園といふ所に住んでをりました。先月の朔日に、下關の三浦屋で月照と別れ、途中より老君齊興公の駕籠に隨ふて歸國しましたが、齊彬公を喪ふた後の藩狀は、早くも一變して如何することも出來ない事情となつて、頻に苦心焦慮しつゝ空しく日を送つてをる折しも、月照は突如として來り訪ふたのであります。

寒素なる住宅、固より秘密の客を迎ふる閑室とても無いので、家人の調度衣服を取散らした奥の一間を俄に片付けて請じ入れ、さて互に一別以來の話をしました。後に大山元帥の兄さんの彦八と云ふ人の妻となられた季の妹が、猶ほ家に居られる時で、お茶の給仕等をせられました。

月照は西郷の話を聞いて、始めて齊彬公の薨去後一變した藩狀を詳かにし、猶ほ當面の事に就て相談をして、一先づ日高存龍院の家に立戻つてみると、忽ち政廳の命があつて、市中柳之辻の使者宿田原助次郎の方へ移らねばならぬと云ふことで、直に存龍院の家を去り田原の方へ移りました。然うして田原の方へ移ると同時に、外出徘徊し又は他人と接見し書信を往復することを禁ぜられ、政廳より特に派遣した番人が附いて居つて監守をするので、全く出入通信の自由を失ひ、西郷はじめ同志との交通は忽ち斷絶して了ひました。

此日の朝、月照は自ら出てゝ西郷を訪ふ時、意を國臣に告げ、書を海江田に寄せて入國の趣を告げしめました。海江田は良後れて國臣の書を見、始めて一行の入國を知りまして、急いで存龍院の家に參りますと、月照は已に使者宿の方へ移された後で居りませぬ。そこで直に追ひかけて使者宿の方へ參ると、監守の番人が附いてをつて、何と言ふても面會をさせぬので、據なく立去つて西郷を上之園に訪ひました。

西郷は此時まで月照を猶ほ存龍院の家に居るものと思ふてゐたので、海江田の話を聞いて、始めて使者方へ移された樣子を知り愕然としましたが、事已に去つた後で、如何する分別もつきませぬ。たゞ互に天を仰いて浩歎長大息するのみでありました。

月照の入國した當時の薩摩は、前にも申した通、先君齊彬公薨去の後を承けて藩狀一變し、年少の新藩主又次郎君は、傍系より入りて島津家第二十九代の家督を相續せられても、江戸の幕府に對する公式の手續は、猶ほ濟んでをらぬので、是から威權赫灼として夏日の如き井伊大老執政の江戸に參勤せられんとし、今恰も東行の道中といふ場合、幕府の嫌疑を犯す樣なことは、事柄の如何を問はず、勉めて避けねばならぬ必要がありました。併しながら先君齊彬公の臨終の際まで、吳々も言ひ置かれた勤王の遺志は炳然としてをります。それに齊彬公の在世中特別の委信を蒙つた鎌田出雲以下、西郷一派の面々の如き、少數ながらも先君の遺志を繼紹して朝廷を擁護し、井伊大老執政の幕府に對抗せむことを念ふ藩士もあります。そこで老職の新納駿河はじめ政廳の人々は、月照をして自由に藩内の同志と交通せしめたら、如何なる事態を生するかも分らぬと思ひまして、取り敢えず月照を田原助次郎の家に移し、外出徘徊と他人の面會書信とを禁じ、外には公然として監守の番人を置いて交通を警戒し、内には旅客を裝ふ偵吏を潛まして、朝夕の起居を視察しました。

田原助次郎の家は、當時お使宿と唱へ、他國から來る上等の賓客を留むるを例とした旅館で、月照一行の取扱には善

く意を用ひ、飲食枕衾の手當なども頗る鄭重でしたが、何分にも外部との交通を禁ぜられまして、此人一人をと遙々たよつて來た西郷すらも、始めて着いた翌日の朝訪ふて參つてから、ふたゝび面會した歟どう歟覺束ない程のことで、海江田伊地知吉井等の來往は、猶ほ天涯千里を隔つる人の如く斷絶したので、一室の外の消息は全く分らず、今は己が身の上も君國の事も、たゞ形行に任かせてをりました。

月照の入薩　三

國臣は實は途中からの同行者であつても、表面は弟子の胎岳院雲外坊で、政廳の方では家來の寺侍か何かと認めてをるので、自然月照諸共に外出徘徊も他人との接見文通も自由を奪はれました。

それでも始めて鹿兒嶋の城下に着いて、月照が存龍院の家を出で西郷を訪ふた後では、書を海江田に寄せて入國の趣を知らせると同時に、己は伊地知龍右衞門を訪ふて會見した痕跡は殘つてをります。伊地知は月照の近狀を尋ね、事態こゝに及んでは、師の志も或は挫けどもはしない歟と申しました。國臣は別れて歸つて、伊地知の申したことを有のまゝに語りますと、月照は一首の歌を咏んで答へました。

弓矢とる身にしあらねど一筋に
　立てし心の末はかはらじ

月照が斯かる窮境に臨んでも、志操愈々凜然として勁烈を失はなかつたことは分ります。

それから月照は或る時國臣に向ひまして、假令如何樣のことがあらうとも、粗忽の申條はせまいとは思ふけども、捕縛の身となつて嚴びしい詮議を受けたら、或は何とか言誤りをして、宮家近衞家などの累となるかも知れぬ。若し追捕の人の愈々迫つた時は、どうか同志の手にかけて終を遂げさして呉れと賴んだと云ふ傳說もあります。

これは唯薩摩での話といふだけで、何處でのこと歟それは分つてゐませぬが、他には斯かる話をする場合がないので、ヤハリ田原の家にての事だらうと思ひます。政廳は命を下して此家に移し、西郷等の同志とも交通をも差止めたので、或は結局は追跡して來る捕手に引渡すのかも知れぬと考へまして、斯かる話をして賴んだのでありませう。

當時の薩摩の藩狀では西郷などの希願通り先君齊彬公の遺志を繼紹し、飽くまでも朝廷のために力を盡して江戸の幕府に對抗することは、勿論それは叶はぬ相談でした。併しながら島津家とは六百年このかた由緒も深く、代々格別に尊敬してをる近衞家のお聲掛りを以て、遙に落ち下つて參つた月照を、此場合捕手の爲すがまゝに任かせて、ムザ〳〵見殺しにすることは、到底それは出來ない事情もあります。また世間一般の取沙汰や、西郷など同志一派の人氣も斟酌せねばならぬ所からして、月照の處置に就ては、政廳の方でも甚だ困つて、家老座の書役福永直之丞簑田傳兵衞伊集院直五郎長野彦七の面々は、裁許掛の築瀨源之進と共に老職の新納駿河を中心として、或は政廳に於て、或は駿河の宅に於て、三四日の間、頻に評議を凝らしましたけれども、適當の考案もなく荏苒日を送りて十五日に及びました。

また一方の西郷などの同志を見ると、これは前にも申しましたが、西郷は先君齊彬公第一の愛臣を以て、無比の眷遇を蒙つて腹心を委ねられ、重要の機密を擔當した爲め、早く名を天下の諸侯士太夫に知られてをりますけれども、藩內に於ける本來の身分は、資格の極めて低いふ小性組の侍、徒目付を本職とし、絶えず君上に面謁して直接命を聞く便宜上、お庭方お鳥預といふ小姓の管理役を兼帶したに過ぎませぬ。海江田はお茶道坊主、吉井は藏方の下役、伊地知は齊彬公の特旨を以て江戸に遣はされた遊學生の一人、五年十年の後には各々嶄然として頭角を露はし、二十年三十年の後

には、謂ふ所の復古の功臣として維新の元勳として望を負ひ名を著はしましたが、此頃の藩制の上からは、孰れもコンマ以下の地位の人、その外の始より西郷と志を同くした大久保税所等の人々、また皆同様で、藩政藩議の機務とは、全く沒交渉の微祿小身の人ばかり、近ごろ藩に歸つても、始から藩に居つても、策の施しやうもなければ、手の着けやうもなく、月照の使者宿に移されたのを見ても聞いても、たゞ徒らに慨嘆悲憤するの外はありませぬでした。

此間たゞ一人の重役若年寄の鎌田出雲がゐまして、月照とは伏見の會見以來、淺からぬ因縁をもつてをりましても、恰も瀕死の篤疾で人事を視ること叶はず、付役の市來正之丞をして代はつて意見を政廳に述べましたが何の詮はありませぬでした。西郷等の同志中、最も門望の高かつた岩下佐次右衛門は、老職新納駿河の甥でしたから、岩下でも藩に居つたら或は新納に入説する位の手寄はあつたかも知れませぬけれども、岩下は新藩主の江戸參勤に扈從して不在中でした。

要するに、月照の來り投じた當時の薩摩は、藩主の代替はりの爲め藩狀の一變した間際で、政廳は專ら幕府の威名を畏れ、承順迎合を旨とする尋常の俗吏を以て成立つてをるし、西郷等の同志は概ね地位勢力の乏しい微賤の人ばかりしたから、政廳を動がして月照庇護の議を決せしむることの叶はぬのは寔に餘儀ない事情でした。

たゞ何と云ふても、月照は島津家と由緒の深い近衛忠熙公の眷顧を蒙つてをる人で、若し月照が捕縛を受けると、近衛家の難題ともならうと云ふことは、老職の新納はじめ政廳の人々も善く分つて心配したのですから、猶ほ多少の餘日でもあつたら、何とか庇護を與ふる工夫はついたかも知れませぬ。如何したら好からうと、頻に評議をして決し兼ねて心配をしてをる折しも、筑前の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人は、早く入り込んで來て捕縛を迫つたので、政廳では狼狽し、倉皇として急に評議を決し、月照の退去を命じたので、斯くて投海の事變を生じました。

月照の入薩　四

京都から月照を追跡して下つた德藏甚助の兩人は、筑前筑後と捜がし廻はつて、柳河領の小保浦より海路を取つて薩摩に入つたことを知り、肥後の水俣まで追ひかけて參りましたが、如何いふわけ歟、豫め福岡で吟味の次第もあつて、兩人は水俣に足を留め筑前の盜賊方をして薩摩の領内に踏込んで猶ほ追跡せしめました。筑前の盜賊方は十四日の夜鹿兒嶋の城下に着き、職務上の關係を以て識り合ふてをる島津家の足輕を訪ひ、入薩の事情を告げて助力を求め、月照捕縛の手筈を相談しました。そこで島津家の足輕は、筑前の盜賊方の參つて相談した次第を裁許掛の築瀨源之進に申出て築瀨は之を政廳に申出でました。

十五日の午前、福永直之丞簑田傳兵衛伊集院直五郎長野彦七の四人は、築瀨と共に新納駿河の宅に於て、筑前の盜賊方の參つて申出てた事に就て、段々と評議をつくしましたが、依然として名案はありませぬ。然うかと云つて、筑前の盜賊方の相談のまゝに月照を捕縛さしては、近衛家の難題も差見えてをることで、舊來の由緒それは到底出來ず、筑前の盜賊方は確かと月照の踪跡をつきとめて參つてをるので、今更白らばくれて領内に入り込んでゐないとも申されませぬ。旁々據ない所からして、西郷に内意を申含め、今夜のうちに月照を同行し福山を指して城下を立退かせ、それから國境の紙屋か志布志の方に隱れ忍ぶやうに取計ひ、筑前の盜賊方へは、已に城下を立去つた趣を告げ知らすが好からうその後のことは形行に任すより外はあるまいと云ふ評議を決しました。西郷には路用として町會所の有合金より十兩を支出して給與し、猶ほ老功の足輕阪口周右衛門を道案内として同伴させ、一行の形行を見屆けしむる手筈をも細々と取

極め、西郷へは篠瀬より申し達することにして評議を終はりました。

此日の午後、篠瀬は私宅に西郷を招き、家老座書役の福永直之丞も立會ひまして、政廳の内命を傳へ、捕手の追究甚だ嚴びしいから、到底鑛水を領内に留めて庇護を與ふることは出來ぬが、だゞ御身の情誼を以て庇護するのは、政廳では御身の私事として敢て關係する所ではない、併しながら此城下に於て捕縛せらるゝ樣のことでもあれば、島津家の面目を損するから、急いで鑛水を同行して關外の地へ立退かねばならぬ。然うすれば政廳は日州の方を指して城下を立去つた趣を筑前の盜賊方に告げて事を濟ますであらう。筑前の盜賊方は已に來てをるので必らず今夜のうちに立退かねばならぬと言渡しまして、猶ほ種々の注意を與へ、日州高岡の法華岳寺に至つて潜むも可からうと申しました。

西郷は謹んで命を領し、多く言はずして篠瀬の家を去りました。

篠瀬源之進は維新の後も猶ほ久しく生存した人で、晩年は東京麻布の一之橋の邊に住み、煙草の小賣店を營み生計を支へてをりまして、往々月照入薩當時の事情を語りました。

政廳は西郷に内命を下して、月照を同行し日州の方へ立退けとは申しましたけれども、筑前の盜賊方に加勢をして薩摩の領外で月照を捕縛せしむる樣な意思は毫も無く、新納の宅での評議も、たゞ關外の地に送り出して幕府の嫌疑を避くるを旨としたもので、關所を越えて立去つた後のことは自然の形行に任かする考であつたのは、新納の日記と照らし合はせて、それは如何にも當時の眞相らしく、縱令日州の地方を指して城下を立去つたことを筑前の盜賊方に知らしたとしても、その以上捕縛の便利を謀る樣な意思は全く無かつたものと見えます。併しながら西郷は篠瀬の傳達した政廳の内命を聞いて、筑前の盜賊方に加勢をして月照を捕縛せしむるのだと了解したものゝ如く、憤然また憤然として早く自ら死を決しました。

海江田の說によると、西郷は此日篠瀬より政廳の内命を聞いて後、大久保海江田にも會ひまして、事の次第を語り、政廳が月照に庇護を與へぬ許りでなく却て國境の外へ追出して捕手の爲すがまゝに打任かせむとする無情を憤慨しましたけれども、早く自ら死を決した景色は些もありませぬでした。海江田等は政廳の内命は然うだとしても、是より後も何とか臨機之に處するの道はあらう。日向の方より迂回して肥後へ入り、長岡監物を賴むも好いではない歟と申すと、西郷は成程それも然うだ、一策である、成敗は天に任かせて行かうと答へて別れたと申します。果して海江田の說のやうだとすると、西郷は決死の覺悟を掩ふて故らに斯く答へたものと思はれます。それは間もなく月照と相抱いて海を踏んだ故であります。

島津家の所領以外の日向は、德川幕府の威令の最も善く行はるゝ地方、篠瀬が往いて潜めと注意を與へた高岡の法華岳寺は、猶ほ薩摩の領内とは云つても、關所の外にあつて、幕府の直轄する宮崎を距ること纔に六里、また譜第の諸侯延岡の内藤家の支領と薩摩領と、犬牙交錯して境を接する所でした。政廳が月照を追立てゝ關所の外に出でしむるは、縱令それは幕府の嫌疑を避くるを旨としたもので、別に深い意思はなかつたとしても、實際は幕府の威令善く行はるゝ地方に驅逐して捕縛を容易ならしむる歸結となります。西郷が政廳の内命を受け、慨然また憤然として早く最終の覺悟をしたのは、寔に已むことを得ぬ事情でした。

西郷の死を決した時期に就ては、從來種々の說も行はれてゐますが、その知已の主齊彬公を喪ふて殉死の情極め切であつたのを、故君勤王の遺志紹成せさるべからざるを反省し、强ひて餘生を偷んでをるのは、爭ひ難き事實でしたから、近ごろ上國より歸つて來まして、藩狀一變し時事日に非なるを見て、死を思ふの情は、更に新しきを加へた筈です。それは歸國の途次、熊本の長岡監物を訪ふた時、監物が早く西郷の死を決してをる心事を看取して、慰諭最も勉めたと云

ふ話でも分ります。

西郷の月照と死を共する意を決したのは、或は築瀬から政廳の内命を聞いた時よりも、猶ほ數日早く、寧ろ月照の突如として我家を訪ふて來た頃であつたかも分りませぬ。

月照の入薩　五

また斯う云ふ傳說もあります。

月照入薩の當時、政廳の人は幕府の嫌疑を恐れ、早く追立てたが宜しいと云ふし、西郷等の一派は、故君齊彬公の遺志と近衛公の委托とを說いて庇護を求むるので、老職の新納駿河は甚だ處置に困つて、密に具狀して老君齊興公の旨を請ひますと、齊興公は出家を取扱ふに無情なことは出來ぬ。近衛家の眷顧を蒙つたものと云へば猶更である。暫く種子嶋へ遣つて時節の穩かになるのを待たすが宜しい。お知嘉の話の相手にもなつて好からうと言はれました。お知嘉と言はれたのは、齊興公の實妹で、島の領主種子嶋彈正に嫁した人、此頃は未亡人となり松樹院と稱してをられまして、篤く日蓮宗を信仰し、また歌道の嗜好も深く、夙に賢女の譽ある人でした。

新納は退いて老君の言はれた次第を政廳の人々に告げ相談をしますと、政廳の方では、種子嶋は他國の船も寄航し、旅商人も來往する所だから、世間に洩れて聞える心配が多い。且つ今は海上の荒れる季節で、渡航の都合も急には運び兼ねる、旁老君の御沙汰のやうに取計ふことは難しいと申すので、新納は月照自ら種子嶋に渡航するのを好まぬからと申立て、重ねて老君の旨を請ひ、斯くて日向の方へ立退かしむる評議を決したと云ふ傳說があります。

また別に斯う云ふ傳說もあります。

老君齊興公は久しく月照入水の事變を知られず、ヤハリ自ら沙汰せられた通、種子嶋に渡航してゐるものと思ふて居られまして、翌年の春、松樹院夫人が種子嶋より出て來て、公の起居を候じ寬談せられた時、公は月照の事を語り、近狀の如何を問はれました。夫人は嘗て聞及ばれぬ話ですから、返辭にも窮せられましたが、何か事情もあらうと思はれたので、適宜の應答をして一時を取繕ふて退かれると、休息の部屋に志々目獻受といふ侍醫が控えてをりました。夫人は獻受に向ひ、只今御前で爾々のお話を承はつたが、一體如何なる事であらうと尋ねられました。獻受は月照入水の事變は、豫ねて耳にしてゐますけれども、此場合陽はに申しては、或は何かの差支を生ずるやも分らぬと懸念をして、已れも全く不案内の由を答へ、歸宅の後、老君は猶ほ月照入水の事變を分らずに居られる樣子を家人に語つて、密に嘆息しました。獻受の子獻吉は、前三年安政二年の冬、筑後久留米の高山彦九郎の墓前に水盤を寄進し、七十餘年後の今日、猶ほ一個の好記念物を留めてをるやうな人物で、聊か尊王の大義も解かつて、西郷等の一派と志を同うする者でしたから、父の話を同志の徒に告げました。そこで同志の徒は、政廳の人が老君の旨に戻り月照入水の事變を生ぜしめた內情を始めて覺りまして、愈々政廳の人を攻擊しました。新藩主又次郎君の參勤に扈從して東行した岩下佐次右衞門が、江戸から歸つて參りますと、同志の徒は岩下の叔父新納駿河の措置を誤つたことを持出して、頻に苦情を言ふので、岩下は甚だ迷惑して困つた樣な話もあります。

これらの傳說は、老君齊興公の德量を示さうとして、故らに構造せられたのかと思はるゝふしも無いとは限りませぬが、月照處分の眞相を考ふる第一の好資料新納駿河の日記には、これらの傳說と符合する記載もなければ、之を否定すべき記載もなく、簡粗なる文字の間、裏面に幾多の經緯の伏在してをる痕跡は歷々として殘つてをります。此二ツの傳說

は話に條理もあつて當時の事情に適合する所も尠くないので、必ずしも全く構造せられたものとは定め難いのであります。但その月照をして日州の方へ立退かさうとしたのは、筑前の盗賊方の追跡して參つて捕縛の相談をしたことの始めて分つた席上、急に評議を決した處分で、重ねて老君の旨を請ふ餘間は無かつたのですから、月照自ら種子嶋に渡航するを好まずと稱し、重ねて旨を請ふたと云ふのは、勿論それは間違としましても、老君齊興公が月照をヤハリ種子嶋に渡航したものと思はれて、久しく入水の事變を知られなかつたのは或は實を得てをるかも知れませぬ。これは當時に於ける國主大名通有の事態、內外の機務を老職宰臣に任ずるを例とした大藩の君主は、往々迂濶斯の如く甚だしきものがありました。

猶ほ別に一ツの傳說もあります。

老職の新納駿河は、日比西鄕の人物を識り、その志を憐む心もあつた人で、また月照を捕手の爲すがまゝに任せて見殺すことの出來ぬ事情も義理も善く解かつてゐたので、表向は月照に立退の命を下しても、一たび鹿兒島の城下を去らしめ、筑前の盗賊方に告げ知らする辭柄を設けた後は、密に呼び戻して庇護を與ふる意思であつたのを、築瀨源之進や福永直之丞の輩が、駿河の眞の意思を了解し得ないで、誤つて表向の沙汰のみを西鄕に傳へたから、斯かる入水の事變を生じたと云ふ話もあります。

新納の日記は此間の機微を窺ひ知る記載を缺いてをりますが、西鄕の人物を識り、その心事を憐むことの淺くなかつたのは、他に多少の徵憑もあるし、筑前の盗賊方に月照を委ぬるを不本意とした樣子は、日記の裡にも痕跡を遺してゐますから、斯かる裏面の齟齬、また必ずしも全く無いには限るまいと思ひます。筑前の盗賊方の追跡して來て捕縛を迫ることが、十日若くは十五日も後れたら、或は何とかして月照を庇護する道を發見したかも分らなかつたのは當時の事情で、如何したら好からうと處置に苦んで、日々評議をしてをる最中、筑前の盗賊方の追跡して來て捕縛を迫つたことを始めて知つて、急に評議を凝らしても、適當の名案もない所からして、窘窮の余、西鄕をして日州の方へ連れ出さしむる內命を下した眞相は、新納の日記をみても善く分ります。

當時政廳の內命を受けて月照西鄕と同行し、入水の時も專ら力を盡して救護に勉めた阪口周右衞門の具申書もあつて、新納の日記と共に當時の事情を考ふる好資料ですが、阪口の政廳から受けた內命には、月照を筑前の盗賊方の手に渡してはならぬ趣も示されてゐまして、成るべく邊鄙の場所に忍ばせて附添ひ、程よく取計ふて用辨を致せと云ふことで、政廳の方で筑前の盗賊方に直接間接の援助をして、月照の捕縛を容易ならしむる樣な痕跡は些も無く、都合好くば何處かに潛ませて置いて事を了ひたいと謀つた樣子は窺ひ知られます。時機を見て密に呼び戻し庇護を與ふるのが、新納の眞の意思であつたと云ふのは、全く然うでなかつたとは申されませぬ。

政廳の內命を受けて月照西鄕に附添ふた阪口周右衞門は、後に吉兵衞また源七兵衞とも稱した人で、當時の藩制上、兵具方の肝煎と云ふ職名を帶びて足輕の組頭を勤め、最も練達を鳴らした老吏でした。萬延元年の春、櫻田の事變の起つた時、江戸屋敷の重役喜入多門の命を受け、六人の部下を率ゐ、有村雄助が義徒の巨魁水戸の金子孫次郎及び金子の從者佐藤鐵太郎と共に、藩邸を脫して西上するのを追跡し、伊勢の四日市に於て三人を拘し、然かも三人を取扱ふに、善く禮と情とをつくし、時論の賞美する所となつたのも此阪口でした。

政廳の最終の評議は、月照が關所を越えて立退いた後の事を以て、自然の形行に任かするの外はないと決したとしても、特に斯かる練達の老吏を擇びて同行者とし、且つ筑前の盗賊方の手に渡しては、差障のある趣を告げ、成るべく邊鄙の場所に忍ばせて附添ひ、程よく取計ふて用辨致せと內命を下した所をみると、此間また自ら月照の爲に不利ならぬ

用意も含まれてをる樣にも思はれます。

孝明天皇の宸翰

今や月照は愈々西鄕と相抱いて薩摩の迫戸の波を踏む場合となりました。

此時に於て、顧みて三百里の余所なる朝廷の內情を窺ふてみるのは、寔に感懷の多いことですが、朝廷の內情は、孝明天皇の密に近衞忠熙公に賜はつた宸翰を拜讀すれば、自ら瞭然としてをります。

孝明天皇此時寶算方に二十七、滿廷の群公卿は必ずしも聖慮に添ひ宸憂を分ち奉らず、攝關の家勤もすれば覇府の意思を迎合し、密に消息を相通ずる人もあつて、甚だしきは往々幕吏の耳目となつて殿陛の上を趨走する者さえゐました。そこで天皇は靑蓮院宮や近衞三條の諸公のやうな二三の親王大臣を腹心として、內外の機務を謀らせ給ふのが、當時の眞相でありました。

十一月九日は、月照國臣の一行が、疲れた足を曳ずつて鹿兒嶋の城下に辿り着く前日で、恰も南阪の荒村寒驛を過ぎ、高低崎嶇の道を歩いて全一日を費した日に當ります。京都の朝廷では、天皇深く幕府の暴橫を御憂慮あらせられ、恰も此日を以て極密の宸翰を左大臣近衞忠熙公に賜はりし旨を島津家などに傳へ、關東の姦賊を退治せしめむことを謀らせられました。

島渡私存念極內々申試候、宜御勘考希入候、別之事に而も無レ之候、實は段々差縛、間部之處置暴計心痛候、何卒薩州杯へ密々仕損無レ之樣被レ成候而、姦賊を退治は成間敷や、段々堂上へ手を掛候樣相成候而は、誠に々々朝威廢れ奬

け敷大に混亂候間、何卒御勘考願入候、然又々路に而奪取に相成候樣成事に而は、却而招レ害候次第、其邊は御用心堅固にて御勘辨被レ成間敷や、幸今度大納言殿東行故、何卒御親族之大名へ極密々御傳之事は成間敷や、實此儘にては不二容易一次第段々發起候間、何卒厚御勘辨願入候事。

十一月九日申刻認　　左大臣殿　　此花

幕府が手を堂上の公卿に著け、近衞鷹司三條諸公の退官落飾を迫つたのは、是から數月の後で、此時までは猶ほ諸藩及び浮浪の志士と親王大臣の諸太夫家臣とを檢擧するに止つてゐましたが、漸次獄案を擴大して朝廷を威壓せむとする形勢は、歷々として現はれて來て、近衞左大臣鷹司右大臣一條內大臣三條前內大臣等も嫌疑を避け參朝せられぬので、深く叡慮を惱まさせられ、實力ある大諸侯の擁護に賴つて幕府を控制し、朝廷を犯すことを豫め防がせ給はむとの思召からして、斯かる宸翰となりました。

此花と記るされたのは、孝明天皇自ら用ひさせ給ふ御稱號、幸今度大納言御東行故とあるは、近衞公の家嗣大納言忠房卿が、家茂將軍任官宣下の勅使として江戶へ下らうとせらるゝ折柄ですから、斯くは宣はせられました。數月の前若くは數旬の前、月照西鄕等同志の人が、勅諚降下の計畫を立て、有力なる諸侯の興起を促し、井伊大老執權の幕府に對抗せむとしたのも、自ら此間の思召と脈絡の存ずるもので、孝明天皇は當面の形勢を御憂慮あらせらるゝの餘り、猶ほ列藩諸侯の擁護に賴らせらるゝの思召を棄て給はず、近衞公をして更に此事を成さしめやうと望まさせ給ふたのでした。然うして月照が幕府の嫌疑を受けて飽くまでも追究せられ、今や薩摩の迫門の波を蹈んで、難に殉じ身を獻ずるのも、

全く斯かる宸襟を安んじ奉らうとして、專ら心を傾け力を盡したが爲でありました。

此宸翰を賜はつてから四日後の十一月十三日は、月照がお使者宿の田原助次郎の家に幽禁されてをる時で、西鄕と相抱いて薩摩の迫門の波を踏む三日前であります。

孝明天皇は此夜また密に宸翰を近衞公に賜はりました。

御一報之趣令披見候、何共申樣無之御書取、恐懼且心痛仕候、如此有樣哉と日外より心配致候暴之計策と相成日々心痛、當時は私一本立實々心痛大困りに候、何卒大體之趣意相立、技葉之混亂無之樣と祈念之外他事無之候、三公共引籠りに而、若輩之人々に成候而ハ、誠に々々心配候、何卒尊公もさのみ御力落無之、如何樣成共御配慮今一きわ願度候事、何も荒々。

十一月十三日辰半刻　　此花

左大臣殿　　え

御文言の趣を拜讀しても分るが如く、近衞公は鷹司右大臣三條前內大臣等と同じく、退官隱退の意を決して參朝せられず、密に內書を奉つて幕府壓迫の事情を述べられたので、斯かる宸翰を賜はつたものと見えます。此宸翰を賜はつた時の書間でなかつたことは、別に徵憑もありまして、辰半刻の御註記と併はせ考へると、夜の九時頃、親しく御筆を染めさせられて密に賜はつた宮深の模樣も、ヲノヅカラ想ひ知られます。

宸翰中數ば御の敬字を用ひさせられ、或は近衞公を尊公と稱せられ、御身自ら私と稱し給ふが如き、また或は尋常臣民の義例を以て、近衞公の宛名を遙に高く記され、御身自ら低う下つて署させ給ふが如き、當時大小の諸侯が、老職宰

臣の輩に與ふる筆札の倨傲尊大を極むるとは、雲泥霄壤の差も啻なりませぬ。近衞家は古來藤原氏の長者として、他の攝關卿相の家とも一樣ならず、殊に近く關白信尋公が後陽成天皇の皇子を以て、降つて此家を繼がせられてからは、皇室との血緣の關係も深うなつたし、また忠凞公は天皇猶ほ東宮におはします頃より、傅として奉仕せられ、久しく師父の禮と情とを以て待遇せらるゝ大臣ですから、旁〻他の尋常一般の公卿とは、固より同視されないとしても、猶ほ是れ人臣の列です。孝明天皇の此一ツ二ツ宸翰に於て示し給ふ恭謙遜讓の御美德は、後の人をして深く欽仰せしめますが、國步艱難天下多事の時、內外の機務に叡念を勞せられ、今や幕府暴橫を極め朝廷を壓迫するを當面第一の御憂慮とせられた御心情は、宸翰中に散見する『恐懼』『大困り』『私一本立』の御文言、若くは數ば疊出する『心配』『心痛』などの御用語、最も善く表明してゐます。

顧ふに、井伊大老執權の幕府は、已に皇室を尊ぶ宗室親藩の議侯を幽屛し、或は國事を憂ふる幾多の志士を檢擧して大獄を起し、猶ほ進んで威壓を朝廷に加へむとし、近衞公以下孝明天皇御腹心の諸輔弼、また皆嫌疑を避け、前後相次で自ら蟄居せられまして、滿朝能く一人の聖謨に參ずる大臣を見ませぬ。然うして實算猶ほ三十に滿たせ給はざる一天萬乘の至尊、たゞ獨り肝膽を碎かせられ、或は實力ある諸侯を起たしめて幕府の暴橫を防がむことを謀らせ給ひ、或は却て老功の大臣を勞はり慰め、落膽失望しないで、勉めて力を致さむことを奬め勵まされました。

王權紐を解いて武臣國を偷むこと七百年。皇運は爾く否塞し、皇威は爾く萎微しました。維新中興の基を開かせ給ふた孝明天皇の御英明を今更頌し奉らむも畏き事ながら、月照の遙々九州の果まで落ち下つて困頓窘窮する頃はしも、天皇は京都の深宮の裡におはしまして、猶ほ獨り斯くは苦心焦慮せられました。諸君は夙に殉國奉公の志を抱いた洛東淸水寺の勤王僧が、鞠躬盡瘁身を殺して悔ひず、『大君の爲には何か惜しからむ薩摩のせとに身は沈むとも』と歌ふて波を

踏んだ心事を諒とせらるゝでありませう。

月明の夜の海路と舟中の小酒宴

十一月十五日の夜、西郷は旅支度をして道中袴を着け、田原助次郎の家に月照を訪ねました。

折しも夜は漸く更けて、月照も國臣も已に臥してゐました。西郷の訪ねて來たことを知り、諸共に枕を離れ、欣然として請じ入れました。

この城下に着いた翌日か翌々日に、一たび相見たばかりで、忽ち來往を禁ぜられまして、三四日の間は互に樣子も全く分らないで、今しも始めてフタヽビ相見たのですから、欣然として請じ入れたと云ふのは成程それは然うでせう。シカシ客の齎らして參つたのは、嗚呼それは好い消息ではありませんでした。

西郷は座に着いて默禮したまゝ一言を發しませぬ。眼の色も些し平生と異はつてゐます。然うして何だか國臣の前で話すのを憚るやうな素振りもあります。それと月照は察して國臣に向ひ、どうか茶を一つと賴みました。

夜はふけて家の人も大方寢靜まつた後ですから、國臣は自ら起つて勝手の方へ入り、良あつて茶を調へて出て參りますと、話は已に終はつた模樣で、西郷は是から急いで日州の方へ行かねばならぬ、仔細のことは船の上で緩々語らうと申して出立を促します。

そこで急いで僕重助の寢てをるのを呼び起し、忙はしく仕度をとゝのへ、さて四人打連れて田原の家の裏門を出て少し歩きますと、そこは直に納屋濱といふ海岸で、乘船の用意は疾く出來て待受けてをりました。政廳の內命を受けて附

添ひ行く阪口周右衞門も、早く參つてゐました。

船は一行五人を載せ、大隅の福山浦を指して纜を解きました。夜は已に十一時を過ぐる頃であります。折しも霜月十五夜の月、皎々として冴え渡る波の上を横ぎり、東へ向ふて走りました。船には政廳の內意を受けた町役人の心づくしと見えて、酒肴の手當殘る所なく、精進魚類兩樣の料理を入れた鄭重の重詰も調へてありました。

月照は西郷と相對して上の方に座はり、國臣阪口重助の三人は次の方に居りました。やがて酒を溫め重詰を開いて酌み交はしました。西郷は今夜は氣の詰る話は止めにして快く飲まうと申しました。今宵限りの命と思ひ極めて、談笑平生に異ならぬ態度は、自ら偉人の風を偲ばしめます。

今しも過ぎ行く船路は、長汀曲浦の風景おもしろく、嘗て賴山陽が豐後の畫伯に語つて、九州勝絕櫻島爲ゝ冠と賞した島山は、畫の如く眼の前に橫はつてゐます。仲冬冱寒の季節ながらも、酡顏の客は覺えず好哉を呼んで舷を叩くの情を催ふしたでありませう。國臣から直接に此時の話を聞いた『明烏』の著者は『西郷は言へらく今夜は氣の詰まる話は止めて快く酒を酌まんと、或は歌を謠ひ或は詩を吟じて興を盡しけるが』と記してゐます。また僕重助の話によると、國臣は腰から一管の笛を取出して吹奏すること數曲、人々聞いて感賞したと申します。場所柄將た人柄、今より考へても、いかに情緖の多い笛の音でせう。華麗悲壯の色彩最も豐富な國臣の一生の事蹟のうちでも、斯かる詩的劇的の光景は多くありませぬでした。

斯うしてみると、今夜の船中は何となう上品な風雅人の小宴らしく、酒も打濕つた陰氣のものゝ樣にもありますが、實際は必ずしも然うばかりとは思はれませぬ。『明烏』の著者が『或は歌を謠ひ或は詩を吟じて興を盡しけるが』と記したのも、聊か聲を張り上げて俗調を謠ふた義と解して、始めて能く西郷の『今夜は氣の詰まる話は止めて快く酒を酌まん』

と申した意とも照應します。

月照は戒律の嚴重な清僧だとしても、花の名所は清水の粉香裙影の裡に成長して、戯れ歌を聞いて眉をひそむるやうな坊さまとは違ひます。西郷も晩年こそ下戸の人として知られましたが、壯强の頃は猶ほ頗る酒味もあつて、往々醉態に托し權豪を罵つた逸話を留めてゐます。阪口は幾たびか江戸大阪にも來往して世馴れた人、國臣また同様の酒客でした。窮屈な一葉舟中の小宴、固より起つて舞ふて海若を驚かすの豪興はなかつたとしても、投海の悲劇が人々の醉臥中に演ぜられたことは、國臣自ら薩志錄に述べてをります。旁々酒も相應に飲んで、博多節の一ツ二ツ位は、或は御免を蒙つて謠ふたでありませう。

月照西郷の入水

船は鹿兒島の港を後に見て、進むこと一里また二里、田の浦磯の濱を過ぎ、華倉三舟の沖を走ります。

船中の人は已に陶然として醉ひまして、讙笑餘念もありませぬ。磯の濱を過ぐる頃、西郷は月照を誘ふて舷頭に立出で、陸の方を指さして、彼處のあたりは櫻樹多く、春は遊船の寄り集ふことなどを語り聞かせる樣子でしたが、良ありて座に着きました。

月照は墨斗の筆を取出し、大空の月の光をたよりに懷紙に記しつゝ、歌が出來た、テニオハは未だ調ふてをらぬが、如何であらうと示しました。西郷は覽て打首肯き、たゞ一言イカサマと申したまゝ收めて己が懷に入れました。此時までは國臣はじめ阪口も重助も、猶ほ傍より見てをりましたが、間もなく皆睡を催うして倒れ臥し、後は船頭の艫の方にゐて舵を守るばかりでした。

船は方に龍が水の沖へかゝり、やがて大崎が鼻近うなりました。眞後の追風に帆を孕ませて走ります、曉方の嵐さへ吹出でゝ矢よりも早く走ります。

時しも西郷ふたゝび起ち上がつて舷に出で、月照も續いて立ち上りました。西郷は島津左馬頭歳久の故事を話してをる樣子でした。龍ケ水は天正の昔龍伯義久の弟左馬頭歳久が、豊太閤の威武に屈しないで、二十四人の從臣と一ツ枕に、腹を掻き切つて死んだ殉難の地です。語る人も聞く人も、定めて自ら無量の感慨を催うしたでありませう。

月照は身を傾け海水を掬ふて兩手を淨めつゝ、さて右の手を擧げて恭ゝしく西の方を伏拜むよと見えた刹那、左の手は西郷と抱き合ふて忽ち海に躍り入りました。船頭は艫の方より此狀をみてゐましたが、アハヤと云ふ際もなく、忽ち飛び入りました。醉ひ臥した人々は、淘然と起つた波の音に驚き起れば、二人は疾や形も影もありませぬ。國臣と阪口とは、早く帆を卸ろせ船を停めよと罵り叫びますけれども、船頭舟子は狼狽周章して爲んすべを知りませぬ。阪口は咄嗟の間に舟板を取つて海に投げ入れ、また刀を拔いて帆綱を斫つたので、船は纔に停りました。されど猶ほ半町ばかりは走り過ぎてゐました。

急いで漕ぎ戻し、投げ入れた舟板の漂へる邊を目標にして、頻に搜がし廻はりますけれども、漫々たる海の上、たゞ傾きかけた寒月の波を照らすのみ、一物の眼に着くものもありませぬ。人々は相顧みて茫然たる許りでした。僕重助は此時歳方に二十一、聲を揚げて慟哭しました。一同は悄々として海面を打眺めつゝ、力なくも猶ほ彼方此方と漕ぎ廻はつて搜がし求めてをりますと、コハ如何に月照と西郷とは、シカト相抱いて一塊となつたまゝ、沸きかへる渦卷と諸共に、忽然として浮び出ました。人々また大に驚き、あはてふためいて忙はしく救ひ上げましたが、已に多く時間を經て

をるので、二人は氣息全く絶え肢體も冷え切つて微溫もありませぬ。寒氣肌をつんざく許りですけれども、海上の船の中、適當の手當をする道もない所から、國臣と阪口とは取り敢へず自ら着けてゐる衣物を脱いで着せ替え、或は二人の體をさかさまにして水を吐かせなどしつゝある間に、船頭舟子を促して西の方へと漕ぎ戻し、やがて船を華倉濱の樋之口と云ふ所に着けました。

こゝは吉野地方の產物を集めて海路鹿兒島の城下に積み出す唯一の津口で、別に字を湊とも唱へまして多少の民家のある所でした。此先の方で誤つて海中に陷られたのだと申聞けて、土地の若者三人にも手傳をさせ、濱邊に薪材として多く積み重ねた雜木の小枝を取り集めて火を焚き、二人の體を抱え上げて薄緣の上に置き、傍より緩かに溫めまして、國臣と重助とは專ら月照の介抱に勉め、阪口は專ら西郷の介抱に勉めました。然うして一時間ばかりしますと、西郷の肢體は漸く溫氣を發し、續いて幽かな呼吸を生じました。そこで國臣重助も大に力を得て愈ゝ介抱に勉めますけれども、月照は何の効もなく、最後の手當として、人中に灸治を施しましたが、斯くても終に蘇らず、傾き落つる山の端の月と諸共に、全く寂し去りました。恰も十六日の曉天、夜將に明け離れむとする頃でありました。

西郷は世の人にも知られた通り身體極めて强壯、平生の健康に缺くる所がなかつたので、幸にして蘇りましたが、月照は元來孱弱衣帶に勝へぬやうな淸僧でしたから、終に救ふことが出來なかつたのだと申します。國臣も筑前に歸つて後、やはり然う云ふ話をしてをります。

此時焚火をして月照西郷の介抱を手傳ふた土地の若者三名のうちの一人阪下長左衞門は、高壽を保ち大正五年に七十七歳を以て世を去つたさうですが、晩年までも猶ほ相當の記憶はあつて、往々六十年に近い昔の物語をしたので、船を華倉濱に着けた時の模樣は粗ぼ分りました。

西郷の蘇生と歸航

月照は終に寂し去りました。西郷は蘇りましたけれども、氣息纔に通するばかりで、死生の程は猶ほ分りませぬ。今は速に歸つて政廳の命を請ふの外はない所からして、阪口は國臣と相謀り、月照の遺骸と西郷とを再び船に載せ、急いで華倉濱を出て鹿兒島の港を指して歸りました。

時しも夜は疾く明け離れて白日となり、船舶の寄り集ふ津頭を冒して入ることは叶ひませぬから、一先づ防波堤の外側に船を繫いで人の注目を避けまして、阪口は後の事を國臣に賴み、已は獨り上陸し、馳せて築瀨源之進に顚末を告げました。築瀨また愕いて政廳に具狀しました。老職新納は報告を得て直に登廳し、段々評議をして、横目役谷村なにがしは命を受け、二個の棺と醫師とを携へ、船中に就て檢視を遂げ、月照の遺骸と西郷の身柄とを受領して、一先づ町會所に移し、谷村自ら保管して後命を待ちました。

谷村が二個の棺を携へて船の所に往つたのは、此場合世間の人をして西郷も月照と同じく死んだと思はしむるのは、幕府に對する處分上の都合も好く、西郷の爲に利益だと考へたからで、町會所に引取つた後も、二人の入水した事變を總べて秘密にし、暫くは一切發表さることを避けました。

やがて此事變の市中に洩れて聞えると、平素より政廳の態度を見て不滿の情を抱いてをる西郷の同志一派の人は、政廳が追つて二人を殺したのであらうと疑ひまして、追々町會所へ押掛けて來て事變の內狀を問ひます。何處からか西郷だけは蘇生したよしを洩れ聞いた人も、猶ほ容易に信じないで、頻に西郷を見て眞僞を知らむことを求め、或は町會所

の近邊を徘徊し、出入する役人を睥睨する者などもあつて、一時は憤慨激昂幾んど制し難からむとする勢となりました。

此日の午後、政廳は西郷の親族を呼出して事情を告げ、伴ひ歸つて治療を加ふべき旨を諭し、月照の遺骸は西郷家代代の菩提所南林禪寺に移すことを許し、埋葬は猶ほ後命を待つべしと達しました。そこで西郷の親族は、三時頃先づ西郷を駕籠に載せて上之園の家に伴ひ歸へり、月照の遺骸は此夜南林禪寺に移しました。

西郷は町會所より家に歸りますと、大久保伊地知吉井海江田税所森山等の諸同志悉く來り集り、親族家人と共に枕頭を繞りて看護に勉めました。西郷は多量の水を吐くこと數回、また幾たびか月照の名を呼びました。しかし知覺は全く無く、唯昏々として睡るばかりでしたが、夜の九時頃になつて、始めて微しく語を發し、尿を催うすの意を言ふので、吉井は扶け起し後から抱へて便せしめ、斯くてふたゝび蓐に就くと、重ねて語を發し、我が紙入を見よ師の歌があらうと言ひます。人々濡れた紙を取出して檢むれば、果して二首の歌を記した懷紙がありまして、紙には着物の藍の色浸みて斑文を成してゐました。

曇りなき心の月の薩摩潟
　沖の波間にやがて入ぬる

大君の爲にはなにか惜からむ
　さつまの迫門に身は沈むとも

これ即ち船中の月光のもとに記して示したもので、今猶ほ西郷侯爵家に傳はつて殘つてゐます。文字の跡おぼつかなく、纔に讀み得るところ、當時の情況宛然として想はるゝものがあつて、見る人をして轉ゝ感慨を深からしめます。

國臣は月照と西郷との投海の約の成つたのを以て、その田原助次郎の家で、茶を調へむとして、暫く勝手の方へ去つた時だらう申としてゐますが、吉井の晩年の話によると、西郷の今夜共に死せねばならぬ事情を告げて、月照の決意を決めたのはやはり船中で、月照は西郷の言を聞いて直に領諾し、しかも態度從容として平生に異はる所なく、死を視ること眞に歸するか如き狀は、西郷をして敬服の情に堪へざらしめたと申します。

船中は固より狹隘、傍に幾個の人も居つて、他の耳を偷みて死を約するの應酬は、多言を費すことを許しませぬ。月照は或は此二首の歌を示して、更に領諾の意を述べたのでありませう。

月照の納瘞並に墳墓

月照入寂の夜、町會所より南林禪寺に移した遺骸は、翌十七日下町の年寄役波江野休右衞門や、五日の間滯在をしたお使者宿の主人田原助次郎等も、相應の盡力をして政廳の內意を伺ふた後、弟子雲外坊と下男藤次郎との名義を以て埋葬のことを願出で、他日或は公儀の檢視なきを保し難いから、荼毘に附してはならぬと云ふ條件付で許可されました、即日西郷家代々の墓地より程遠からざる所の一老松の下に葬りました。

たゞ嫌疑を蒙つて詮議最中の人で、公然その眞實の素生身分を顯はすのは憚らねばなるまいと云ふわけからして、國臣は自ら靜溪院鏤水清月比丘の法號を撰し、且つ安政五戊午年十一月十六日滅の十餘字を錄して假標を設け、また同時墓表建立の用意をして、近傍の石工に賴みましたが、數日の後、墓表の未だ出來上らぬうちに、僕重助は筑前の盜賊方に引渡され、國臣は追はれて鹿兒島を去つたので、後の事を波江野等に留囑しました。國臣は自ら一基の石燈籠を寄進して墓前に建てましたが、孰れも出來上がつたのは、鹿兒島を立去つた後でした。

月照は初め西郷家代々の墓地の内に埋葬せられた樣に申傳へられまして、世間刊行の文書などにも、概ね然う見えてゐますが、それは間違で、西郷家の墓地の近傍でも區域は全く別でした。埋葬の初を以て建立せられた五輪の小塔は、西郷が明治七年に十七年の祭典を行ふた時までは、埋葬當時のまゝ、依然として舊の所にありましたが、その後段々の沿革を閲し、今は改葬せられて近傍の南州禪寺の境内にあります。月照入寂の當時、葬事を掌つた南林禪寺は、維新の初の廢佛毀釋の折に、廢寺となつて了つたので、その後に建立せられた京都相國寺の出張所の管理となり、相國寺の出張所は明治四十一年に寺號を南州寺と改めて獨立し、續いて月照の墳墓を保護し、時々の法要を營み、懇に香火を捧げてをります。去年の秋には、西郷の五十年祭と共に、頗る盛大の式を擧げ七十年の法要を行ひました。

月照の墳墓は申した通り段々の沿革を閲し、場所の移轉も二回に及びまして、大體の樣子は始めて埋葬した時よりも著しく變はりましたが、墓表などは總べて舊來のまゝで、國臣の寄進した小形の石燈籠も、他の同志の寄進した石燈籠と共に殘つてゐまして、國臣の寄進したものには、寄進者の自ら咏んだ二首の歌を刻してあります。

ながらへはかにかく命あるものを
過ぎにし人の心短さ

ながらうも死ぬるも同じ大君の
み國のために盡すこゝろは

これは文久元年の冬十二月、薩摩人の奮起を促して回天の壯圖を策せむと欲し、尊攘英斷錄を携へ、密に大口の關門を越えて入國した時、來り弔ふて咏んだもので、波江野休右衞門等に留囑して石燈籠を寄進してから四年の後でありました。

二首の歌が文久元年の冬ふたゝび鹿兒島に參つた時に咏まれたことは、國臣の自ら述べた徵憑もあれば、國臣から直接に話を聞いた『明烏』の著者なども、然う記してゐまして、間違のない事實ですが、久しい前に國臣の自ら題した文字の跡の、朧氣ながらも猶ほ讀み得らるゝのを發見し、自ら刀を執つて彫刻したのは、國臣の甥に當る田中助太郎雪窓と云ふ人で、二十年前の事でした。

田中助太郎雪窓は、國臣の妹の子で、早く東京美術學校に入り、繪畫と彫刻との兩科を兼修した美術家で、福岡の西公園に立つてをる國臣の大銅像の原型を作つた人です。南薩の川邊中學校に繪畫の教師として在職中、嘗て一日、月照の墓を弔ふた時、ふと雨後の石燈籠を撫摩し、文字の跡の猶ほ聊か分るのを認識して驚喜し、南洲寺の住職伊東惠聰師に事情を告げ、近邊の石工に彫刻のことを依頼しましたけれども、石工は難色を示して領諾せず、必要の道具は御用立てるから、自ら刀を執らるゝが好からうと云ふので、更に南州寺の住職とも相謀り、石燈籠の柱石を一たび川邊まで齎らし歸り、敎務の餘暇を偷みて刀を執り、相當の日數と苦心とを累ねて、始めて功を竣はつたのだと申します。

五十年ばかりの星霜を閲した石面の文字が、朧氣ながらも猶ほ分つたのは、石の本來の性質と雨後の潤との爲で、彫刻する時も絶えず水を注いで筆の跡を摸したと云ふ話です。前に一たび月照の墓を弔ふた折には、何の認識する所もなく、重ねて往いて偶然發見したもので、それは明治四十二年二月の朔日でした。

これは近ごろ彫刻者より仔細のことを聞いたので、筆のついでに記して置きます。

それから國臣の寄進した石燈籠と相對し、墓へ向つて右の方に立つてをる同式同型の石燈籠は、何人の寄進したものか、確と分つてゐませぬ。薩摩では伊地知正治の寄進したものだと云ふ說もあれば、筑前では國臣の鄕黨の同志吉田太郎の寄進したものだと云ふ說もありました。

吉田太郎名は正實、國臣と同じ鄉黨から身を起した筑前の志士の一人、國臣が養家小金丸氏を飛出して郡村を放浪した時、友人木村軍次と共に捜がし廻はつて連れ戻つたことは、嘗て前に申しました。勤王黨の爲に不利とせられた當路の權臣牧市內を斬り、藩を脫して長州に投じ、君國の事に勤勞すること數年。慶應二年の秋、長州より來つて薩摩に入り、西鄉等の眷顧を蒙つて暫く鹿兒島に居る頃、月照の墓を弔ふて參つて、國臣の石燈籠に題した歌を見て、己れも一首を咏んで亡友を追懷する情を述べました。

短しと言ひしし人も今ははや
おなじ草葉の露と消えけり

此歌は明治朝の初の頃、刊行せられた殉難後草のうちにも、吉田の作として載つてをるので、吉田の咏んだことは勿論それは事實でせうが、石燈籠の方には、安政六年七月十二日の文字だけは彫刻してありますから、吉田に關係はないものと見えます。

安政六年の秋七月十二日は、月照の入寂後九閱月で、恰も初の于蘭盆會に當ります。此歲の正月には、勤王黨の同志大久保吉井森山稅所等は、稅所の兄の眞海の住持する吉祥院に相會し、月照の四十九日の法事を修したこともあつたので、また初の于蘭盆會を機として石燈籠を寄進したかとも思はれます。伊地知正治は京都の鍵屋に滯在をして居る時より、月照とは善く相識つた同志であつて、自然石燈籠の寄進にも參與せられた筈です。薩摩では何かの事情で、獨り伊地知の寄進したものとして語り傳へたのかも分り兼ねますが、しかし伊地知は當時の勤王黨のうちでは、比較的食祿も多く生計に餘裕をもつてゐた人ですから、或は單獨に寄進したのかは知れぬにしても、先づ寄進に參與した一人として見るのを穩當と思ひます。薩摩では石燈籠ばかりでもなく、吉田の歌をも伊地知の咏んだものと間違つて語り傳へたのでした。

國臣と伊地知とは、筑後久留米の高山彥九郎の墓前に、同式同型の石燈籠を各々一ツづゝ寄進をして、卽今は好個の記念物となつてをります。或は月照墓前の石燈籠と彼是混同して、斯ゝる傳說を生じたのでもありませう。

筑前の盜賊方と僕重助

國臣と僕重助とは、十六日の朝、月照の遺骸を守つて鹿兒島に歸つた後は、政廳の沙汰もあつて、月照と同じく滯在したお使者宿田原助次郎の方へは入らず、當時飛脚宿と唱へた原田鄉兵衞の家に移りました。これはお使者宿よりは頗る粗末で、他國から來る一般の旅客尋常の飛脚等のとまるを例とする宿屋でした。

翌十七日、政廳の吏員は筑前の盜賊方兩人に月照の變死を遂げた形行を告げまして、遺骸は南林寺に置いてあるから檢分をせられたいと申聞け、且つ猶ほ月照の素性來歷を知らぬ風を裝ひまして、三寶院御門跡の御內の家來下男を召捕へて行かるゝとすれば、表向の屆出方は如何したら宜からうとトボケテ相談をしますと、盜賊方は靜溪院鑁水は清水寺成就院の隱居實性院忍向の僞名で三寶院御門跡の御內でないことを述べ、京都の町奉行より御用の次第があつて、こゝまで追跡して來たけれども、變死の事實斯く明白なる上は遺骸は檢分するに及ばぬ、下男は主人の變死を遂げた證據人として連れ行くも、家來は途中からの同行で御用の沙汰なき者なれは棄て置く、御隨意の取計をせられて宜からうと申しました。そこで重助だけは一應の吟味をして引渡すことに相談を極めまして、先づ取調べて聞き質してみると、主人は全く清水寺成就院の隱居で、靜溪院鑁水と稱したのは、一時の變名に相違ない由を申立てました。斯くて重助は筑前

の盗賊方へ引渡し、國臣は東の方大口の關所を經て立退かしむることに決しました。

國臣は月照の入水後、頻に伊地知海江田等の同志と會見したいと思ひますけれども、依然として政廳の禁令があつて逢ふことは出來ませぬ。然う斯うするうちに、何だか政廳は重助と同じく筑前の盗賊方へ引渡すやうな樣子も見ゆるので、憤然として意を決し、愈ゝ然ういふ場合ともならば、自ら手を下して重助を殺し、己も腹を搔き切つて死なうと思定めまして、密に所存を重助に語りますと、重助は大に愕き且つ恐れまして、種々己れ等の死んでならぬ理由を說いて國臣の怒を釋かうと勉めました。程もなく筑前の盗賊方は重助のみを引取つて連れ行くことも分つて、二人は互に依々として別るゝに忍びざるの情がありました。國臣は一首の歌を咏んで重助に與へました。

捨てはてし我身の上は思はねど
心にかゝる君の行末

此歌のことは、重助の歿後忠僕茶屋を守つてをる老寡婦を叩いてみましたけれども、要領を得ずして終はりましたが、西鄕が南林寺松原の墓前に月照の十七年の祭典を行はれ、重助は清水寺を代表して下向した砌、汽船の乘客中に鹿兒島縣令の大山綱良が居られまして、重助を引見して往昔の事を談ぜられた時、重助は國臣から歌を書いて貰つたけれども後に遺失した由を申しますと、大山は惜まれて重助の請ふがまゝに、自ら筆を執つて國臣の歌をしるして與へられたと云ふことを老寡婦から聞きました。

大山のしるして與へたのは、如何いふ作であつた歟、それは分りませぬ。眼に一丁字の無いやうな重助が、十七年の久しきを經て、猶ほ文句を覺えてゐた所から考へると、恐くはやはり鹿兒島の旅館に於て別るゝ時の歌であらうと思ひます。

僕重助の歸洛

十九日の朝、筑前の盗賊方は、愈ゝ重助の身柄を受取りまして、重罪人のやうな取扱をなし、足枷を施し、駕籠に載せて鹿兒島の城下を去り、途中も猶ほ嚴重の警戒を加へ、二十二日薩摩の境を越えて肥後の水俣に到り、待受けてをる德藏甚助の兩人に出會ひ、形行を告げて重助を引渡しました。

德藏甚助の兩人は、筑前の盗賊方が弟子の雲外坊を打棄てゝ檢擧しなかつたのを惜がりまして、下男と同じく引ッ捕へて來れば好かつたものをと申しますと、筑前の盗賊方は東目より追立てらるゝ樣に聞いたから定めて途中で一命を召されたであらうと言つたので、德藏甚助は却て愕然としました。薩摩人は東目より送り出す旅客を、關所の外で斬り棄てると語り傳へた世間の噂を持出して、上國の人を驚かしたものと見えます。しかし盗賊方また實際然うと思つたのかも分りませぬ。弟子の雲外坊は東の方の街道を取つて歸る途上、大口の關所の役人を愚弄して好個の喜劇を演じ、悠々として薩摩の境を出てゝ筑前に歸つて後、德藏甚助の一行が、水俣に於て斯かる話をしたことを聞き、掌を拍つて笑ひました。同志の人々また語り傳へて話柄としました。

盗賊方は概ね國臣と同じ階級の足輕より任用せらるゝのを例としたし、國臣の父親は此階級に必要な杖棒の技術の精妙を鳴らし、數百人の門弟をも養ふた老功者で、盗賊方のうちには國臣の一家と消息の密に相通ずる者も多かつたから、斯かる職務上の機密も、何處からともなく分つたのだと申します。然うして筑前の盗賊方が鹿兒島の城下に於て、お尋物の弟子雲外坊の自分達とも緣故の淺からぬ平野二郎國臣だと云ふことを全く知らなかつたのは、別けて甚だしい迂濶

でありました。

筑前の盜賊方は、重罪人の取扱をして重助を連れて來ましたが、德藏甚助は水俣で重助を受取ると、直に縛を解き足枷を去つて自由の身とし、且つ道中用の雨合羽等を買ひ調へて與へまして、自分共の從僕として召連れ、行々沿道の見物をもし、ふたゝび太宰府へも立寄つて天滿宮の參詣をもしました。重助は太宰府では松屋孫兵衞の方へも參つて、過ぐる頃月照に附いて宿つた折の禮を述べ、その後の形行を語り、福岡の高橋屋平右衞門や楠屋宗五郎はじめ、前に世話を受けた人々へも傳言を賴んで去つたさうです。二十歳を越へたばかりの若者で、斯かる心掛のあつた所をみると、强ち世の人の噂する樣な事理の分らぬ田舍者でも愚者でもなかつたかと思ひます。

德藏甚助は、道中だけは斯かる取扱をして、普通の從僕として重助を召連れましたけれども、京都へ歸り着くと、また忽ち引ッ捕へて六角の獄に投じました。京都に歸り着いた月日は確と分りませぬ。德藏甚助は途中で行々名所の見物をしたり宮寺の參詣をして、格別急ぎもしなかつた模樣ですから、歸り着いたのは十二月の中旬でありませう。重助は安政六年二十二歳の春を獄中に迎へ、五月になつて釋放せられ、始めて自由の人となりました。

正月の五日には、月照の弟成就院の當住信海も町奉行の檢擧を受け、六角の獄に入つて來まして、思掛なくも重助に出會ひ、始めて兄の入水して寂したことを知り、哀慟して幾んど絕せむとしました。久しく月照兄弟の信任を蒙り清水寺の事務を掌つてゐた近藤仲正愼は、月照の西走後間もなく檢擧せられ、月照の事に就て嚴重の糺問を受け、甚だしく苛刻に取扱はれた所から、絕食十餘日、終に自ら舌を嚙み切つて死んだのは、十一月の二十四日、月照の猶ほ筑後の小保浦に潛んでをる頃で、重助の歸洛した時は、疾に死んだ後でした。

重助は六角の獄を釋放されると、暫く丹波の故鄕に歸つて、後ふたゝび京都へ出たのですが、始めて獄を釋放された時は、月照が入水の間際まで携帶してゐた路用の殘金六兩三分を。成就院に持つて參つて返納した事實もあります。その心掛の好い律儀者と云ふことは、斯かる事實から考へても自ら分ります。

國臣は鹿兒島の城下で別れてより、四たびも京都へ出ましたが、始は重助猶ほ在獄中だし、後の二たびは共に國事最も多端の時で、且つ滯京の日數も極めて僅少で、最終は國臣自ら拘囚の身でしたから、ふたゝび相見るの機會はなかつたものと見えまして、何の話もありませぬ。

維新の少し前、西鄕が薩藩の樞軸を握り、京都で盛に活動してをる頃、重助の音づれて着物等を貰ふた樣なことだけは語り傳へられてをります。

胎岳院雲外坊の放逐

弟子の胎岳院雲外坊は、重助に後るゝこと一日、政廳から放逐の嚴命を受けて、鹿兒島の城下を立去りました。

國臣は一たび伊地知海江田等の同志と相見たいと思ふ情の切なる所から、何とかして發足を延ばさうと謀りますけれども、政廳は期日を指定して必ず立去れと嚴命したので、如何することも出來ませぬでした。

二十日の朝には、早くも護卒が來て發足を促します、旅宿原田の家では供膳の用意の猶ほ調はなかつたの歟、また別に何か理由のあつたの歟、主人の鄕兵衞自ら竹の皮包の握飯を持つて出て參つて、同じく政廳の意を傳へて發足を促します。

國臣は月照を伴ふて入國した始より政廳の態度に就ては、不滿を抱くこと久しいのだが、大藩の威令を如何とも爲し

難く、耐らへ忍んでゐました。今や發足を促すこと斯の如く急に、旅宿の主人までも同樣ですから、怒氣勃然として一時に起り、憤激の情を抑え兼ねまして、我は今是から七八十里の道を歸つて行く旅路である、餐なりとも附けた膳を供へて首途を祝ふのは當り前ではない歟、これは何たる無禮ぞ斯んなものが喰はれるかと言ひさま、座敷の彼方に座つてゐる鄕兵衞の顏を目がけて握飯を投げつけました。彼方は急に首をひねつて避けたので、少しく外れて後の壁に當りました。握飯は壞はれてバラ〳〵と疊の上に散り落ちました。雲外坊盛怒の景色が想はれます。

主人鄕兵衞は客の腹を立つること甚だしく、勢の凄いのを見まして恐縮し、改めて式の如く首途の膳を供へ、思召の通の餐を附けて出しました。そこで國臣は寬座悠々として食事を終り、然うして如何いふわけ歟、腰より一管の笛を取出し、吹奏して座敷のうちを三たびめぐり、斯くて徐に發足しました。

原田鄕兵衞は久しく旅宿の業を營み維新の後に及びました。文久元年の冬十二月、國臣の重ねて薩摩に入つた時、また此家に宿をしましたが、鄕兵衞は四年前に貰ひ損ふた握飯の禮を述べた歟どう歟それは何の話もありませぬ。たゞ國臣の季の弟三郎能得が、明治のはじめ黑田家の用を帶びて參つて、同じく此家に宿つた砌り、適〻京都より歸國してをる北條右門が訪ねて來て、密に鄕兵衞を指さし、あれこそ兄さんより握飯の御馳走をされやうとした主人だと申したことを、三郎能得の存命中、著者は嘗て聞きました。

仙田市郎は國臣が鹿兒島の城下を立去る時の情況を述べて、『次郎それより緩々と立出で、素袍侍烏帽子に太刀を帶び笛を吹いて鹿兒島の町を過ぐ、是我出立を同志に知らせむが爲め也』と記してをります。

國臣の平生自ら好みて帶びた古風の太刀は、是より先き筑前の大庭村で始めて月照と出會ひ、相伴ふて筑後川を下らうとする折、その異樣で人の注目を受け易いと云ふ所から、洋中藻萍の佩刀と取換へて入薩したので、仙田の記した太刀は、ヤハリ普通の刀と思はれますが、薩摩人の間に原田鄕兵衞の話などを語り傳へた所は、大體に於て仙田の記したものと符合しまして、當時市中の人は、國臣の風體をみて、竈祓の神主だと思ふたと云ふ傳說もあります。

撫付髮の僞山伏と化けて鹿兒島の城下に入り込んだ胎岳院雲外坊は、また忽ち早變りの一齣を演じ、神主の出來損ひとなつて鹿兒島の城下を立去つたものと見えます。我勤王の志士の趣向、愈〻出で〻愈〻妙であります。然うして巳の出立を同志に知らさうとした奇策は、果して都合好く功を奏しまして、大久保正助と海江田とは、路用の餞を齎らし、急行して追かけて來ました。

大久保海江田の餞別

月照國臣の入國の始、西鄕が一たび月照の訪問を受けて會見し、國臣また一たび伊地知と面晤して多少の談を交はした後は、忽ち政廳より交通を禁ぜられたので、月照國臣と同志との間は、消息全く斷絕して了つて、未だ幾日も經ないうちに、入水の事變を生じたので、大久保海江田等は頻りに月照國臣の入國した形行や。入水前後の模樣を知りたいと思ひますけれども、西鄕は纔に蘇生したばかり、言語も猶ほ發し難い容態で就て尋ねることも叶ひませぬ。國臣は依然として政廳の警察が嚴びしいので相見る道もなく、唯日々森山棠園の家を主として同志相會し、徒らに評議をして居りました。

然うすると、二十日の晩景になつて、國臣は今日追立てられて城下を發足したと云ふ市中の噂を聞きました。大久保海江田の二人は、旅宿原田鄕兵衞の方へ參つて尋ねると、市中の噂は事實でありました。そこで二人は一先づ森山の家

に立戻つて相談をして、大久保は自ら有村即ち海江田を伴ひ、國臣の後を追ふ評議を決しました。

夜も已に更け且風もあつて寒い夜でした。二人は評議を決すると直に蹶起しまして、疾驅急行すること五里、白金阪の嶮はしき道を下り、重富の驛に着いたのは、二十一日の天漸く明けむとする頃でした。驛の旅人宿を叩き起して物色し、國臣の宿つてをるのを發見しまして、二人は欣然として案内をも請はず、直に襖子を排いて入りました。此時國臣は猶ほ睡つて羣の裡にゐました。二人の突如座敷を侵して入つて來た物音に驚き覺め、刺客だと思ひまして、枕を蹴つてはね起き、急に刀を執つて何者かと誰可めましたが。熟く見れば一人は海江田でした。また忽ち刀を棄てゝ粗忽を謝し、斯くて互に座を定めて語りました。海江田は此歳の秋京都の鍵屋で別れて、今ふたゝび相見ました。大久保は此時が初對面の人でした。

大久保海江田は交々月照の筑前を立出でた以來の形行を問ひ、入水前後の事情に及びました。國臣は仔細の應答をして、寛談時を移した後、互に好在の辭を交はして手を分ちました。大久保海江田は別れむとする時、護卒として附添ひ行く人に向つて、善く國臣を視ることを賴み、また金五兩を國臣に贈つて餞別の志を表しました。國臣は路用幾んど全く盡き果て、心を苦しめてをる折柄でしたから、深く二人の厚意を喜びまして、關所を越えて出たら、露宿の外はあるまいと覺悟をしてゐたが、お蔭で今は斯かる心配もなくなつたと申して、幾たびも謝しました。

大久保も海江田も、此頃は家道極めて寒微で、一兩の金も容易に調ふ人ではありませぬ。二人の國臣に餞したのは、同志中の富豪として知られた森山棠園の贈る所でした。森山は文久二年の夏、伏見寺田屋の事變に關係し、父子同じく君國の爲に身を致した第一流の志士、西郷大久保等の爲にも深く敬重せられた人物で、その死する少し前の頃、長州竹崎の白石正一郎の家と伏見の薩摩屋敷とに於て、國臣と相見たこともありました。

國臣が大久保海江田に別れて八日の後、熊本の山形典次郎の家から二人に寄せて謝意を述べた書中の趣をみると、猶ほ別に多少の話もした模樣ですけれども、仔細のことは分りませぬ。また大久保海江田は此時國臣に向ひ、重助を幕吏の手に渡し、後日大事を誤るやうな心配でもあれば、何とかして直に奪ひ返すの手段を取らねばなるまいと申すと、國臣は然んな心配はないと答へて別れたと云ふ話も殘つてゐます。

重助は筑前の盜賊方が嚴重の警戒を加へて連れ去つた後で、直に奪ひ返される樣な事態とは違ひます。しかし何等かの場合で、或は斯かる話も生じたかも知れませぬ。

越關の喜劇

國臣は重富の驛に大久保海江田と手を分つた後、三日を費し加治木横川大口を經て、二十三日始めて國境の小河内の關所に到りました。

小河内の關所は大口鄕に屬しまして、月照國臣の一行が、入薩のはじめ通行を拒まれた出水の野間原の關所から、東の方約八里に當ります。薩摩武士の典型として知らるゝ文武兼備の名將新納武藏守忠元が、元龜天正このかた島津氏の委任を受けて擔當すること四十餘年。士卒をして肥後の加藤が來るならばと謠はしめて北方の敵に備へた所で、薩摩人は元和偃武の後も、依然として、國境の一大要關として堅く守りましたけれども、行客の出入は固より正面の玄關口たる野間原のやうに頻繁でなく、監守の役人も、事理を辨ふる力の乏しい者でも、猶ほ足るとしました。そこで鹿兒島の城下を立出る時、竈祓の神主と見られた國臣は、こゝでふたゝび舊の僞山伏となり、關所の役人を愚にして一喜劇を演

じ、悠々として過ぎ去りました。

二十三日國臣は小河内の關所に到り、三寶院派の修驗僧胎岳院雲外坊と名のつて通行しやうとします。監守の役人は例に依つて手荷物を檢むると申します。そこで携帶してをる風呂敷包を投げ出しました。

役人受取つて開けば、烏帽子が先づ出ました。役人問ふて曰く、これは何物歟。トボケテ答へて曰く、それは兜巾と唱へ、我派の山伏の用ふる物です。役人曰く。成程。次には垂直が出ました。役人問ふて曰く、これは何物歟、答へて曰く、それは我派の山伏の用ふる法衣です。と自ら引つたくつて取りました。役人は敢て不機嫌の色もありませぬでした。次には樂の譜が出ました。問ふて曰く、これは何物歟、答へて曰く、それは梵唄です、役人は梵唄の何物たるを全く解りませぬ。問ふて曰く、梵唄とは何の義歟、何の用を爲すもの歟。雲外坊愈デタラメを言ふて曰く、我派の山伏は經に節をつけて讀むことがあります、その爲め入用のものです。役人は合點して首肯きました。次には笛が出ました。役人もさすがに笛だけは知つてゐました。これは何物歟と尋ねないで、唯これは慰みもの歟と言ひました。答へて曰く然うです。役人は猶ほ續いて何とか言はうとしましたが、此時奥の座敷に人がをつて、大喝一聲もうよか。そこで手荷物の吟味は首尾好く終りを告げ、直に通行を許されました。雲外坊は笑を忍びて過ぎ去りました。

此日口から出任せのデタラメを言ふて關所の役人を納得さしたことは、國臣も自ら失笑を禁ずるに苦しんだと申します。また奥の座敷より聲を掛けてもうよかと云つたのは、或は何等かの機會で己れを知つてをる人ではあるまい歟と疑ひまして、此日の話の出るたび毎に、然う申してゐたさうです。しかし當時の藩制、小河内の關所は特に監守の役人の派遣されたのではなく、大口の鄕士丸田なにがしが、世々定住して擔當した模樣ですから、國臣の疑は過察であらうと思ひます。

國臣は滯りなく薩摩の境も越えて北行すること三十里、途中に五日を費し、二十八日熊本に着いて山形典次郎の家を過ぎり、留ること二日。途中に多く日數を累ねたわけは分りませぬが、或は今は北を指して急いで歸る必要もなければ、客囊また聊か物を蓄へてゐた爲でもありませう。

山形の家より大久保海江田に書を寄せて謝意を述べました。

色々御厚情難レ盡二筆頭一御坐候、陳者途中隙取一昨二十八日熊府到着仕候、御一人御通行之趣も承知仕候、切角御密蟄奉レ願候、當府之模樣態與不二申上候、何茂書中不レ盡二萬慮一候、誠惶謹言、

霜月晦日　　國臣

大正様

有俊様

尙ゝ御社中様にも御配慮之段宜奉レ願候、

文中に『御一人御通行之趣も承知仕候』と見えてをるのは、西鄕大久保等の同志で、後には國臣とも相識つた堀仲左衞門が、江戸よりの歸途、熊本を通過したと云ふ消息、宛名の大正様有俊様は、即ち大久保正助と有村俊齋との省略、海江田は當時有村俊齋と稱してゐました。

此尺牘は大久保侯爵家所藏文書の一つで、今は伯爵牧野の家に殘つてをるさうですが、國臣の勤王の同志と應酬した幾多の尺牘中、現存する遺墨としては、最も舊いものであります。

歸筑

國臣は十一月の晦日に、熊本の山形典次郎の家を去つて北歸の途に上り、臘月のはじめ筑前に歸りまして、先づ工藤北條と會見して別後の經過を語り、また筑前の藩狀を聞き、己の安閑として此邊に居られる事情でないことを知りまして、直に藩を去つて政廳の詮議を免れ、ふたゝび出でゝ上國の形勢を窺はうと思立ちました。そこで夜闇に紛れて近所隣の人目を偷み、密に地行の我家を省しますと、父の吉郎右衞門も三人の兄弟も、公務の爲め行役中で、母親の都甲氏が季の妹と共に留守をしてゐました。

今歳の秋八月、藩を脫して上洛した後は、早く已に法を犯した人とはなつてゐましても、元來無職無祿の足輕の浪人が、許可を得ずして藩を出たと云ふだけの微罪、政廳でも深く詮議をする模樣もなく、猶ほ內々の來往出入は出來ましたが、京都町奉行の捕手が月照を追跡して下つた頃よりは、政廳の方でも、段々國臣の擧動に注意を加へる樣になつて、月照と同行して薩摩へ參つた後、鄕黨の組合の組頭は、藩吏の內命を受け、母親の都甲氏を呼寄せて國臣の所在を尋ねました。全く知らぬよしを答へると、組頭は猶ほ疑ひまして、若し飽くまでも包み隱くさば、或は二郎の身代はりとして自ら罪を負ふことになるかも知れぬと申して威嚇しました。都甲氏は兒女を育つる心掛けも善く、鄕黨の間に貞淑の譽れもあつて志士の母親たるに應はしき女性でした。然うして諸子中最も次男の國臣を信じ且つ愛する人でした。組頭から斯く威嚇されても屈せず、已れ女性の身にして二郎の罪を代はり償ふことの叶ふなら、些も辭する所でないと言ひ張るので、組頭は如何とも爲し難く、そのまゝ詮議を運はずして終はりました。

それから十二月の初になつて、國臣は一夜密に歸つて參つて、月照の人物志操の優れた出家であつた話をして、入水の模樣などを具に語り、自ら撰した月照の戒名と忌日とを書いて母親に渡しまして、已れの去つた後は、代はつて供養をしてくださいと賴みました。都甲氏は深く我子の話に感動しまして、國臣の出て去つてから、近所の禪刹金龍寺の老僧が本寺の住持を退隱し、松風庵といふ塔頭に閑居してをるのを賴み、小さい木の位牌を作つて貰ひまして、聊か讀經供養の事を修し、爾來續いて我家の佛壇に安置し、忌辰每には香花を手向けて弔ふを例とし、都甲氏の存生中は年々渝はりませぬでした。月照の戒名と忌日とを記した小さい木の位牌は、今も猶ほ殘つてをります。

此時母親と共に家を守つてゐた國臣の季の妹は、八十餘の高齡を保つて、近年まで世に在りましたが、兄の語つた月照入水の模樣などに就ても、多少の記憶はありました。西鄕は平生の健康に申分のなかつた人だから、蘇生したけれども、月照は身體の孱弱の爲め、極力介抱の詮もなく、終に寂して了つたと云ふ話もすれば、同船の阪口周右衞門が、咄嗟の間に舟板を海に投げ入れて目標とし、且つ脇差を拔き帆綱を斫つて船を停めた機敏の働きの話もしたさうです。それから月照の介抱の時、したゝかに濡れたのを乾はかしたのだと申して、皺くちやになつた着物を持つて歸つた話などもしました。

國臣は十一月の晦に熊本を去つて歸來し、先づ工藤北條と相見て、ふたゝび上洛の策を決し、告別の意を兼ねて我家を省したのだし、十二月の八日には、早くも福岡を距ること十里、上座郡の大庭村に竹內五百都を訪ひ、翌九日は秋月に阪田九郎右衞門と楠屋勘藏とを訪ひ、それより直に上洛の途に就てをるので、一夜密に歸つて我家を省したのは、蓋し此月の初五日か六日の頃でありました。

月照坊筑紫下りの今様歌

汎く人口に膾炙してをる國臣の月照坊筑紫下りの今様歌は、一に西海波間記の名もあります。後日の刪潤を經て完成したとしても、初稿は先づ此頃の作と思ひますから、今こゝに收めます。

月照坊筑紫下り

花の都も秋は猶　夕淋ひしき風情なり
名に流れたる清水や　落來る瀧の乙羽山
木の葉色づく折柄に　ちるや紅葉の散々に
みだれ行く世の難波江や　蘆のさわりは繁けれど
猶ほ世の爲に身をつくし　つくさんとてや筑紫潟
波かけの岸のなみならぬ　誓はいつも深みどり
色もかはらぬ青柳の　驛路こえて香椎潟
たゝ良の橋を打わたり　千代の松原千代八千代
萬代かけて君が代を　千本の松によそへつゝ
神にあゆみを箱崎の　社にかけし四の文字
筆のあるじをよく問へは　延喜の帝かしこくも

御手をくだしましませり　こゝも昔は石疊
疊かさねて白波の　よせし昔を忘れじと
恨みうらわの木綿襷　かけて嘆くもあはれなり
濡衣塚のぬれきぬも　その身に着たる心地せん
やがて博多の假住居　こゝも波風騷がしく
また行方は薩摩潟　沖の小嶋にあらねども
心細さを都にて　誰かあはれと思ふらん
たよる心は筑紫人　一人の外にうちあけて
語らふ友も波路經て　野間のせきやの關守に
せきとめられて又ふねに　乘れともそれとよるかたも
なみにゆられて行先は　黑の瀨戸てふ名も憂しや
今は鹿兒嶋籠の鳥　翼ちゞめて潛みしが
また木枯に驚きて　日向をさして船出しつ
霜ふる月の望の夜の　鳥の初音と諸共に
啼く音をしのび波風の　危きなかを漕ぎわたる
こゝに一人の薩摩人　いかなる緣しさきの世の
契やふかき御船沖　傾く月ともろともに

照りかゞやきて曇りなき　身も大君の爲にとて
やがて波間に入ぬるを　神ならぬ身のかなしさは
乘合人も船人も　かひの雫の露ほども
さりとは知らず白浪の　立騒けども甲斐ぞなき
はや東雲の明烏　啼くより外はなかりけり

國臣の自ら筆を執つたのも殘つてをれば、小河彌右衞門の明烏に記したのは、作者の自ら朗誦するのを書き取つたのだと申しますが、それでも文句の異同は二三に止りませぬ一本には『千代の松原千代八千代萬代かけて君が代を』とあるを『千代の松原千代かけて』とし、『日向をさして船出しつ霜ふる月の望の夜の』とあるを、『日向とやらに船出せし日は神無月望の夜』としまして、國臣の自筆本も然うなつてをります。しかし月照の入水したのは霜月で神無月とするのは事實を失ひます。これは藎志錄にも十月望也と記してゐますから、國臣の一時の勘違より起つたもので、全く錯誤でありませう。

上洛と好才辯

國臣の薩摩より筑前に歸り着いた頃、月照を追跡して參つた德藏甚助の兩人は、已に僕重助を連れて九州の地を去つた後で、筑前は物情も漸く平穩となつて、一たび筑後の榎津に身を潛めた北條右門も、博多の家に歸つてゐましたが、上國は戊午の大獄の進行最中で、志士の檢擧せらるゝ者、愈々その數を加へ、朝廷の親王大臣また連累の難を免れざらむとし、天下大小の諸藩は、悉く皆肅然として屏息し、唯專ら戰々兢々として幕府の嫌疑に觸るゝを是れ畏るゝの形勢でありました。黑田家の政廳では、工藤北條竹內洋中（一に沖中）の四人が、各々月照を助けて應分の力を致したのを尤めまして、領內の島々に移して安置する評議を定め、四人は各々一家を提げて、久しく住み馴れた土地を去り、工藤は志摩郡の玄界嶋に、北條は怡土郡の姫島に、竹內は糟屋郡の相島に、沖中は宗像郡の大嶋に移ることになりました。藩狀方に斯の如しで、國臣は一日も安閑として居られぬ事情であつたので、旁々ふたゝび上洛する策を決しました。

そこで國臣は去る十月十六日の夜、月照が下名嶋町の高橋屋を立退く時、留めて置いた兩掛の中より見出した近衞公と鎌田出雲とに關係のある秘密の文書を工藤の手から受領して携帶し、十二月の八日に先づ大庭村の竹內五百都を過ぎり、翌九日は秋月の阪田九郎右衞門を訪ひ、互に別後の情を語り、また福岡の楠屋宗五郎の本家で秋月の町年寄役を勤むる楠屋勘藏にも逢ふて欵待を受け、それより遠賀郡の底井野に在勤してをる兄の都甲小仲太を訪ひまして留まること一夜、十二日始めて筑前の境を出て、孤劍飄然として東行の途に上りました。

此時秋月では、豫ねて師弟の關係もある間柄ですから、阪田には種々の委はしい物語をした痕跡が殘つてゐます。また楠屋勘藏は町人ながら時を慨げき世を憂ふるの志をもつた者で、善く禮と情とをつくして國臣をもてなし、折しも獵夫の賣りに參つた此邊でアナグマと唱ふる貉を需め、筑後の柳河より到來した海苔を宰して酒の下物としたので、國臣は是は山海の珍味だと申して賞味した話もあります。秋月を去る時、勘藏は送つて淚阪と云ふ所で別れました。

底井野は郡奉行小河愛四郎の居る土地で、兄の都甲小仲太は小河の屬吏でした。國臣が變名を稱して面會を求めますと、取次いた者はじめ周圍の人は、容貌の甚だ肖似してをる所からして、兄弟であうと疑ふておかしい顏もすれば、小

河は歌道のことで豫ねて國臣をも知つてゐたので、それと覺りましたけれども、全く分らぬ風を裝ふて見逃したと云ふ話もあります。

國臣は八月の末に上洛した折は、都甲楯彦と稱しましたが、此時は秋月の人宮崎司と稱しました。斯くて途次長州の竹崎に白石正一郎を訪ひ、一夜宿つて寛談し、始めて締交して別れ、富海より海路を取りました。

適〻同船の客に、京都の堂上家の御用を勤めて歸る主從數人の醫者松井なにがしがゐまして、蓬窓の徒然に苦むの餘り、相親みて何吳となく語り交はしました。醫者は筑前人の言語風俗などを善く知つた人で、國臣の秋月の產れ宮崎司と名のるのを訝りまして、君の言葉を聞けば全く福岡の人のやうだと申します、國臣は答へていかにも然うです、產れは秋月でも、幼少の時母を喪ふた爲め、福岡へ出でゝ成人したもので、近ごろ秋月に歸つてみると、繼母は己の生める弟に家を相續させたい心があつて、自分の歸つて來たのを喜ばず家庭の事情甚だ面白くないから、自分は他國に於て身を立てやうと思ふて出でゝ來たのだが、併かし差當り是ぞと云つて好い見込のあるわけでもないので、今は暫く伊勢參宮でもする歟、大和めぐりでもしやうと考へてをると語りました。醫者は首肯いて、成程然う云ふ事情歟、然う云ふ事情なら如何だ、是から自分と同行して上洛し立身の道を求むる意はない歟、相當の周旋もし助力もしてやらう、借家も持つてをるから貸しても宜いと申して懇に勸めて吳れます、國臣は是れ幸と喜びまして、猶ほ善く賴んで同行上洛することに相談を極めました。

折しも風の都合が悪いので、途中から船を棄てゝ中國路を陸行しましたが、旅宿などでも何とかの堂上家の御內と名のり、傲然として通行する醫者主徒の一行に加はりまして、浮浪の旅客の警察、頗る嚴密な時節にも拘はらず、國臣は何の心配もなく、天下の大道を白日公行し、威張り返つて京都に入りました。

京攝の飄浪

此頃の京都は、偵吏捕手鵜の目鷹の目で奔走して志士を檢擧するに忙はしく、脛に疵もつ人は、先を爭ふて遠く諸方に逃げ隱るゝの時、獨り自ら好んで斯かる危境に投じ來る豪膽と勇氣とは、勿論それは稱すべしでありますが、同船の客と應酬すること一番、忽ち堂上家御內の名義を偷み得て、大手を揮ひ威張り返つて上洛したのは、幾烈の氣慨堅剛の志操の外、猶ほ一種の好才氣もあつて、時に應じ事を迎へ、毫も窘窮しなかつた平生の人と爲りも自ら分ります。

國臣は入洛の上は密に近衞公へ參つて、月照入水の始末を述べ、都合好くば忠熙公にも拜謁したい心算を抱いてゐまして、月照の行李の中より發見した秘密の文書を、工藤の手から受領して携帶したのでありました。

斯くて途中より同船した醫者松井なにがしの一行に加はり、何の故障もなく上洛しましたが、前にも申した通、此頃の京都は、戊午の大獄の進行最中で、浪人狩の總指揮官たる幕府の老中間部下總守は、猶ほ妙滿寺の旅館に滯在をして、鷹犬の徒は頻に獲物を搜がし索め、洛の內外を徘徊しまして、檢擧を免れた諸方の同志は、悉く離散して形跡を潛め、名望ある縉紳士太夫、また皆嫌疑を避けて門を鎖したので、國臣は叩いて事を談ずる人もなければ、近衞公や淸水寺に近づくすべもなく、途中より同行した醫者松井なにがしの好意を受け、その持家に假住ひをして徒らに數日を送りてをりますと、適〻町奉行所支配の目明が參つて隣壁の家を搜索しました。これは尋常の竊盜犯に係はる詮議でしたけれども、國臣は狀を見て何となく不安の情を生じ、斯かる場所に身を置くの危險を感じまして意を決し、書を留めて伏見の見物に赴くよしを告げ、且つ買ひ調つた多少の日用品を留めて謝儀に充て、即日松井なにがしの借家を引拂ふて立

去りました。

國臣は醫者松井なにがしの家に寄寓したことを、此歳八月上洛した時のやうに、自ら蓋志錄に記してゐますが、それは已れの思違で、事實はやはり臘月ふたゝび上洛した時でした。弟の三郎能得などは、委はしい事實を聞いて善く知つてをりました。三郎能得の話によると、國臣は此時神嘗祭の儀式を密に拜觀して去りたいと切に思ふたけれども、事情到底長く居られぬので、强ひて立去つたと申してゐたさうです。松井なにがしの餘蔭を以て拜觀を偷むの道があつたものと見えます。唯當時神嘗祭を行はれた時日は未だ考へませぬが、此頃は已に過ぎ去つて事後のやうにも思はれます。或は除夕の大祓の儀式、若くは年初の諸儀式を偷みて拜觀せむと欲した誤でありませう。

國臣は醫者松井なにがしの家を引拂ふて立去つてより洛外嵯峨の近傍川嶋村に、梅田源次郎賴三樹八郎等の人々と交誼の淺からぬ鄕士山口薰次郎の纒に町奉行の檢擧を免れてをるのを訪ひ、それから山崎に櫻井驛の故趾を訪ひ、淀川を越えて男山の八幡宮に詣ふで、また河内に入りて小楠公の墓を弔ひ、途次大阪のあたりに安政六年の春を迎へ、新年のはじめ紀州の境に入りて、湯淺の浦で常陸の志士櫻任藏と邂逅しました。

國臣の此時紀州に入つたことは、萬延元年の櫻田事變の頃、密に藩主黑田長溥公に上つた建白書に徵憑もあれば、櫻任藏の歌もあつて、元來は去年の秋梁川星巖から名を聞いた詩人菊池溪吟の家を訪ふたものゝやうですが、蹤跡は漠として分りませぬ。その期せずして櫻と邂逅したのは、寔に奇遇でありました。

紀州に於ける櫻任藏との奇遇

櫻任藏名は一雄、後に眞金と更めました。字は飛卿、月波山人と號しました。素と常陸國眞壁郡の人、村醫小松崎玄達の子で、幼少の時より俊偉にして奇志を抱き父の業を繼くを好まず、年甫めて十六、隣藩水戸の藤田東湖の敎を受け刻苦すること數年、嶄然として頭角を露はしましたが、人と爲り豪俠にして氣節を尙び、且つ酒を嗜み動もすれば人を屈折するので、衆の容るゝ所とならず、去りて潮來の宮本茶村の門に入つて塾頭となり、尋て江戸に出でゝ祿仕を求め川路左衞門尉に知られ、暫く普請方の書役となり、また職を辭し帷を下して子弟に敎授しました。任藏夙に水戸の學風を承け、皇室を尊崇するの志篤く、最も高山彦九郎蒲生君平の人物を欽慕しました。嘉永の末、邊海の警聞頻に到り、尊攘の論漸く盛なるや、深く君國の事を憂へ、博く天下の人と交り、聲譽また從ふて起りました。長岡監物吉田松蔭等の諸名流皆善く相識り、水戸の烈公薩摩の齊彬公また嘗て其名を聞き物を賜はりました。西鄕また始めて江戸に出でた安政元年の十一月、同志樺山三圓を伴ひ、櫻を東臺の家に訪ふて時事を談じたこともあります。早く世を去つたので、幕末の人物を論ずる者、多くは之を逸しますけれども、蓋し安政の頃に於ける第一流の志士でした。

有馬新七が去年の秋九月十日、京都の旅店鍵直に於て、月照西鄕と手を分ち、自ら勅諚を奉持して江戸へ下り、水戸人及び越前の橋本左内三岡岩次郎長州の山縣半藏土佐の橋詰朋平等と事を謀るや、幕府また恰も此時を以て始めて戊午の大獄を起し、水戸の鵜飼父子薩摩の日下部及び越前の橋本以下同志多く檢擧せられ、有馬また免れざらむとする形勢となりました。因て有馬主として說を立て、諸同志と評議を凝らして、我黨の士速に策を決して爲さぬければ、天下精忠の人は悉く幕府の殄滅し盡す所となり、王室の事また如何ともし難きに至らうと、是に於て井伊大老を斬つて除くの密謀となり、櫻田の義擧の議始めて生じました。

然るに、京都には老中間部下總守と所司代酒井若狹守とが居つて、暴橫を擅まゝにし朝廷を壓迫するから、同時に

此二人を掃攘し王室を擁護せねばならぬと云ふので、有馬は回つて西上し之を謀ることになりましたが、當時尊王の志篤き藩として稱せられた大阪城代土屋采女正を語らふ必要があつて、櫻は采女正の公用人大久保要と親交する同藩人であつたので、有馬と相約して行を同くし、幕府の耳目を偷みて密に江戸を去り、路を中山道に取つて上洛しました。

これは月照が大阪を逃れ出でゝ筑前に潜み、國臣と相伴ふて薩摩に入り、やがて波を踏むまでの間のことで、有馬と櫻とは、上洛の後も猶ほ諸方を奔走し、同志を糾合して幕府に對抗し朝廷を擁護すの策を講じました。有馬が筑前の藩主黑田長溥公の參勤せられむとする途次を要し、奉じて京都に入り、長溥公をして故君齊彬公の勤王の遺志を成さしめむことを議したのは即ち此時、事は委はしく記して有馬の都日記にあります。

ところが戊午の大獄は漸を追ふて愈ゝ擴大せられ、間部下總守と酒井若狹守とは、志士を物色すること益ゝ嚴密を加へ、島津家の留守居役また頻に有馬の歸藩を促しました。有馬は猶ほ肯んじませぬけれども、櫻は京都の情態方に斯の如く、事また爲すべからざるを知り、逡巡せば捕囚となるの外ないのを見まして、死は易くして生は難ければ、暫く藩に歸つて形跡を晦まし、更に適當の時機を待つて事を謀るの得策なるを說いて有馬の歸藩を勸め、有馬始めて纔に容れました。

そこで櫻は有馬に別れて京都を逃れ出でゝ暫く伊丹に潜み、次いで大和の吉野に至りて後醍醐天皇の御陵を拜し、十津川を經て紀州の熊野に入り、回りて大阪に出でむとする途次、湯淺の浦に於て、偶然國臣と會合しました。

二人は固より曾て一面識もない間柄ですが、彼は月照西郷と手を分つて東行して有馬との關係多きこと斯の如く、此は西走後の月照西郷の機秘に參與すること、斯の如く深いのであります。然うして今や各ゝ偵吏捕手の耳目を避け、千里の客土を潜伏微行するの時共に期せずして偶然會見しました。一たび同志の人たるを知り、互に城府を撤して寬談した情味は想ひ遣られます、櫻の喜ぶこと甚だしかつた感懷は、咏んで贈つた歌に著はれてをります。

宮崎のうじに紀の湯淺の浦にて始めて名のり參らせて

嬉くもめぐり合ぬる湯淺の浦
よに淺からぬ契なりけん

國臣また一二首の歌を咏んで酬ひた筈ですけれども、惜ひ哉傳はつてゐませぬ。

二人の紀州に於て偶然會合した日は、確かと分つてゐないのですが、前後の情況から考へると、蓋し正月の三日四日でありませう。

機密文書の還納と新春の退京

安政六年正月のはじめ、國臣は紀州の湯淺浦に於て、偶然會合した櫻任藏と相携へ、虎尾を蹈むの危險を犯し、ふたゝび淀川を遡つて京都に入り、八日密に近衞公の門を潜り、郷國より齎らして來た機密の文書を還納しました。

幕府は去年の冬から今年の春に渉つて、愈ゝ獄案を擴大し、新年の松の内にも、猶ほ檢擧の手を弛めず、正月の五日には月照の弟信海を拘引し、同じ日に近衞公の老女村岡も拘引せられました。國臣が密に近衞公の門を潜つたのは、恰も村岡の拘引を受けてから三日の後で、忠熙公父子以下諸太夫の運命、また測り易からざるものがあつて、滿邸の人々皆愁然として戚容を帶びてをる時でした。

國臣は紀州方より立戻つてふたゝび上洛した間際で、信海や村岡の拘引せられた最近の事情を知りませぬので、清水

寺より村岡へ宛てた一つの文箱を作りまして、中に筑前から携帶して來た機密の文書を入れ、國臣自ら月照入水の始末を記し、且つ己の遙々上洛の次第をも述べた書付を添へて同じく入れ、近衞家に到つて奥の方へ差出しますと、奥の方では村岡は近ごろ捕へられて居られぬのに、清水寺より斯かる文箱の參つたのを奇異に思ひまして忠凞公に申出でました。そこで忠凞公は自ら文箱を開いて御覽になつて、事の由が分つたので、旨を一人の侍女に授けて御沙汰を傳へられました。

國臣は延かれて應接の間に通りますと、侍女出て參つて對面し、村岡は此頃召捕へられ、清水寺の住持も召捕へられ今は二人共に居らぬ人なるに、斯かる文箱の來るは深き故もあらうと、公手づから御開封なされて、事の次第は委細に聞召届けられたと、公の始めて月照の入水を知られ御哀傷一方ならぬ模樣を語り、御内用文書の散逸せざりしは、最も喜ばしく安心に思召し、遙々と齎らし上つて還納した志を深く感賞せらるゝ旨を傳へ、また公親しく御對面遊ばす筈なれども、斯かる時節柄、内外の嫌疑を憚られて思召に任かせ給はぬよしを告げ、一日も早く洛中を去りて禍を免るゝが宜しいと、仔細に公の御沙汰を傳へまして、待遇頗る慇懃でした。國臣は旨を領して感激の情に堪へず、暗涙を催ふして辭し去りました。

斯くて正月の八日に、近衞家へ出て機密の文書を還納し、猶ほ櫻と相携へて京都伏見の間を忍び歩くこと數日、ふたたび洛外川島村の、山口薫次郎を訪ひ、こゝで相談をして、去年の秋、梅田源次郎の家に於て、始めて會見した備中連島の志士三宅定太郎を頼み、暫く潜伏して時勢を窺ふの策を立て、十五日は伏見に到りて黑田家の御用達津島屋彌兵衞の家を過ぎり、即夜淀川を下りました。此歳の夏四月、鄕國の同志中村圓太藩を脱して伏見に來り、津島彌兵衞に就て國臣の踪跡を尋ねますと、彌兵衞は正月の十五日に一士人を伴ふて伏見を去つた話をしたと云ふことです。謂ふ所の一士人は即ち櫻任藏でした。

十八日の夜、國臣は海路を取つて大阪を去り、備中の連島を指して下らうとして、櫻と手を分ちますと、櫻は惜別の情に堪へず歌を作つて懷を述べました。

宮崎君と別ないたみて

いかにせん浪花の蘆の一よのみ
あふとはすれど別れぬる身を

東西漂篷の志士一合一離互に此情緒のあつたのは、深く諒とせらます。

三宅定太郎の說によると、櫻また三宅を頼みて潜伏したいと思ひまして、豫め書を寄せて相談しました。三宅は櫻の人物と志操とに感じ、約諾を與へて心窃に期してゐましたが、櫻は氏名を變じて渡邊純藏と稱し、猶ほ暫く大阪に留つてをる折しも、適ゝコレラを病み、七月六日を以て歿したので、約諾は終に果されませぬでした。

戊午大獄の情報

國臣櫻と別れて大阪を去るの日、筑前の工藤北條等の四人に贈つて上國の近狀を告げた書があります。一部は殘欽して全文備はらず、且つ記す所多くは道聽途說の訛誤を混じてはゐますけれども、また戊午大獄の眞相を窺ふに足る好情報たるを失ひませぬ。中には往々尋常人の與り知り難き秘消息もあつて、潜伏微行の間、各種の士人に接觸したことも自ら分ります。

（欠失）

不幸の内の幸なる義も、可レ有レ之歟と奉レ存候。

一、西郷氏南島蟄居のよし、面白し。

一、彼家へ罷出候處、村岡被二召取一居候而、少々不都合ながら、差急荒模様申上候處、大に御嘆息之御模様、女中より承知、落涙仕候。

一、左之通追々被二召取一申候。

鷹　殿　内

小林　兼田　三國

高橋　親子　牧

有　栖　川

三　人

粟　田　口

伊多美　安たれ雅樂

山　田

久　家

春日讃州

東寺　青侍

三條家

守寺　親子

外に　三人

富小路雑掌

山本

生髪地藏坊主

百歩

西恩寺

藤木

清水寺

貳人

近衛殿

村岡

當住

花山院

梅戸

來三樹八郎

官人

山科大監物

江戸

藤森弘莽

大橋順藏

千葉榮次郎

右之外あまた有レ之よし、何れも追々江戸へ送り下し。

一、就中梅田元氣之よしに而、役人方も理之當然に屈伏いたし候よし。

一、賴三樹之口外嘲弄聞苦し。

一、春日一旦申譯相立引取候處、二度呼出にて江戸行。

一、土州　伊豫伊達　因州

右隱居

一、大原卿作

赤心忠與レ義、望レ時不レ避レ難、一旦如得レ罪、終使二國家安一、

此外、柳原朝臣岩倉卿等、有志。

一、陽明家應司家父子入道願之よし。

天朝ヨリ沙汰も無レ之由、春以來

御惱之よし、太子被レ立候哉の沙汰。

一、未だ間部は妙まん寺滯京。

一、當二十三日上使有レ之よし、姫路酒井

一、是非々々打拂之段被二仰出一候處、五ケ年延引之義申出候よし。然らば朱印指上候樣被二仰出一候處、否と申上候よし。然る處外國へは印鑑相渡候而、右內處之處、如何之段被二取約一、難澁之よし。巷說。

一、三條殿八幡別莊住居、發狂之屆之よし、大に慷慨被レ致、天下無道々々と斗被レ申候よし。

一、富小路比野日參之よし。

一、私儀備中連島三宅定太郎（俗に本米屋と之裔、梅田に申よし、小島三郎て出會）方へ當時蟄居仕候。萬一御用候はゞ、同方へ御傳可レ被レ下候。同人も北條樣御聞及之通、至而精忠之志有レ之者にて、追々有志之者相群り居候よし、大急に而荒々恐惶謹言。

正月十八日　　從二大阪一　宮崎

御四人樣

尙々防州船に而、今夕乘出候筈に御座候。

書中に謂ふ所の西鄕が、南島謫居の命を受け鹿兒島を發したのは、十二月の盡日で、大島に着いたのは國臣の此書を作つた六日前に當ります。且つ西鄕また月照と同じく死せりとして發表せられ、南島の謫居は暫く秘密の事なるに、國臣の斯の如く大阪に於て早く之を知つたのは、當時猶ほ薩摩人に消息相通ずる人あつて、此種の秘密を與り聞いたことが分ります。西鄕月照の入水後、堀仲左衞門は江戸より歸つて藩に居ること十餘日、臥蓐中の西鄕とも相謀り、更に諸藩の同志を糾合し幕府に對抗するの策を講じ、先づ第一に井伊大老を斬つて除かねばならぬと云ふ考で、十二月十九日を以て鹿兒島を發し、途次熊本に於て、津田山三郎山形典次郎等と會ふて談じましたが、事情齟齬して要領を得ず、正月の十七日に長州竹崎の白石正一郎を過ぎり、海路を取つて東上しました。着阪の日は確と分りませぬけれども、恰も國臣の大阪に居る時でした。堀は後ち翌萬延元年の春、櫻田の事變の起る頃は、國臣とも深く機密の事を謀つた人です。國臣は大阪を去つて備中の連島へ下らうとする間際、或は堀と相見て西鄕流謫等の秘消息を聞いたのでありませう。

國臣は大阪を去るの日、洛外川島村の山口薫次郎にも一書を贈つて出發の狀を告げました。

頃日は推參每々御難題、情實御酌取被レ下、忝く何之幸歟不レ過レ之候、今宵無二異義一出帆之筈に御座候。着之上は彌以早々御通路可二申上一候、可レ然奉レ願候。梅田一件之義は貴兄の誠心次第也、今日に至者長不レ申、何も再遊と申縮候。早々頓首。

正月十八日　　宮崎司

山口薫次郎樣

此書を見ますと、國臣は道途の費用等に就て、山口の助力でも受けたものゝやうで、且つ備中に赴いて三宅定太郎を賴

んだのも、山口等と協議の餘であつたかと思はれます。梅田と相關する一節は、何の事歟分り兼ねますが、梅田は此時猶ほ京都の獄にゐまして、緣故の深い子弟は頻に救護の策を議し、或は押送の途中を要して奪ひ取らうと云ふ激論を唱へ、三宅定太郎は相談を受け、その暴擧を說いて抑制した事實もありますから、此書中に謂ふ所、また斯かる消息と相關するもの歟も知れませぬ。

此書の寫本は收めて野史臺刊行の維新史料にありますが、正月十八日は十月十八日となり、宮崎司は平野次郎となつてをります。十月は寫字若くは植字の誤としても、署名の斯くの如く異つてゐるのは、蓋し世の人の汎く知れる所に變更し、書中の文言のみを舊に據つたものと見えます。

備中連島の潛居と鐵物店の番頭

國臣は正月十八日の夜、防州富海の船に乘つて大阪を發し、備前の下津井の港から上陸し、備中の連島に到つて三宅定太郎を訪ねました。

國臣の季の弟三郎能得は此頃津野鹿三郎と稱してをる時で、父吉郎右衞門の職を承け、飛脚の御用を以て江戸に行役し、同僚島田伊吉と相携へて歸國する途次、大阪より乘つた船は恰も前の航海に國臣を備前の下津井まで乘せたもので、船頭は鹿三郎の容貌が嘗て乘つた客に酷似するのを見て奇異とし、或は兄弟なるを疑ひまして、食事の折など動もすれば言ひ出しました。鹿三郎は大阪を過ぐる時、定宿の主人津島屋藤藏から密に聞いた次第もあつて、船頭の謂ふ所の已に酷似した客の兄國臣に相違ないのを覺りましたが、同僚の島田に斯くと知られては惡いと思ひ、船頭をして兄の話をさせまいと頗る心を苦しめたとか申しまして、嘗て著者の爲に當時の事を語りました。

備中の連島は維新前幕府の交代寄合山崎家の世々知行した采邑五千石の一部で、領主は川上郡の成羽にあつて此地を分領し、こゝには役人を置いて治めてゐました。三宅定太郎は備後三郎兒島高德の後裔と稱せらるゝ邑中第一の舊家を以て、兼ねて六十餘町の田產もあり、祖先以來久しく素封家として、名を近國近在に知られてをる著姓の人でした。

去年の秋九月、京都の梅田源次郎の家に於て、始めて國臣と相識り、當時國臣が已の旅宿に西鄕吉兵衞の居ることを語り、三宅を伴ひ歸つて會見せしめむとしましたけれども、此日三宅は猶ほ梅田と談ぜねばならぬ用務のために辭退した事實、及び此事實は梅田の捕縛せらるゝ數日前のことで、國臣また筑前を指して歸らうとする間際であつた話は、前にも粗ぼ述べました。

三宅は大阪に於て梅田の捕縛せられたことを聞きましたが、平生最も交誼も深く、書信の往復なども多かつたので、諸人は連累の禍を蒙るを心配し、頻に促して歸國せしめました。そこで三宅は連島に歸ると、果して間もなく偵吏が遊歷の文人と稱して下つて參つて、頻に三宅の擧動を監察しましたが、相戒めて善く注意を加へ、また相應の物入をして嫌疑を避けたので、幸にして免れました。斯くて居ること數月、今しも國臣は密に訪ねて來ました。

此時國臣は去年の秋梅田の家に於て會見した頃とは、全く風體を異にし、額上の惣髮を剃り落して尋常の奴鬢になり、背には風呂敷包を負ひ、商人の風を裝ふて來ました。然うして別後の事情を語り、暫く寄托して潛伏せむことを謀りました。三宅乃ち快然として領諾し、別宅の鐵物店に番頭と稱して居らしめました。

三宅或る時別宅に到り、國臣が座敷の柱に白絹の襟卷をかけ、香を燃き菓子を奠して額づきをるを見て怪み、事の由を尋ねますと、國臣は涙を流しまして、これは月照の遺物だから、靈代として幽魂を弔ふよしを答へ、月照の入水の始

末を語りました。三宅また談を聞いて深く感傷の情を催うし、同じく禮拜しました。然うして襟卷は後ち之を三宅の家僕兼吉なるものに囑し、連島の隣村西之浦の正福寺といふ寺の境内に埋めたと申します。

三宅は晩年、自ら國臣が月照の襟卷を靈代として弔ふた時の事を記し、國臣は月照の入水は前月の今日なれば、之を弔ふよしを語つたと云ふてゐますが、國臣の連島の潜居中、月照の忌辰十六日に逢ふたのは、幾んど半年の後で、始めて三宅を訪ねて參つた初の頃ではありませぬ。此の外三宅の錄する所には、記憶の誤より出る間違もありますから、著者は斟酌を加へて取捨しました。

國臣は斯くて三宅の鐵物店の番頭と稱し、形跡を潜めて居ること十日ばかり、忽ち三宅と相謀つて內議を定め、薩摩と連島地方との間に於ける產物交易の計畫を立て、工藤北條の二人及び白石正一郎に就て相談をしやうと、此月の盡くる頃、一先づ連島を去り、西の方長州の竹崎と筑前とを指して歸りました。

これは國臣か三宅を資本主とし、自ら經營の衝に當つて商賣を企だて、一年ばかりを費す初めでありました。

同志の三宅定太郎と產物交易の經營

文久二年の夏四月十三日、國臣薩摩の伊牟田尙平と相携へ、播州の大藏谷に藩主黑田長溥公の旅館を冒し進言した次第があつて、此夜二人は大阪より追跡して來た島津家の捕手の拘囚する所となり、伊牟田は直に押送を受け國臣は黑田家の吏員に交付せられた後、赦されて長溥公の回駕に隨行を命ぜられ、藩を指して歸る途次、備中の神邊驛を通りました。神邊は老詩人菅茶山の夕陽黃葉村舍の所在地として世に知らるゝ所で連島を距ること甚だ近いのですから、國臣は神邊より書を寄せて京都の形勢最も切迫した狀を告げ、君國の志士一日も安閑として居られる時でないことを說いて蹶起を促しました。三宅また諸方の情報に依つて豫ねて自ら知る所もあれば思ふ所もあつたので、國臣の書を得ますと斷然として意を決し、鄕を去つて京都へ出で、力を國事に盡し、尹宮に仕へて名を典膳と更め、宮の眷顧を蒙りまして、奔走周旋頗る勉めました。然うして維新の後は重ねて名を更め瓦全と稱し、多く世と合はず、明治四年の春、外山光輔卿の獄案に連坐し、國事犯の罪を以て終身禁獄の處分を受け、久しく流謫せられて靑森に居り、明治十三年の春、特赦を蒙つて獄を出で、次で帷を岡山に垂れ、後ち病んで歿しました。其晩節甚だ振はず、暮年蕭條でしたけれども、維新の前は一個有力の志士で、功勞も尠くありませぬでした。國臣との交態また斯の如く、三宅の蹶起して力を國事に致すの始また斯の如く、國臣と相關すること斯の如しで、國臣の傳中に於ては、名を逸すべからざる人物であります。然うして二人は梅田源次郎の家に於て、始めて相識り、その相謀つて產物交易の計畫もまた梅田の遺圖より起り、計畫の趣旨は、主として同志の人に奔走周旋の資を給するを目的としました。今の言葉で申せば、即ち謂ふ所の運動費を得るにありました。維新の後に多く行はれた士族の商法でなくて、勤王家の商法でした。窮と貧とを常とした浮浪の志士の苦節、斯の如きものゝあつたことも自ら分ります。

國臣の三宅と共に計畫し、且つ實行した產物交易を語らうとすれば、三宅の來歷と、その梅田源次郎の關係とに就て猶ほ先づ言はねばなりませぬ。

領主山崎家の始めて連島を知行した頃、三宅の祖先伊右衞門は土着の豪富を以て之を助け、頗る功勞を積んだので、山崎家は苗字帶刀を許して禮遇を與へ、且つ民政の事を與り聞かしめ、斯くて世々の例となり久しく邑中第一の豪族でした。三宅の祖父は京都に出でゝ紳縉士太夫と交り、嘗て山形大貳竹內式部の獄案に連累の嫌疑を蒙りましたが、佯狂

と贈賄とを以て纔に免れました。平生酷だ石を愛し石隱居の名を負ふてゐました。石隱居の子は即ち三宅の父、治民の功績多く頗る人望を得た人たでした。學問文藝を嗜み、自ら南宗派の畫を善くし、號を西浦と申しました。西浦家を三宅に讓りたる後は、絶えず京都に出でゝ汎く文人墨客と交り、風流韻事を娛みて世を終りました。梅田源次郎また實に西浦と親交した人であります。

三宅また父祖の風を承け、夙に深く學問を好み、且つ時勢を慨く志があつて、嘉永六年の夏、アメリカの艦隊浦賀に到るの警を聞いた時は、憂慮して措かず、寢食を忘るもの三日。家祖備後三郎の故事を想ふて憤りを發し、蹶起して江戸に赴かむとしましたけれども、領主山崎家の法度極めて嚴びしく、故なくして領外に出遊するを許さぬので、是より全く家業を擲ち專ら武技を講じ、暫らく志氣を養ふてをりましたが、已にして父を候問すと稱し、纔に領主の允可を受けて京都に出で、始めて梅田と締交し、互に心事を語つて意氣が投合し、相約して兄弟の誼を結びました。これ三宅が梅田と深く交るの初めで、後の産物交易の計畫、また此間より起りました。

梅田源次郎と薩長兩藩の産物販賣案　一

梅田源次郎は尋常の儒者出身の志士とは、著しく面目を異にし、一種算數の才を蓄へ、用度の計畫を好みまして、幾多の士庶と文藝詩酒の交を爲すの機會を以て、諸藩の財務を掌る吏員と農商との間に介在し周旋する所があつて、種々の新事業を計畫し、自ら奔走して力を盡しました。これは梅田が往々上方人の爲に勤王家の山師と稱せられた所以で、吉田松蔭の江戸獄中に於ける最後の作として著名な留魂錄の一節、また梅田の奸骨與に語るを欲しなかつた意を述べてゐます。故子爵品川彌二郎は、是れ師の本意にあらずと稱してをられますが、品川の言必ずしも然うとは思はれませぬ。肥後の松田重助が松蔭に與へた書中、また同じく梅田の信ずるに足らざるを述べ、寧ろ恐るべき人だと云ふ消息を洩しました。蓋し梅田は種々の事業などを計畫する間、云爲行動おのづから機略に涉る痕跡の多かつた故でもありませう。

三宅は名を父西浦の候問に托して上洛し、始めて梅田と締交し意氣大に投合して歸つてから、ふたゝび上洛しやうと思ひますけれども、領主の許可を得る道がないので、書を梅田に寄せて事情を訴へました。梅田は爲に自ら盡力をして粟田口宮法親王に願ひまして、三宅を法親王の書道の門人とし、托して領主に上洛の許可を請はしめました。粟田宮法親王は即ち青蓮院宮で、後の久邇宮朝彦親王であります。されど領主は猶ほ許可を與へませぬ。領主の斯の如く三宅の上洛を抑するのは、親族一家また同じく戸主が家業を棄てゝ鄉を出るを不可とし、密に領主の吏員と相通じて之を謀つたものと見えます。そこで三宅は愈ゝ煩悶の情に堪えず、また書を梅田に寄せて相談をしました。梅田は恰も近ごろ毛利家の京都留守居役宍戸九郎兵衞と相謀り、川島村の山口薫次郎をして、防長産物の販路を山城丹波の諸州に開拓せしめ、その代はりに山城丹波の産物を防長に輸入せしめ、謂ふ所の産物交易の策を行はむと欲し、議粗ぼ熟し、身自ら防長に入り、老職浦靱負を見て相談をしたいと思ふてをる所でしたから、書を三宅に贈つて狀を告げ、若し防長の産物交易の計畫にして成就するなら、三宅にも經營の事を委任し、毛利家より領主に照會せしめ、上洛の自由を得せしむるであらう。毛利家は朝廷を尊崇する志も篤いから、毛利家を助けて富裕とすれば、自然は朝廷の補益ともなると申して、西遊の費用として、金三十兩の融通を求めました。三宅は領諾して直に送附したので、梅田は安政三年の冬大阪より海路を取つて防長の地方に入りました。吉田松蔭が奸骨を惡みて與に語るを欲しなかつたと云つたのは、即ち此時、

梅田が海峽を渡つて博多に北條右門を訪ひ、且つ國臣等と始めて會見したのも、同じく此の時でした。

梅田は筑前を去つた後、重ねて防長の地方に到り、浦靱負の采邑阿月を過ぎり、赤根武人と師弟の約を爲し、携へて東歸の途に上り、連島を過ぎつて留ること數日、三宅自ら上洛し宍戸九郎兵衛を見て親しく議するの得策なるを告げて去りました。されど領主は依然として旅行を許可しないので、餘儀なく店員を上せましたけれども、埒が明かず、如何しても三宅自ら出るを必要とする事情を生じたので、終に意を決し、福山の親族を訪ふを名として家を去り、密に上洛しました。此時宍戸は職を轉じて大阪の留守居役となつてゐたので、また後を追ふて大阪へ下りましたが、宍戸は適々大和へ旅行をして屋敷に居らぬので、梅田の岳父村嶋内藏之進及び浦靱負の家臣秋良政一郎の二人と相會し、内議をする折しも、三宅は病作つて談を進むることが叶ひませぬから、一たび連島に歸り養生をして、漸く癒えますと、連嶋の邑民は三宅に鄕社の神輿調製の事を囑し、代はり請ふて領主より旅行の許可を蒙つたので、此度は公然として上洛しました。方に是れ安政五年の秋八月、梅田が幕府の嫌疑深く將に捕縛せられむとする間際で、國臣の三宅と始めて相見たのも卽ち此時でありました。

梅田源次郎と薩長兩藩の產物販賣案　二

三宅は梅田の家に於て始めて國臣と相識り、國臣は我が旅宿の鍵屋に伴ひ歸へり西鄕と會見せしめむとしたのを辭し、猶ほ留まつて梅田と寛談しましたが、梅田は自ら幕府の爲に近く檢擧せらるゝ運命の到底免れ難き消息を語り、慷慨して後事を囑し、防長の產物交易の案は善く謀つて成就せしめ、その收益を提供して同志を助くることを說きました。三宅慨然として領諾して別れ、去つて大阪に下つてをりますと、間もなく梅田の弟子平嶋武太郎が來つて梅田の捕縛せられたよしを告げ、三宅を促して早く連嶋に歸り連累の難を避けしめました。武太郎は三宅が嘗て從ふて兵學の敎を受けた長沼流の軍學者平嶋后太郎の子で、父子共に三宅と交誼深く、產物販賣の案にも關係し、后太郎は三宅の代人として上洛したこともありました。

三宅は平嶋武太郎の話を聞いて、梅田の果して檢擧せられたのを知り、急いで連嶋の家に歸つてをると、偵吏は追跡して來て動靜を探りましたけれども、或は意を用ひて善く接遇に勉め、或は賄賂を贈つて免れました。斯くて暫く文武の士人と交遊するを愼み、專ら力を家業に致すの風を裝ひました。適々平嶋武太郎と赤根武人との二人は京摂より參つて、梅田の江戸に押送せらるゝ途中を要し之を奪取らうと相談をしましたが、三宅は策の甚だ危險なことを說き、抑制して時機を待たしめました。

然うして此間防長の產物販賣の案は、猶ほ繼續して進行を謀り、先づ巳の持船に綿を積みて秋良政一郎及び政一郎の兄敎之介に送り、防長の產物を積みて歸り、數回の航海を累ねて取引を行ひましたけれども、種々の障碍が起つて事多くは心算の如く運ばず、結局大なる損耗を生じ、梅田に依つて企だてられた防長の產物販賣の案は、全く失敗に歸して了ひました。

國臣が大阪より潛伏の計を求めて連嶋に參つたのは恰も此時、梅田の周旋を以て行はれた防長の產物交易案は、國臣の周旋に依り、一轉して薩摩の產物交易案となりました。

國臣は三宅の談を聞いて防長の產物販賣の失敗に歸した始末を知り、三宅をして更に薩摩の先君齊彬公が勤王の志深く、朝廷の爲に力を致された機密と、藩中の志士が公の遺圖を紹成するに勉むる事情とを語り、若し三宅にして交易の

方法を以て薩摩の産物を販賣する意あらば、已れ自ら此間に周旋して盡力しやうと說きました。三宅は防長の産物販賣の爲には大なる損耗を蒙りましたけれども、此種の事業を經營して梅田の志を成就したい意は依然としてありました。

それに祖父の石隱居の頃、玉島に支店を置いて綿の問屋を營んだ時、薩摩の商船が絕えず來まして取引を行ひ、尠からぬ利益を收めましたが、嘗く店を親族に任かせ經營を掌らしめてをる間に、取引上の手落からして信用を失ひ、薩摩の商船は來ないやうになりました。三宅は此事を遺憾とし、機會もあらば回復しやうと云ふ念を抱いてゐたので、國臣の說を聞くと、深く喜びて早速同意し、周旋を賴みまして種々相談を遂げ、工藤北條等に贈る土産物をも調へて國臣に附し、歸つて力を致さしめました。

そこで國臣は三宅が別宅の鐵物店に番頭と稱して潛伏すること十日ばかりで、正月の盡くる頃を以て一先づ連島を去り、翌二月の二日、長州の竹崎に至つて白石正一郎を訪ひ留まること六日に及びました。此間三宅は家に使ふてをる店員の庄太郎と云ふものを代人として竹崎に遣り、白石はじめ取引に關係しやうとする人々の身元や人柄を調査せしめました。

三宅の店員庄太郎は素と伊豫小松の藩士、嘗て艶罪があつて追放の身となり、情婦小梅を伴ふて鄕を走り、淪落して道後の溫泉場に居つたのを、三宅は入湯の折憐みて携え歸へり店員としたと云ふ小說的の人でした。國臣が連島と竹崎とを來往してをる間に、庄太郎は鄕國より歸參の恩命を蒙つて去り、情婦小梅は猶ほ留まつて連島にゐましたが、重ねて我勤王の志士をして艶聞を流さしめ、邑人の物議の種となりました。

庄太郎は國臣に後るゝこと三日、竹崎に到つて白石正一郎の人格と家聲とを詳かにして、國臣の話の實を得てをることを知り、白石とも種々の相談を爲した後、連島を指して歸り去り、國臣は筑前に向ふて微行しました。

去年の十二月十二日に、近衞公の機密文書を抱き、密に筑前の境を出て海峽を越えて去つた國臣は、六十日を閱した二月八日を以て、薩摩の産物販賣案を齎らし、密に海峽を越えて鄕國筑前の境に入りました。工藤左門と北條右門とに會見して相談を遂げむが爲であります。

去年の冬、政廳より月照の事に座して海島安置の命を受けた工藤北條は、此時未だ發せず、猶ほ留つて博多と臼井との舊居にをりました。

産物交易の劃策と薩長聯合の首唱

提督ペルリが黑船の艦隊を率ゐ來つて浦賀の門戶を叩き、天下の士民忽ち長夜昏々の夢を覺まし、時勢の急を覺つた後、到る處政治改革武備充實の聲を聞くと共に、先づ弟一に富力を增加し財用を補給するの必要を感得したのは、全國通有の事實で、薩長の兩藩は此情殊に切なものがあつて、安政の末頃には最も然うでした。是れ兩藩が交易の方法に依り、領內の産物の販路を擴張せむとした所以で、就中薩摩は先君齊彬公の治世の初より殖産興業政策の一として、頻に奬勵を加へられた染料山藍の産出漸く多く、販路を藩外に開拓せねばならぬ事情を生じたので、筈船役と唱へ密商監察の職務を帶びて下關に駐在する島津家の吏員は、白石正一郎と相謀つて各々力を致し、薩長兩藩をして物産を交易して取引を行ひ、互に利益を收めしむるの策を講じ、白石は安政五年の秋先づ宗藩萩の政廳に出でゝ禀請し、粗ぼ諒解を得たので、猶ほ相談の用を帶び自ら薩摩に赴きました。北條海江田が月照を伴ふて白石の家に寄托した時、正一郎の不在であつたのは、即ち此れが爲でした。

然うして下關に在勤する島津家の笘船役高崎善兵衛を白石に紹介して、斯かる交態を開いたのは工藤北條で、工藤は高崎と聊か親族の關係もあつて、元來親密の間柄でしたから、高崎が笘船役となり屬吏を從へて下關に在勤すると、工藤は北條と共に紹介者となつて高崎と白石との交態を開き、二人をして薩長兩藩の產物交易を計劃せしむるに至りました。國臣は工藤北條との關係からして、此間の事情を熟く知つてゐたので、三宅に說くに薩摩の產物販賣の事を以てしたのでありました。

是より先き、國臣が櫻任藏を伴ふて淀川を下つた正月十五日、白石の弟廉作は兄の代人として南行薩摩に赴き、國臣の連島より回つて始めて正一郎を訪ふた時は、廉作は猶ほ歸つて來てをりませぬでした。國臣は二月八日海峽を越えて密に筑前に歸へり、工藤北條に相談をしますと、二人また固より同意をしたので、乃ち筑前を去りまして、途次宗像郡の大島を過ぎり、島の富豪佐藤大作にも謀る所があつて、折しも神職の位官受領の事を以て上洛せむとする宮司河野若狹之進と途中の同行を約して去り、十七日ふたゝび竹崎に到つて留ること三日、十九日後を追ふて參つた河野若狹之進と船を同うして出で、途より別れて連島に到り、狀を三宅に告げて、產物交易實行の議は全く熟しました。そこで三宅は特に一艘の船を雇入れ、見本を兼ねた綿と鐵とを積みて先づ下關に航せしめ、國臣また自ら之に乘り、三月十日、竹崎に回へつて來ました。

然るに、白石廉作は二月二十六日薩摩より歸着し、去年來の宿案であつた薩長兩藩の產物交易また愈々緒に就き、薩摩は藍玉煙草の類を輸し、長州は米大豆綿昆布の類を輸し、互に交易して取引を行ふの約成るを告げ、兩藩は各々物產所と唱ふる事務所を下關に設け、擔當の吏員をも撰任し、着手の準備は着々として進行しました。國臣が連島より綿と鐵とを積み、自ら宰領して回つて來たのは、恰も此時でした。

此の時劃策せられた薩長兩藩の產物交易は、固より兩藩の財政上經濟上の計畫に起り、事實また全く各々財用の補給に資するを當面の目的としましたけれども、專ら力を此の事に致した志士の趣意は、兼ねて兩藩の親密を謀り、連合一致の力を以て朝廷を擁護し、天下國家の事を經營しやうと云ふにありました。後ち白石廉作が重ねて薩摩に入つた時、大久保等の贊助を受け、兄に代つて島津家の政廳に上つた建白書中、また明かに薩長聯合の一良計として之を主張し、建白書の稿本には、大久保自ら筆を加へた痕跡處々に殘つてをります。大久保は西鄕の南島流謫の後を承け、薩摩に於ける志士の牛耳を握り、陰然として勤王黨の首領でした。薩長聯合の說の由つて來る所、久うして且つ深きことも分ります。

世の維新史を叙する者、多くは薩長聯合の論を稱して元治以後に起れりと爲し、或は阪本龍馬中岡愼太郎の首唱に成れりと爲し、筑前出身の早川養敬などの一派は、元治の薩長和解の說を以て薩長聯合論の始とし、自ら稱して首唱者としてをります。著者は並に與みしませぬ。

山藍の試賣と病臥

三宅は國臣と相謀り、特に船を雇入れ綿と鐵とを積みて發せしむる時、此噂が流傳して多く人の耳目に觸るゝを不利とし、上船頭に委細の內情を告るを避けまして、たゞ大體の事を知らしむるに止めたので、船の下關に到ると上船頭は取引の手續と相手方との普通の慣例に異るを見て、種々の疑惑を生じ、容易に積荷を交付するを肯んせず、去つて筑前に回航しましたから、國臣は廉作を伴ひ、三月十六日に竹崎を出て筑前に歸り工藤等と相談をしました。

上船頭は工藤より委細の事情を聞いて、始めて聊か納得をして一部の綿だけは交付しましたが、他の積荷の大部分は已の見込を以て隨意に販賣して歸るつもりで、肥後を指して回航して了つて、國臣等の豫期した交易の計畫は、先づ頗る齟齬しました。併し此交易の計畫は、元來薩摩の產物の販路開拓を第一の趣意としたもので、連島より積下つた貨物は斯の如く齟齬しまたけれども、國臣等は別に此間に處する評議を定め、國臣自ら染料の事に老熟した紺屋治右衞門と云ふものを伴ふて竹崎に回へり、竹崎より薩摩の藍玉の見本二俵を携帶し、三たび連島に到り三宅と相談を遂げ、附近の染物屋に就て試賣を行ひ使用せしめむとしましたが所が、頗る好評を博して廣く需用者を得る望を生じましたので、紺屋治右衞門と共に專ら販賣取引の方法を講究し、足を連島に留むること數十日に及びました。

去年の十一月、月照國臣の入薩と途中に行違ふて藩を出で、東行して參勤せられた薩摩の新藩主島津又次郎君は、江戸に於て家督相續の手續を終はり、家茂將軍の偏諱を受けて名を茂久と更め歸國せらるゝ途次、五月六日を以て下關を通られました。高崎善兵衞は白石正一郎を伴ひ、扈從の老職島津豊後の旅館に伺候して產物交易の事を具狀し、白石は翌七日また小倉に於て、財務主任の重役三原藤五郎に謁し稟議した次第もあつて、豊後及び三原は二人の言を聞いて深く滿足の意を表し、猶ほ十分に力を盡くさむことを命じました。

此時國臣は連島に於て紺屋治右衞門を顧問として、專ら山藍の販路開拓を謀り、七月に及びて事漸く緒に就かうとする折しも、適々治右衞門コレラを患へ急に歿したので、唯一の顧問を喪ふて如何することも出來ぬ所からして、據なく竹崎及び筑前に歸り善後の策を講ぜむと欲して連島を去り、七月十七日竹崎に到つて狀を告げ、白石廉作を伴ふて筑前に歸へり、工藤等と相談を遂げ、廉作は八月九日を以て先づ辭し去り、國臣また十五日を以て竹崎に到りました。

然るに、高崎白石等が去年來の盡力に依つて成立を告げた薩長兩藩の產物交易は、種々の妨碍が起つて、各々已に事務所を設け吏員の撰任も終はり、今や漸く實行せられむとする場合に臨み忽ち破壞に歸し去りまして、薩摩の產物殊に山藍は、愈々販路を他の諸國に開拓せねばならぬ事情となりまして、連島の方面に向ひ全力を用ふる必要を生じました。そこで國臣は更に三宅と會ふて相談したいと思ひまして。此月の二十四日また竹崎を去り、四たび連島に到りましたが、未だ幾ばくならず、忽ち暴瀉の病に罹りまして發熱甚たしく、蓐に伏して起つ能はざるもの十數日、一時は人をして危惧の念を抱かしめましたけれども、幸にして九月の中旬を過ると、病勢漸を追ふて衰へ、やがて纔に癒ゆるを得ました。

此時の病名は明白でありませぬが。傳ふる所の容體と經過とを以て考ふれば、或はコレラの樣にも思はれます。

航海通商の開始と共に、印度より病毒を輸入したと稱せらるゝ此疫は、去年より發生して謂ふ所の安政度の流行となり、諸國に蔓延して多く人を殺しました。去年の秋世を去られた島津齊彬公及び梁川星巖また皆コレラでしたが、流行は年を越えて猶ほ已まず、現に近ごろ國臣と同じく連島に居つた紺屋治右衞門も此病を以て斃れ、三宅が特に雇入れて綿と鐵とを積んで回航せしめた船の上船頭、また疫を病みて長崎の碇泊中に斃れたと申します。やはりコレラだらうと思はれます。國臣また蓋し此間より病毒を傳染し、然かも幸にして死を免れたのでありませう。

國臣の病臥を距ること半年餘りの後、櫻田の門外に奮鬪して大老井伊掃部頭直弼卿の元を獲たと云ふ義徒有村次左衞門兼清が、東行の途次特に連島を過ぎつて國臣の病床を訪ひ、一夕の快談を遂げて去つたのは、此志士の事蹟中、また頗る興味を感ずる逸話であります。

有村次左衛門兼清の過訪と幕府の一朱銀

萬延元年の春三月三日、櫻田の門外飛雪紛々たる處に、長刀を揮ふて奮鬪し、天下の大老井伊掃部頭直弼卿の首級を賜はつた有村次左衛門兼清は、安政六年の夏、一たび薩摩に歸省し、家人同志と相見て永訣を叙し、重ねて江戸に赴く途次、國臣の連嶋に居るのを聞きまして、道を枉げて之を訪ひ、時事を劇談すること一夜。頻に朝廷を威壓する幕府の横暴を述べ、井伊大老の必らず斬つて除かねばならぬ所以を語つて去りました。國臣の櫻田義擧の大秘密を覗ひ知つたのは、蓋し此時を始とします。

此時次左衛門が三宅の求に應じて留めて置いた一朱銀一片は、櫻田の義徒の記念物として、今猶ほ保存せられてをります。此一朱銀は安政の開港以來、幕府は正貨の溢出と用度の缺乏とを補はむが爲め、舶載の洋銀を混和し性格を低下して改鑄した惡貨幣と稱せらるゝもので、有村は適々懷中に持ち合はせてゐたので、取出して國臣等に示し、幕府の失政を論難する一ツの證據としましたから、三宅は自ら請ふて貰ひ受けたのでした。

然るに、次左衛門の留めて置いた一朱銀を善く鑑別しますと、適法の性格を完備した純良の貨幣で、毫も洋銀を混和したものでは無いのですが、當時井伊大老の專權を惡むの餘り、斯かる流説頻に行はれ、次左衛門また斯く信じて携帶してゐたのと思はれます。維新の後久邇宮朝彦親王は嘗て此一朱銀を御覽になり由來を聞かれまして、これは何等の異狀もない眞正の貨幣であると稱せられ、井伊大老が多くは此種の構造せられた流説の爲め、非命の最後を遂げたのを憐み、深く同情を表せられたと申します。政權を握り要路を占むる人、往々斯かる道聽途説に誤られ、衆怨の府となつて

貶斥を蒙るは、古來數ば反覆せらるゝ所の事實で、言論の自由多き今日の社會、此風は猶ほ甚だ盛に行はれます。井伊大老の天下の憎惡を受けたのは、別に大なる理由もあつて、固より構造せられた流説の爲に誤られたのでは無かつたとしても、兎も角も當時斯かる流説の頻に行はれたことは分ります。

次左衛門が安政四年の東役後、一たび歸省した事實は從來頗る曖昧で、此等の研究最も精密な櫻田義擧錄の著者も、疑惑を抱いてをりました。夫で連嶋に國臣の病床を訪ふたのは、次左衛門ではなく此年を以て東役した次左衛門の兄雄助ではあるまい歟と思ひましたが、善く考證を加へると、雄助の東行した時日は、國臣の病臥の頃と違ひます。然うして有村家の文書中に、次左衛門の此歳八月廿九日付を以て弟の如水に寄せた書があつて、黑崎に於て人物を描いた畫幅を獲たから、贈與する由を記してゐます。發信の場所は明かに分りませぬけれども、小倉か下關の邊に於て筆を執つたものと見えまして、次左衛門の歸省は果して事實で、連嶋に國臣の病床を訪ふたのも、全く此人であることを知りました。

次左衛門の長兄海江田が、七月十八日を以て白石正一郎に寄せた書もあつて、事は多く國臣と相關してをります。

久々不レ承二御左右一候得共、彌御健康可レ被レ成二御座一大慶御儀奉レ存候。二に小子事も御同然罷在申候。乍レ憚御休意可レ被レ下候。扨同藩川元清兵衛と申者、當三四月頃爰許出立之節、艸翰一封差上申候處、持參仕候哉、其砌宮崎司（國臣）殿江一翰相認居方之義奉レ願候處、定而御世話被レ下候半奉レ謝候。度々御面倒千萬奉レ存候得共、又々宮崎氏江一封差遣度候間、何卒便宜之節慥に相屆候樣御取計被レ下間敷哉奉レ願候。自然便宜も無レ之候へば、愚弟近々御地通行可レ仕候間、其砌迄御預置被レ下度、左候得者愚弟參上いたし其上何分可レ奉レ願候。幸此節同役益山東石と申者出立に付、御安否伺且如レ此奉レ願候。細事は益山より御聞取可レ被レ下候。時分柄之事にも御座候間、何卒御自愛無二御痛一樣專一に奉レ存候。恐惶謹言。

尙々宮崎氏いづ方江滯足哉も難レ計、旁々御面働奉レ存候得共、可レ然奉レ願候。

七月十八日　　有村俊齋

白石正一郎様

海江田は此歳の春も國臣に書を寄せたと見えます。二書共に殘つてゐないので、內容の如何は分りませぬが、去年の冬、大隅の重富驛に手を分つてから、猶ほ往々消息相通じたことは思はれます。然うして此書中に謂ふ所の『愚弟近々御地通行可レ仕候間』の一節の愚弟は、卽ち黑崎に於て人物の畫幅を獲て弟如水に贈與した次左衞門に當ります。唯次左衞門は船等の都合か何かで下關を經由する暇のなかつたの歟、その來訪のことは白石日記に見えてゐませぬ。或は白石の家を過ぎらずして、直に連嶋の國臣を訪ふたのでありませう。

山藍の販路開拓策の頓挫と西歸

國臣の病勢は九月の中旬を過ぐるに及び、漸を追ふて減退しましたけれども、未だ急に全治する模樣もなく、猶ほ起居自由を缺き、依然として蓐に伏してゐましたが、竹崎の方の高崎白石等は、山藍を積み出す準備全く成るを告げまして、頻に國臣の歸來を待つたをるので、國臣は據なく三宅と相謀り、三宅を促して代はりて行かしめました。そこで三宅は特に醫師と看護人とを附けて國臣の事を委ね、已れは藝州の親族を訪ふと稱し、纔に領主の許可を得て家を出で、九月二十二日、竹崎に到り始めて高崎白石と會見し、親しく相談をして評議は全く熟しました。

然るに、今年の三月、綿と鐵とを積んだまゝ、肥後の方を指して筑前を去つた三宅の船は、半年を閱しても猶ほ回へて來ませぬ。三宅は竹崎に着いてから、人を遣つて迎へしめますと、上船頭は急病を以て長崎の碇泊中に歿し、船は舟子ばかりで歸つて來ました。そこで筑前の御船手組の浪人井上孫三郎と云ふものを賴みて上船頭とし、多額の山藍を積み込み、高崎善兵衞は公然島津家の名を以て連島の領主山崎家に掛合ひ、產物交易の承認を求むるつもりで、自ら附役萩原堅助と白石廉作とを伴ひ僕一人を隨へ、十月十日三宅と同じく下關を發して連島に到り、病粗ぼ癒えた國臣と相見て俱に事を謀りました。

高崎三宅等の一行連島に到つた後、白石正一郎より國臣に寄せた書があります。

久々寸楮も不レ申レ啓御疎音罷過奉レ背二本意一候。時下寒冷相成候處、益々御勇健被レ成二御滯留一恐賀不レ勘奉レ存候。先日は三宅氏御下向ゆる〳〵御相談申上大慶奉レ存候。其後高崎君廉作御同船に而御出帆相成申候。此節は定而御打寄御相談最中に候半與奉レ存候。當地に而は御都合至極よろしく、定而追々御承知被レ成候半與奉レ存候。尤此上御地公邊向上都合無二御手拔一御取計奉レ願候。

一先達而より御不例被レ成二御坐一候由承申候、此節は如何引〆御養生肝要奉レ存候。申上候も疎に御座候得共、命より大切なるものは無二御座一候。

別而當時之形勢一同も早く御快健願はしく奉レ存候。

先者用書迄草略仕候、萬事御歸關之上拜顏與申縮候。謹言。

十月十四日　　資興

宮崎様　御侍史

此書辭令慇懃に禮も備はつて、獨り當時の事情を考ふるを得る許でなく、白石の人柄も自ら思はれます。然うして『別而當時之形勢一同も早く御快健願はしく奉ゝ存候』の數語を添へ來つて無限の煙波を生じ、三宅の鐵物店の番頭として今方さに病める我が痩せ浪人の志士をして、九鼎大呂より重からしめます。

高崎善兵衞白石廉作等の一行四人は、國臣の病を養ふてをる三宅の別宅に客となつて滯在すること五十餘日。近鄕近在五六里四方の染物屋を招き寄せ、積んで來た山藍を出して賣買の相談をしますけれども、國臣が曩に見本を示して品評せしめた時とは、價格に甚だしい相違があつて、到底取引を行ふ見込は立ちませぬ。これは一ツは品質粗惡で種々の缺點をもつてゐた爲だとしましても、一ツは薩摩產の輸入に壓せられて從來の利益を失ふ輩、頻に惡聲を放つて妨害を加へ、領主山崎家の吏員、また他國人の入り來つて販賣するを好まず、密に援助を與へて取引の成立つことを沮止した故でありました。

領主山崎家の役所は連嶋を距ること十里、川上郡の成羽ですから、高崎は書を作り附役の萩原堅助を三宅と同行させて成羽に遣り、島津家の名を以て交渉せしめましたが、山崎家の吏員は、他國との應接は總べて江戸屋敷の留守居役に於て行ふを例とし、領地の役人は斯かる事柄を取扱ふことは出來ないと申して、高崎の書を受け附くるを拒むので、三宅と萩原とは空しく歸つて來ました。そこで高崎また自ら往つて成羽の役所を訪ひ十日ばかりも滯在をして、幾たびか事情を悉くし交渉を重ねましたけれども、山崎家の吏員は猶ほ同一の趣意を繰り返へし、飽くまでも應答を避けて要領を得ませぬ。結局高崎は江戸屋敷に移牒して交渉するの外なきを認め、交渉を中止して歸り、三宅等とも相談をして、一先づ連嶋を去るに決しました。

國臣も今は化けの皮漸く露はれ、三宅の鐵物店の番頭としては潛んで居られませぬから、暫く西の方へ歸つて病後の身を養ふことに致しまして、此歳の正月始めて三宅を訪ふて參つてより、幾たびか筑前及び竹崎との間を往來して一年を送つた連島の地を全く辭し、高崎等と船を同くして去りました。

高崎國臣等の一行五人が、下關に歸り着いたのは、安政六年十二月の十五日でありました。

三宅定太郎の閉門謹慎と宿案の廢棄

國臣が此歳の正月、自ら三宅を說いて計劃の端を開いた產物交易の案は、八九月の久きを費して議漸く成熟を告げまして、今や將に實行せられむとする折しも、斯の如く品質の粗惡と連島の領主の故障とに依つて、忽ち頓挫を生じましたが、此事業の有利なことは、人皆之を認識し、猶ほ多大の望を屬しましたから、高崎は一たび連島を去つても、更に相當の準備を整へ、ふたゝび手を著くる心算でした。

適〻近鄕近在より招き寄せた當業者のうちで、福岡屋利吉と云ふものは、嘗て阿波に居ること三十餘年。また薩摩に入つた閱歷もあつて、最も藍の鑑識に老巧でしたが、薩摩の地質は藍の培養に極めて適してをるけれども、種子の撰擇宜しきを失ひ、製造また未だ精しからずと言ふ所、甚だ理があるので、高崎は三宅に阿波より適當の種子を取寄せ、且つ利吉を雇入れて薩摩に遣すことを賴み、また交易品として備中地方の綿を薩摩に送る約を定め、猶ほ將來の計畫を熟議して去りました。

然るに、高崎國臣等の一行、連島を去つた翌日、山崎家の吏員は、三宅を役所に召喚し、他國人と結合して事を謀り、成羽までも立入つて役所に種々の煩勞を與へたのを尤め、且つ認可を請ふの手續をしないで、妄に浪人を留め滯在さし

たのは甚だ不行届だと、嚴びしく譴責を加へまして、閉門謹愼を命じ、同時に親族の人々相集つて善後の處置を議し、堅く三宅を戒めて他國人と交るを禁じ、新しき事業に手を染めるのを差止めました。

三宅元來由緒の久しい素封家ですから、勢力名望に富める親族宗族も數多ありました。中で三宅安八と云ふもの獨り三宅の爲す所の必ずしも不可と爲し難きを承認した外は、幾んど皆一致合同して反對の意を表し、高崎の自ら成羽に到つて山崎家の吏員と交渉した時は、渡邊年三郎と云ふもの、他の一二人と共に親族を代表し、急輿を馳せて先づ成羽に到り、豫め密告する所があつて、十三の事項を列擧して苦情を訴へ、極力三宅等の計畫を妨げました。

然うして列擧した事項のうちには、三宅の別宅に滯在した一行が好みて獸類の肉を啖ひ、或は鼈の血を吸ふ事實を數へ、是等の輩は士分の人とは稱すれども、必ずしも然うとは思はれぬことを指摘し、或は穢多の類かも保し難いと申立てたさうです。當時の裏面の事情と社會一般の風習も自ら分ります。領主山崎家は、固より三宅の爲す所を好まず、親族宗族の人と意見を同うしましたが、勢力の微弱な交代寄合で、一行の激昂を招き事端を生ずるを慮りまして、島津家の名を以て交渉した高崎に對しては、唯先例と稱して依違之を避け、且つ急に三宅を譴責することもせず。一行の連島を立去るを待つて直に此嚴令を下しました。

斯うなると、三宅は如何することも出來ませぬ。書を高崎に贈つて事情を告げ、產物交易の計畫は約を遂ぐる能はざる趣を知らせました。高崎は報を得て頗る望を失ひましたが、答書を寄せて、種子の購入と福岡屋利吉の派遣とは、約に從ふて實行することを賴みましたので、三宅は閉門謹愼の間、猶ほ盡力をして自ら費用を辨じ、高崎の望を遂げました。

然るに、薩摩の政廳また此前後を以て改革行はれ、嚮に高崎と白石との說に聽いて深く贊同した島津豐後三原藤五郎の諸重役は退けられて權要の地を去り、藩狀一變して事多く高崎等の意の如くならず、次で高崎また職を轉じて歸國したので、產物交易の案は全く廢棄せられました、梅田源次郎の遺策より起つた安政の勤王家の商法は、維新の後に於ける士族の商法と同じく、空しく失敗の跡を留めて止みました。國臣は此一年間の事を稱して、去下二備中連島二客二三宅氏一、且變二商賈一欲レ爲二陶朱公一、屢失二利貨一、發レ病、冬轉二赤間關一、寓二白石家一、超レ歲と云ふてをりますが、一時は隨分それは自ら主となつて熱心に努力したのでありました。

三宅と國臣とは、此時別れて後、ふたゝび相逢ふの機會なくして世を終はりました。然うして文久二年の春の末、國臣が播州の大藏谷より藩主黑田長溥公の駕に從ふて歸る途次、連島の近傍神邊を過ぐる時、書を贈つて形勢の切迫を告げ三宅の蹶起を促すと、三宅は慨然として志を立て家を出でました。その頃は六十餘町の田產、殘る所纔に八町であつたと申します。親族宗族の群がり起つて交々異議を唱へ、或は痩浪人との交際を戒飭し、或は勤王家の商法を妨沮したもの、抑さまた所以なしとしませぬ。乍併若し三宅にして斯かる志と斯かる事とがなかつたら、著者の平野國臣傳を讀まるゝ諸君、また恐くは茫々たる天地の間、嘗て世に三宅某なる者の居つたのを知らるゝ人は甚だ尠いでありませう。

安政六年の臘尾

國臣が高崎善兵衞白石廉作等の一行と船を同くして西歸竹崎に到りますと、工藤左門また筑前の玄界島から微行して來り相會し、白石の家に留ること數日。國臣は工藤の歸るに托し、書を父の吉郎右衞門に寄せて近狀を告げ、且つ求むる所がありました。

益々御機嫌能被レ遊二御座一候段奉二恐悦一候。

二私儀其後備中へ罷越、九月初より病發にて、近頃迄藥用仕候處、當時は平癒仕申候、御安心可レ被レ爲下候。

去ル十五日下關白石家へ着仕候、當所にて被レ留候に付、病後體を厭ひ年内は潛行茂不レ仕候間、切角御自愛御超歳可レ被レ遊候、來春暖氣に相成候はゞ、拜顏之爲竊に潛行可レ仕候。

扨御母公様御病氣追々御快被レ爲レ在候半、寒中御厭可レ被レ遊候。右私病氣に付而は永滯留に相成、且衣類差つかへ候得ども、先方より綿物二羽織等拵呉候間、當分寒氣も相凌候得ども、左之品御飛脚便になりとも柳行李入組にして、正月にかけ御贈可レ被レ賜候。恐惶謹言。

十二月二十日　　宮崎司

御親父様尊下

一綿入一枚　一絹木綿羽織二枚

一袷壹枚　一はだぎ一枚

一金壹兩　一單物一枚

右は下之關鍋ノ町袋町網屋茂兵衛方ニ而薩州御付ケ役萩原賢助

右之人江賴置候間、同人迄上封に而御贈可レ被二爲下一候。右は小倉黑崎船繫場近くに御座候間、便利之所に御座候。尤

同人承知之事。

國臣は一年の間東西の富豪の家を去來しまして、專ら收利を旨とする產物交易の事を致しましたけれども、自ら給するの計は極めて乏しく、斯かる木綿の衣服と一兩の金とをだも、家道寒素な父親の贈與に待つの必要を感じたことが分ります。然うして國臣は此書に於て洩した消息の外、猶ほ暫く足を竹崎に留め、書史と親むの閑を偷み、徐に時勢を窺はうとした情況もあつて、弟三郎能得の話によると、國臣は此頃その嘗て弓馬の故實を研究して著作を企だてた稿本、及び參考書類の送付を求めたので、三郎は父親の命を受け自ら整理を加へ、一括して送付したもの、凡そ兩掛の半荷位はあつたと申します。此文書は維新の後、國臣の遺族に於て搜索しましたけれども、早く散逸して歸來しなかつたさうです。下關小倉の地方、現に往々國臣の自筆に成つた遺稿寫本の類の發見せらるゝのは、蓋し斯かる事情を以て散逸した文書の一部だらうと思はれます。

國臣が三宅と高崎白石等との間に介在して計劃し、自ら局に當つて奔走周旋した產物交易の案は、不幸にして失敗しましたが、然かも此間高崎白石等の爲に、その勤王の志操氣慨の外、猶ほ一種經紀の才幹あることを認識せられて信賴を蒙り、是より薩摩の志士との交態は愈々深密を加へ、薩摩の志士の與り聞く程の天下の機事は國臣また幾んど總べて與り聞く人となりました、連島から歸つて後、間もなく嘗て有村次左衞門の過訪に依つて、先づ聊か窺ひ得た櫻田義擧の決行期が、江戸に於て刻々成熟しつゝある大秘密を知り、暫く自適優遊して病後の身を養ひ、徐に時勢を觀望せむとした心算を一擲し去り、萬延元年の春を迎ふると共に、起つて筑前に歸り、或は犯法亡命の人たるを顧みず、書を藩主長溥公の左右に上つて建白もすれば、或は密に藩人の間を遊說し、勤王論の振興を助けて盛に暗中の飛躍を試み、爲に政廳の忌惡を受ること甚だしく、嚴急な追究を蒙るに至りました。

國臣は安政六年の徂くを送らうとして高崎善兵衞と同じく白石正一郎の家に居りますと、善兵衞の長男猪太郎は、堀仲左衞門と相携へ江戸より急行して藩に歸る途次、臘末二十九日の夜深を犯し、白石の水門を叩いて來り訪ひ、歲盡く

る日、海峡を越えて去りました。

白石日記に見えてをります。

二十九日夜半濱門ヲ叩キ、薩藩堀仲左衛門君高崎猪太郎君、原田彦右衛門ヲ御召連、急御用ニテ歸薩ノヨシ、高崎翁此方へ御滯在ニ付來駕アリ。薩州ノ御交易一條、先達而讒訴故ニ此方手ヲ引キ居候段、氣ノ毒ニヲモハレ、其取成十ニ八九相調候樣可レ致トノ懇切御話承ル。同晦日、堀君高崎猪太郎君原田ト三人歸薩。高崎翁ト宮崎司兩人ハ滯在越年。

謂ふ所の高崎猪太郎は高崎善兵衛の長男卽ち後の男爵五六。『薩州ノ御交易一條讒訴故ニ此方手ヲ引キ候段』とあるは、毛利家と島津家との間に一旦成立した事の話で、三宅と國臣との專ら計劃したものとは、自ら別です。

堀仲左衛門は去年の十二月一たび藩に歸り、適々投海の變纔に蘇生して猶ほ病臥してゐた西郷と褥上に別れて東行した後、江戸に於て高崎等と同じく藩中の志士を代表して水戸人と相謀りまして、井伊大老を斬つて除くの秘策を定め、計劃着々として歩を進め、實行の期漸く決せむとする折しも、薩摩の政廳では堀高崎等の急激な企圖を察して知り、その延いて島津家の患難を生ずるを憂へ、旨を江戸屋敷の重役に傳へ、理由を告げずして二人に歸藩を命じ、足輕原田彦右衛門を附けて隨行とし、實は密に途中の行動を監察せしめました。二人は遺憾已み難きものがあつても、重役の嚴命を如何することも出來ませぬから、餘儀なく江戸を去つて歸程に上りました。二十九日の夜深、白石の家を訪ふて來たのは卽ち此途次でした。

白石の日記は抄錄した通りで此間の委はしい消息は分りませぬが、國臣は翌萬延元年の春、堀仲左衛門と相議して機密の事を謀り、また此頃より最も深く高崎猪太郎と相交はつた所をみますと、今しも安政六年僅に一日を餘すの夜、汀を洗ふ波の聲を聞きつゝ、爐を圍んで語り交はしたことの情味多きものがあつたのは推して知られます。

長州竹崎の潛居と瀨戸物店の支配人

國臣は薩摩の筥船役高崎善兵衛と共に長州竹崎の白石正一郎の家に於て、萬延元年の春を迎へました。

去年の秋このかたの恙痾は、已に粗ぼ治癒しましたけれども、身體四肢の自由未だ舊の如くならぬので、猶ほ暫く豫後の攝養に勉め、氣候の和順人に可なる頃を待つて、潛行福岡に歸り父母を省する心算を抱いてゐました。主人の正一郎は國臣が嚮に三宅を說いて產物交易の案を立て、自ら東西を來往して力を盡した實狀を親しく目擊し、頗る感服して、その獨り君國を憂ふる志の極めて篤きばかりでなく、才幹機智また自ら委任するに足るを知りましたから、乃ち勸めて足を竹崎に留めしめ、已れの近ごろ開設した陶器販賣店の事務を管理せしめることを思立ち、二月十四日始めて意を國臣に告げて相談をしました。

去年の春は備中の連島に於て、三宅の鐵物店の番頭となり、今年の春は竹崎に於て白石の瀨戸物店の支配人と云ふのです。謂ふ所の勤王の大志士贈正四位平野二郎國臣先生の閱歷また甚だ奇であります。

果して瀨戸物店の支配人たることを早速承諾した歟、まだ暫時の間なりとも、實際に管理の事務を執つた歟、それは今明かに分りませぬ。此頃恰も嘗て著述を企はだてた故實文書の原稿若くは寫本の類の送付を福岡の家に求めた情況から考へると、暫く足を竹崎に留めて天下の形勢を窺ふとした模樣で、或は閑に乘じて書を讀み筆を執りたいと思ふた痕跡も殘つてをります。此間また漫然手を空くして白石の寓公たるを好まざる事情もないには限らぬとして、瀨戸物店の

支配人たる相談は一先づ成立したと見て可いでありませう。

國臣は安政五年の八月、政廳の許可を得ずして上洛した後は、犯法亡命の人たるを免れ難く、政廳また嘗て檢束を加へむとして、密に物色した事實はありますけれども、元來たゞ許可を得ずして境を越えたと云ふに止まり、然かも無職無祿の足輕浪人で、固より職務を拋棄して藩を脱したものとは、全く情狀を異にしまして、敢て重い犯罪者でもありませぬ。それで政廳また飽くまで追究しやうとすることもなく、去年の春このかた幾たびも潛行して福岡にも歸つた程で、暫く足を領外の竹崎に留めて商店を管理する位は、格別の不都合を感ぜぬので、白石は此事を以て相談をしても、斯かる故障に就ては、何の懸念する所もなかつたのであります。

竹崎の潛居は暫く然う云ふ情況でしたから、折にふれ事につけて、自然物をかいたり歌を咏んだりした筈と思ひますが、當時の製作と覺ゆるのは、多く殘つてゐませぬ。纔に一ツ二ツの歌が傳はつてをる許です。

袂ふりはへ振りはへて　やなぎか浦につどひたり
ちぎりし人の音せねば　如何なる風になびきけん

すゞりの海は前にあり　筆かけ山は後なり
誰かけりとは知らねども　昔のもじの關のあと

此外には、櫻田の義擧を咏んだ歌や、父親に寄する書中に記して心事を述べた歌の數首あるのみでした。

白石正一郎の企劃と筑前の殖産策

白石正一郎は恭謙溫良の風を帶びた人物として聞えてをりますけれども、元來は頗る膽略もあれば雄心もあつて、自家の事業を恢弘して大に手腕を揮ふの志を抱いてゐましたが、唯身は一萬石の小諸侯たる支藩淸末の治下に居り、狹隘の境域固より驥足を伸ばすの地を餘しませぬ。宗藩及び他の諸支藩また古來の慣例習俗があつて、容易に割り込ん手でを著くることの出來ない所からして、高崎善兵衞等の周旋を以て島津家の御用達とならうと云ふ考を起しました。安政四年の頃から薩摩人との間に、深き關係を生じたのは、即ち此が爲でした。然うして白石は島津家の御用達となると同時に、併せて黑田家の御用達となり、一方には筑前の産物を販賣し、一方は黑田家の經營せらるゝ精練所に必要なる原料を納入するつもりで、工藤は此間に專ら周旋の勞を執りまして、萬延元年の春の頃は、事漸く成らむとする勢でした。然うして筑前の産物を販賣するのは、必ずしも特別な御用達の資格を帶ぶるを必要としませぬから、白石は早く已に一個の支店を已が往宅の近傍に設け、先づ試に筑前産の陶器を販賣しました。管理の事を擧げて國臣に托せむとしたのは、即ち此支店でありました。

抑〻白石の先づ試に自ら販賣せむとした筑前産の陶器は、藩主長溥公が嘉永安政このかた島津齊彬公伊達宗城公等と見る所を同うせられ、力を領内の殖産興業に用ひて鋭意計畫せられた結果、新に改良を加へられて起つた物産の一部で、此種物産の販路擴張の如きは、長溥公の自ら喜んで與り聞かるゝ所でした。就中精練所の製造事業は、公の多大の興味と待望とを以て創設せられた新事業で、公は特に深く信任せられた格式奥頭取の吉永源八郎を擧げて總裁とし、且つ國臣の始めて北條右門と相識つた頃、宗像郡大島の在番役を勤めてゐた野田勘之丞等を主任として、各〻方面の事を擔當せしめ、實は長溥公自ら直接に管理して指導を與へて居られました。工藤左門が白石の爲に專ら周旋の勞を執つたのは、吉永源八郎と交態格別に深く、彼我の事情と意思とを疏通するの便宜極めて多かつた故で、白石が國臣に托するに陶器

店の管理を以てしたのも、蓋し主として工藤等との關係尋常でなく、延いて吉永等とも消息おのづから相通する所あるを知つてをるが爲でした。

元來長溥公の左右には、國臣を庇護するを嫌はぬ吉永源八郎もをれば、此時までは政廳は必ずしも深く國臣を惡むの狀もなかつたので、若し白石の陶器店を管理しまして、長溥公の最も留意せらるゝ產物の販路擴張の爲に、幾分の成績でもあつたら、その恩赦を蒙つて福岡に歸る自由を得たのは、推して知られます。

然るに櫻田の事變やがて發生しやうとする天下の風雲は、國臣の安閑として瀨戸物店の支配人たることを許しなせぬ。却て時局の急に應ずる藩是の建白者となり、薩筑提携論の贊助者となり、且つ頻に暗中の活動を試みて筑前に於ける勤王黨の發生を促し、結局甲申の獄の波瀾を捲き起して、自ら事蹟の豐富な萬延元年紀を遺しました。然うして國臣が櫻田義擧の策愈〻決定した大秘密を知つたのは、白石から陶器店管理の相談を受けてより三日の後でありました。

田中直之進と櫻田義擧の秘聞　一

白石正一郎が國臣をして瀨戸物店の事業を管理せしめむと欲し、始めて相談をした後三日、薩摩の田中直之進は櫻田義擧の策愈〻決定した秘報を齎らし、狀を鄕國の同志に告げて蹶起を促さむ爲め、正月二十九日江戸を發し急行して歸る途次竹崎を過ぎり、白石の家を訪ふたのは二月の十七日で、白石は國臣と共に迎へて子亭の茶室に請じ、鼎坐杯を啣みて時事を談じました。

田中直之進名は盛明、櫻の變後通稱を謙助と更めました。鹿兒島の市中行屋町の針醫玄悅の子、早く父母を喪ひ親族池田氏の扶養を受けて成長し、五六歳の頃より重野厚之丞八木稱平原田傳之丞の三人と共に、池田臍庵を師として書を讀み字を習ひ、四人共に俊秀を以て目せられましたが、就中直之進年齒少くして才學勝れ、且つ不凡の氣があつて、臍庵之を愛すること猶ほ子のやうでした。重野は即ち明治朝の名儒成齋先生、八木は後に蘭學を以て一家を成し、原田また醫として著はれ、安政の末頃は近衞家に仕へてゐました。直之進零丁孤苦の間に身を起し、自ら奮ふて文武の道を修め、兩ながら善く成就し、擇ばれて藩學造士館の訓導となり、また古示現流の劍法を善くし、且つ鐵砲の射擊に精はしく、名手の譽を得ました。人と爲り聰明にして沈毅、最も氣節があつて、人物年輩粗ぼ西鄕大久保と相若き、第一流の志士として推重せられ、有馬新七と名望を等くしてゐました。文久二年の夏、島津久光公の節度に服するを肯んせず、寺田屋の事變に斃れたことは、世の人も善く知る所、即ち薩摩に於ける純正勤王黨の巨魁の一人でした。

直之進數年前より江戸に出で、水戸の志士と氣脈を通じて事を謀りまして、櫻田の義擧とは關係極めて深く、嘗て水戸人の計畫捗々しく進行せざるを見ては、自ら死士となり火技を以て井伊大老を狙擊せむと企はだてたこともありました。此夜白石と國臣とに、井伊大老斬除の一擧終に已むべからざる事情を語り、水戸人と相謀つて實行の策を決定した機密に及びました。二人は慨然として傾聽し、時事方に急なる狀を審にし、耳熱し胸躍るの感を爲しました。

此時田中の江戸より齎らして來た機密の消息は、歸藩の後同志に報告した大意が、錄して大久保日記にあつて、有村次左衞門兄弟が田中の歸るに托し大久保等に贈つた書牘と對照すると、事實は善く分ります。

大久保日記の錄する所は、頗る長いですけれども、世間の人の與り知らぬ秘聞も多いから、今こゝに掲げて當時の事情を考ふる資料といたします。

二月廿一日田中直之進急ヲ告ル大意

一、一昨年秋被二相下一候、勅書之義、夫形被二召置一候而者、禍之根源ト是非取返候計策、頻ニ幕府ヨリ相運ラシ、當中納言殿ヲ色々欺罔致シ候得共、高橋(多一郎)抔君側ニ在テ朝夕相輔ケ諫言イタシ候ニ付、先々懸念モ無レ之。併何分御腹据ラザル御方故、高橋漸々トスカシ奉リ、勅書相請取有志奉護シテ國下ェ駈下リ、老公御受取御寶藏エ御挌護相成候由、然處高橋君側ヲ離サレ跡ノ處別而御危ク相成。

一、去已十一月例年之通、勅使傳奏衆御下向、叡慮ノ旨被レ爲レ在、勅書御返上相成候様、同十二月十七日若年寄安藤對馬守ヲ以テ中納言殿ニ相迫リ、今日ヨリ八日之間御差出不二相成一候節者、水戸家之御爲不レ宜トノ事ニテ、中納言殿御弱リ、家老並御小納戸兩人御差下、是非　勅書差出シ候様命ゼラレ候由、然共本來家老大場彌右衛門高橋多一郎一同、決而御返上不二相成一、若此上　勅書持出シ候得者、刎首スベキノ決心ニテ、有志中國境ヲ固メ候ニ付、右仕宜ニテ國中議論不レ穩譯ヲ以、幕府ヘ申出相成候處、亦々對馬守ヲ以、左候而者水戸家之御大事御違勅ニモ相當リ、御改易可レ被二仰出一候間、是非中納言殿御歸國御返上可二相成一トヒドク責付候由。

一、當正月元日有志二十人急出府、如何様之義候共、勅書御返上相成候而者不二相濟一ト屹ト諫爭申上候由。乍レ漸重役ヲ被レ召國許エ御差返相成候由

一、安藤若年寄ニテハ權威無レ之、正月十四日頃閣老エ出シ、是非共中納言殿御歸國御返上相成候様相迫ル。

一、威義二公以來、勅書相下リ候事多々有レ之、幕ヨリ取次候義無レ之、況乎此節之義僞勅ニ相違無レ之與之事ニ而、正月十五日兩使モ差立候由。

これは田中の歸り來つて報告した前半で、水戸人をして櫻田に井伊大老を要擊する決心を牢乎たらしめた直接の原因であります。元來水戸人が薩摩越前等の同志と力を戮はせて井伊大老を退けむことを謀り、己むを得ざれば斬つて除かうとしたのは、三年前の戊午大獄の頃以來の決策ですけれども、藩内また自ら硬軟兩様の說行はれ、紛糾した事情もあつて、容易に實行する運びとならず、幾多の迂餘曲折を經ましたが、去年秋冬の間、幕府は愈ゝ戊午の獄案を斷じて嚴峻の處置を取り、次で斯の如く强ひて水戸家に勅書の返還を迫るので、到底忍ぶべからざると爲して宿案を實行しました。次に揭ぐる田中の報告の後半を併はせて觀ますと、此間の眞相は善く分ります。然うして今こゝに幕府の返還を迫る勅書は、即ち安政五年の八月、鵜飼幸吉が日下部伊三次と共に奉持して下つたものでした。

大久保日記の原文、注疏說明の類は、單に細書して區別書きを例としてをりますが、今は權りに括弧を用ひます。

田中直之進と櫻田義擧の秘聞　二

田中直之進に先だつこと十日、同志山口三齋は水戸人の計畫と相關する報告を齎らし、正月十九日江戸を發し、二月四日鹿兒島に歸り着きました。山口は後に仲吾と稱し、明治十年の役、西郷に殉じて斃れた一人です。大久保が田中の報告として錄した事項のうちには、山口の先づ齎らし歸つた報告で、已に知られてをる所も尠くありませぬ。大久保日記は之を混同して總べて田中の報告としたのは、田中の歸來に依つて事情は更に明白となつた爲め、後半の報告と一括して錄したものと見えます。次に揭ぐるのは、概ね皆山口が江戸を去つて後に發生し若くは決定した消息で、蓋し悉く田中の齎らし歸つた所であります。

木村權之右衛門一旦歸國イタシ居候處、於二國元一有志一決之上、正月二十七日出府。外ニ海野愼八(佐野竹之助)神田浦

三(墨澤忠三郎)同行、此方ヱ以二書付一引合之趣左之通。
一、斬奸期日者來月二十日前後。
但詰ル共不レ延、
一、天朝ヨリ本條約云々御取返シ被レ遊候樣云々手段ヲ以致シ候事。
一、勅云々下リ候ハバ、百人也二百人也守衛トシテ上京之事。
但事者臨機應變、人數は弊藩ヨリモ差出可レ申候、
一、斬奸云々打濟シ候上ハ、一物(井伊大老ノ首級)ハ南品迄馬上者ニ而モ速ニ相廻シ、右ヨリ船路。
一、尊藩三千人御人數者、京地守護奉レ願候事。
一、雪人數者、諫爭ノ名ニ致シ屋敷ヱ繰込、來月上旬ヨリ。
一、木曾街道東海道ヱ者、人數差出候事。
但弊藩人數差出申候、
別紙ニ合詞
一、花(桂)月(武)浦浪(赤、井伊)兩馬(對、安藤)沖石(讃岐)雪(水戸)清帝君(老公)十四君(當公)星月夜(薩)清狂(高橋)西遊(錦、木村)海野慎八神田浦三(兩人日下部所ニ潛ル)
一、外ニ高橋ヨリ堀高崎ヘ宛決定書參ル、別ニ無二仔細一。
右之書面ニ而起リ候委曲之次第、
一、斬奸誅伐之義者、兼而紅葉山ヱ人數忍バセ置候ニ付、火之手ヲ揚ゲ候得者、幕役登城相成候間、人數ヲ伏置相

打果ス。其策不レ成候得者、登城先ヲ討トノ兩策ニ決ス。
紅葉山放火之義、御廟所外ニ離レ家有レ之候ニ付、印ヲ揚ル賦也、
一、人數ノ義、二月初旬ヨリ當公ヱ諫爭ノ名ヲ以テ、三人五人ヅヽ、駈出、五十人ノ人數ヲ以處々ニ配リ置、透ヲ伺ヒ動ニ乘シ誰スルトモナク打スマシ候半トノ策。
多人數ニ而者、却而仕損スル基故、必粹ノ者ヲ相撰ブ。是迄機密ノ引合イタシ候義、此五十人ニ限ルトノ由。偏ニ成功ヲ主トシ候故、初手ノ處右通決策。併一擧ノ仕宜ニ依而者、全國應援無二相違一、此節ニ至リテハ正奸共ニ振起シ、勿論有志之者ハ國境ニ五十人六十人ヅヽ、晝夜相固、夜ハ烽火シ候故、入者ハ出ルヲ得ズ、出者ハ入ルコトヲ得ズト云々。
一、井伊讃州安藤三奸ヲ主意トス。姦ノ首ヲ得候上ハ、直ニ兩三人ニ而相護シ、馬上ニ而品川迄駈付、商人體ニ紛ラシ海路ヨリ上陸、京ヱ主意奏達勅諚申受幕府安堵ノ處置ヲ付ルトノ定策。諸侯伯ヱモ同斷、且外夷掃攘ノ義、是迄ノ所爲ヲ以如レ斯ト御示シ相成候樣。
一、京師奉護之義者、勅返上ヲ名トシ百人也二百人也正々ト上京イタサス賦、實ハ勅書ヲ出スニアラズ。
一、横濱商館大風雨ニ乘ジ放火イタシ置ノ賦ニテ、人數ヲ疾ニ出シ置候トノ事。東海寺其外ニ滯在英人ヲ共ニ討トノ決策。
一、有志諸藩ヘ引合之義者、先度ノ告文近々差廻ノ賦。
討果候上者幕府ヱ御屆、在京ノ諸大名ヘ布告ノ義者、主意如レ斯トノ譯ヲ以、人數早々ニ配リ早々ニ廻達ノ決策。
右之通ノ大意ニテ、何レ京地ノ義御手薄ニテ懸念仕候ニ付、御國ヨリ直樣爲二奉護一人數御差出相成候樣依賴スルト

ノ事。併最早決定候故、往復ヲ得ズ事ヲ擧ルト云々。

堀在府中御國元御書取迄モ相下リ上下振興ノ趣モ相達シ候故、愈ミ全國義擧相調候段、礫エ引合置候故、此節者水ヨリモ不二相疑一。且田直モ御國元事情委曲不二相達一故、容易動兵相調候トノ見當ニテ罷下候仕宜ニ候。

此後半の報告の初に、『斬奸期日者來月二十日前後』は、田中の歸着した當時から申した來月で、即ち三月の二十日頃に當ります。然うして櫻田の義擧は三月の三日に決行せられた所をみると、傍註して『詰る共不レ延』と云つた豫告の通、多く時日を短促して事を擧げたのであります。

それから列擧した條項のうちに、井伊大老の要擊を決行すると同時に、通商條約の撤廢を期待するやうな趣旨を混同し、且つ大風雨に乘じ横濱の外國商館を燒かむとし、若くは品川の東海寺にをる外人を斬らうとする模樣もありますが、此種の題案は、薩摩人と水戸人とは著しく意見を異にした所で、水戸人ばかりの企圖でした。井伊大老を斬つて除くことに就ては、最も熱心で水戸人と深く結托した堀仲左衛門なども、斯かる企圖を以て無謀の甚だしきものとして取りませぬでした、これは薩摩人は概して言へば、當時の謂ふ所の尊王攘夷黨とは、頗る趣が違つて、始より開國貿易の利益を認め、鎖港攘夷の到底行ふべからざるを知つてゐた故でした。

國臣も此頃藩主黑田長溥公に上つて藩是を說いた建白書中、また明快に堀の意見を贊成し、自ら代つて敷演しまして、水戸人の外人を襲擊せむとする企圖を評して愚擧と爲し、若し果して斯の如くならば、獨り內亂の禍ばかりでなく、外人との兵端自ら開けて天下の大事を生ずるだらうと言ふてをります。此一事また或は國臣が熾烈な勤王の情を抱いた人でも、尋常の尊王攘夷黨とは、頗る撰を別にしてゐたことも分ります。

田中直之進と櫻田義擧の秘聞　三

有村雄助が當時田中の西歸に托し、大久保堀海江田の三人に贈つた書があります。

去十九日山口急速御出立逐一御聞取被レ下候筈。然處一昨日木村外ニ佐野竹之助黑澤忠三郎と云ふ人出府、別紙之通決策之條々承リ候ニ付、今日猶又三傑へ出會、篤と議論之上、今晩明朝に掛け田直發足之議定に御坐候。申迄も無レ之候得共、急卒京都御守護之處專要と奉レ存候。尤此方は愚弟と兩人評定之上水有志合腑斬奸之決心に御坐候。其外成るだけ之處盡力可レ申候間、左樣御納得可レ被レ下候。右田直着鄕に付申上に及不レ申候得共、幸便故一筆如レ此に御坐候。恐惶謹言。

正月廿九日　　有村雄助

大久保正助樣
堀忠左衞門樣
有村武次樣

有村武次は雄助の兄即ち後の海江田、安政五年の秋このかた國臣の最も善く相識つた俊齋で、此頃お茶道坊主の職を去り通稱を武次と更め、次で彼の鵜飼幸吉と共に水戸家へ賜ふ勅諚を奉持して下り、戊午の大獄に斃れた日下部伊三次の遺跡を承け、日下部の本姓海江田に復しました。即ち明治朝の子爵信義であります。季弟如水は維新の後に國彥と稱し、

久しく第五國立銀行頭取の職を奉じ、晩に島津公爵家の家令となつて世を終はりましたが、雄助と次左衛門とは、海江田の弟で國彦の兄に當ります。薩摩の故老は有村の同胞四人、首尾最も劣ると稱しました。

次左衛門も同じく田中の歸るに托し、書を兄の武次に贈りました。

任二幸便一一筆啓上仕候。此節田直御下り之場合に相成、誠に大幸此事に御坐候、先は安心仕候。是迄皆々様大働被レ遊候事、最早青天白日の如く相成仕合之至、爰許之事情態與細事不二申上一候間、田直より御聞取被レ下レ度、乍レ恐愚考之趣左に申上候。

一、田直歸着直様誰様に而も御同道、周防侯へ非常之御英斷被レ爲レ在候様、御議論被レ成候處、偏に奉レ祈候事。

一、天朝之御危急は勿論御國之一大事を漫然と此節之一左右御承知被レ成候上、猶緩怠之御議論被レ成候御方有レ之候はゞ、直様御刺シ被レ下度事。

一、田直到着當日は、御有志之内兩三人は、到着旁ミ（蓋し誤脱あり）船場迄之使として御出被レ成候事。

右三個條は思切而御働被レ下レ度偏に奉二希上一候。

愈ミ浦浪之一物は兄弟之手に入れたきものと明暮希望仕者に御坐候。今こそ青天白日の如く、、、、、（五字不明）此間日夜日を送り申候、御遠察可レ被レ下候。先は荒々如レ此御坐候。恐惶謹言。

正月二十九日

有村武次様

有村次左衛門兼清（華押）

謂ふ所の周防侯は島津久光公で、當時は周防と稱して居られました。列擧した意見中の第三項は、到着旁ミのあたり文字に誤脱もあつて意義はチョット分り兼ねますが、同志の蹶起を促す趣旨と、自ら井伊大老の元を獲むと欲した心情とは明かです。是より先安政五年の秋八月、西郷京都から下つて江戸に居ること十餘日、此時早く已に井伊大老を斬るの議が起りまして、次左衛門自ら大老の元を獲たいと申すのを聞き、西郷は年少客氣自ら量らざるの大言だと戒めました。後ち大島の謫居に於て櫻田の事變を生じ、次左衛門果して平生の言を空しくせなかつたことを知り、深く悔恨しまして、三年を經て大島から歸ると、有村の家を訪ふて次左衛門の神位を拜し、自ら作つた祭文を讀んで謝意を述べたと云ふ話もあります。

次左衛門は即ち去年の秋備中の連島を過ぎり、國臣の病床を訪ひ時事を談じて去つた人、兄の雄助は櫻田の事成り、義徒の首領金子孫次郎及び金子の從者佐藤鐵太郎と相携へ、密に西上する途次、四日市に於て、三人同じく江戸より追跡して來た島津家の捕手に拘せられて伏見の屋敷に到り、己れ獨り護送を受け藩を指して歸らうとする時、金子の爲に謀り、西走して白石の庇護を賴み、下關の邊に潜伏するの策を說きました。白石と國臣とは、櫻田の事變に就ては、直接相關しませぬけれども、此義擧に深く參與した有村兄弟及び堀高崎の徒が之を顧念すること斯の如しでした。今や田中直之進の竹崎を過ぎり白石の家を訪ふたのは、固より偶然でないのであります。

要するに、大久保日記や有村兄弟の書に見ゆる所の天下の秘消息は、悉く收めて田中の方寸にあるのですから、一夕の談必ずしも細大の機密を悉く露布したとは爲し難いとしましても、大概の事情は之を語つたことを疑ひませぬ。白石日記には錄してあります。

十七日、薩藩田中直之進君來訪、江戸ノ密策ヲ承ル。路費不足ノ趣ニ付之ヲ辨ス、大急歸國トノ事ニ付、大里迄漁

船ニテ送リヌ。

寄せては回へす波の音の徐ろに聞ゆる處、閑寂の一茶亭に鼎座爐を擁して更の深きを忘れ、燈を剔り灰に畫いて時事を談じた此夜の感慨は推して知られます。

十八日の朝、白石は金三兩を贈つて道途の費を補ひ、且つ我家の水門より漁舟を艤ふて急行を助け、國臣は特に田中を送り、船を同うして海峽を越え、豊前の大里驛に到り、手を分つて歸りました。

櫻田の事變前に於ける薩摩人

薩摩に於ける勤王黨の一派四十餘人は、故君齊彬公の遺志を繼紹し、飽くまでも勤王の大義を宣揚するを期して、遙に水戸人と氣脈を通じ、東西策應して謂ふ所の突出案なるものを立てゝ將に藩を脱して出でむとし、準備も全く成熟した折しも、藩主茂久公は此間の秘密を洩れ聞かれ、安政六年の十一月九日を以て優渥なる親諭書を下されまして仰制を加へ、志士の自重を望まれました。そこで大久保以下の人々は、主從同心擧藩一致して力を王事に盡し得ることを知りまして、茂久公の親諭を諒とし、脱藩突出の策を拋棄しました。

然るに江戸にをる同志は、道途の遼遠と通信の不十分なるとの爲め、此間の眞情實を解し兼ねまして、或は却て茂久公の親諭書を見て、寧ろ同志の義擧を贊助せらるゝ深意より起つたものと判斷し、啻に水戸人と協定した計畫を中止しない許でなく、藩主の意向斯の如く、形勢甚だ同志に利なる内狀を擧げて、密に告げましたから、水戸人は益ゝ信賴の情を深うし、依然として計畫の進行に勉めました。

江戸に於ける薩摩の志士、及び水戸人の行動は、依然として斯くの如くなると同時に、近ごろ漸く藩政を與り聞かれる茂久公の實父久光公、また深く慮らるゝ所あつて、江戸に於ける少壯の藩人が、必ずしも藩主の一親諭書を以て急激の行動を中止せざるとを思はれ、密に政廳と相議し、命を下して先づ堀と高崎とを召還せられました。二人は召還の理由を知らず、計畫の進行最中に歸藩するのを甚だ遺憾としましたけれども、嚴重の藩命を如何にも爲し難く、急いで江戸を發し一先づ歸西の途に上りました。途次竹崎を過ぎり去年臘月の盡日を以て海峽を越えたとは、前に述べました。

斯くて堀高崎の二人は逆旅に萬延元年の春を迎へ、正月四日鹿兒島に歸へり着きました、始めて去年の十一月九日を以て茂久公の親諭書の下つた以來の眞相を詳かにしてみますと、鄕國の同志が茂久公の節度に服するを答申し、斷然として脱藩突出の策を拋棄したのは、寔に餘儀ない事情であつて、水戸人と協定した計畫また自ら變更せねばならぬことを知りました。

但それ水戸人の主從と井伊大老との關係は、紛糾錯雜を極め、水戸人は君辱められるれば臣死するの義からして、櫻田の一擧を思立つた事情等もあつて、薩摩人が單に幕府の首相として皇室を蔑如し諸侯士太夫を陵轢するを憤ほり、斬つて除けて朝權を振張し幕政を改革しやうとするものとは頗る趣を異にしてゐますから、水戸人は固より薩摩人の行動如何を以て初心を飜すべくはありませぬ。且つ薩摩人は脱藩突出の策を拋棄しましたけれども今年の春は藩主茂久公の江戸參覲の順年に相當するのを絶好の機會とし、同志は齊しく請ふて隨行しまして、水戸人が井伊大老の要擊を決行するのと相應じ、己等の責任たる朝廷擁護の事は、主從心を戮はせ一藩の力と名とを以て擔當し得るを期しましたので、堀は藩に留まること四十餘日、大久保等と熟議を重ねまして嘗て安政五年の冬有馬新七等の計畫した以來の宿案を取り、黑田長溥公の威望と筑前の富强とに依賴し、薩筑提携して將に起らむとする事變と應酬し、天下の大局を支持するの策を

立てました。然うして水戸人と相謀つて協定した計畫に變更を加ふるには、從來の關係からして堀自ら江戸に出でゝ相談をする必要はあるし、薩筑提携の策も、堀また自ら謀つて豫め地を成して置かねばならぬ事情でしたから、堀は幾たびか久光公に謁し、或は執權の老職島津左衞門を見て建議をしました。堀は同志の急激な行動には、必ずしも贊同せざる態度を以て言說を進め、寧ろ久光公及び政廳の意圖を承順したので、その建議する所は多く聽從せられ、高崎を東行せしむるは猶ほ危險の憂ありと認められ、再び藩を出ることを許されませぬでしたが、堀だけは東行の命を得ました。

そこで堀は田中直之進が國臣に送られて海峽を越えた二月十八日を以て鹿兒島を發し、途次國臣等を見て、鄕國の同志と豫め相談を遂げた薩筑提携の策に就て協議する所あらむと欲し、先づ長州の竹崎を指して走りました。

堀仲左衞門と薩筑提携の案

二月十八日に鹿兒島を發した堀は、此月の二十六日長州の竹崎に到つて國臣等と相會し、自ら齎らして來た薩筑提携の案を以て先づ之を謀りました。

然るに堀は此時始めて田中と途中に齟齬したことを知り、且つ國臣等より田中の急に歸還した所以と、江戸の消息とを傳へ聞きまして、水戸人の井伊大老要擊の期日が豫想の外に短促せられ、形勢極めて切迫したのを詳かにしたので、今は寸時も途中に逡巡してはならぬと思ひまして、薩筑提携に關する事は、一切を擧げて國臣に委ね、囑するに工藤北條等と相議し、善く謀つて處するを以てし、且つ自ら忙はしく筆を執つて長溥公に上る建白書を作り、進達の手續をも國臣に托し、留まること纔に一日、倉徨として江戸を指して急行し去りました。

堀は建白書を作つて淨書し、已に封緘を施した後、必ず言はねばならぬ一事を脫漏したのを覺りましたけれども、前程甚だ急を告げ、上書を改め作り增補を加ふる遑の無い所からして、國臣が代はつて之を說かむことを求め、國臣は後ち堀の建白書と同じく、自ら長溥公の左右に上つた建議書中、堀の意見を敷衍して述べました。當時君國を憂ふる志士が東西を奔走して相周旋し、事最も匆忙を極めた情況、また自ら想はれます。

堀仲左衞門また別に次郎小太郎等の通稱があります、後には氏名を伊地知壯之丞と更めました、名は貞馨。晩年は聲聞寥落して甚だ振はず、三條梨堂相公重野安繹先生あたりの庇保を受け、纔に修史局の一編輯官を以て終りましたが、一時は勢力隆々として西鄕大久保を壓し、名聲天下に聞えた人でした。年少の頃より江戸に出でゝ四方の英俊と交はり、才學を以て稱せられ、次いで西鄕等と勤王の志を同じくし、力を君國の事に致し、西鄕の南島謫居の後は、代はりて薩摩の同志を代表して事を謀り、櫻田の義擧には始めより最も深く關係しました。然うして此頃より漸く政廳の任用する所となり、文久の半ば頃は、內は島津久光公小松帶刀等の委信を蒙り、外は朝彥親王近衞忠熙公等の眷顧を得、朝廷の機密をも與り聞き、天下の國事に周旋する者、薩摩に堀次郎若くは堀小太郎あるを知らざるはなく、往々稱して島津三郎殿の謀主と申しました。併しながら爲す所權變術數多く、且つ專ら久光公の意圖を承順し、公武合體の方針を旨としたので、純正勤王黨と相容れず、甚だしく此一派の嫌惡する所となりまして、西鄕の沖永良部の謫居から出て、薩摩の樞軸を握つた後は、卒然として勢力を失ひ、爾來ふたゝび世に用ひらるゝの機會なく、晩景蕭條として身を終りました。今こゝに井伊大老要擊の事變に處する策を獻じて久光公及び老職島津左衞門の領諾を蒙り、來りて黑田長溥公に薩筑提携の議を建白したのは、蓋し一たび藩に用ひられ、意を得るの始めでした。

此時堀が國臣と相謀つて長溥公に上つた建白書は、今已に氓滅して存せず、堀の自ら國事に關係した閱歷を記した『紹

述編年』の一書にも、言及してゐないのですが、シカシ大久保日記の錄する所、並に國臣が堀の建白書と手續を同じくして上つた意見書を見ますと、堀の建白した趣意は推して考へられます。

堀の建白した趣旨は、蓋し井伊大老斬除の計畫方に成熟し天下の變亂測り易からざる形勢あるを述べ、長溥公が親族の關係と故君齊彬との情誼とを顧念され、此際島津家と行動を同じうし進退を共にし、相提携して事變を迎へられ、幕府の暴横を控制し朝廷の安全を保護し奉り以て天下の大局を支持し、故君の遺志を紹成されむとを待望するにありました。

萬延元年の薩筑提携案　一

堀仲左衛門が藩を出るの前、密に大久保等の重要な同志と熟議を遂げ、且つ久光公及び老職島津左衛門の領諾をも受けまして、井伊大老要擊の事變に處する策として立てた案は、藩主茂久公は今春の江戸參勤の途次、先づ筑前に立寄られまして長溥公と會見し、親しく此事變に應ずる方略を協議せられ、薩筑相合同して進退を俱にせらるゝを第一の要點としました。約言すれば薩筑の提携を謀るの趣旨であつたことは、明かに大久保日記に見えてをりますから、堀の竹崎に於て國臣と相謀り、長溥公に進達する手續を托した建白書、また薩筑の提携を趣旨としたのは自ら分ります。

大久保日記

十八日、堀出立、其内防公へ三度拜謁相調。内外之御處置等之義建白、至極御同意之由、左州（老職島津左衛門）へも度々被レ參候、建白之條々。

○御參府之節、筑公へ御立寄、萬一中國邊ニテ變事到來之節ハ、筑迄御引返御國兵御待、筑公ト御合謀御出馬相成候樣彼是篤與御立寄ニテ御談合相成候樣。若京師近邊ニテ候得者、川上（老職川上式部）ニ人數被ニ召附一、爲ニ御名代一爲ニ京都奉護一殘置之筋。

○粮米御圍之義、下關大阪ニテ御圍相成候樣。下ノ關義者、白石エ相託候筋。

○出府之上及ニ變事一候節、外邸ハ棄テ澁谷芝御屋敷兩所ヲ固メ、有志諸藩エ應接、幕ニ意趣無之斬奸之所爲ニテ候旨申聞、跡安堵ノ處置ヲ盡シテ御國兵ノ續ヲ待、成丈靜リ居候主意ニ而餘ハ臨機應變。

○炭屋間道一條ニ御手相付度。

○京師エ立寄、礫　勅御返上可ニ相成一與ノ勅諚眞僞探索。

○變事之節者、喜入（江戸屋敷詰ノ若年寄喜入多門）エ實ヲ明シ表向田直差立候筋。變ニ臨ミ候得者、君意ト申處ニ而宜、左州ヨリ命ヲ請候趣ニテモ宜敷トノ由。

卽ち茂久公は途次筑前を過ぎりて櫻田の事變に處する方略を決定せられ、偖て筑前を發して東行の途中、櫻田の事變若し山陽道を通行せらるゝ頃に起らば、一先づ筑前まで引返へし、薩摩より士卒の來着するを待ち、長溥公と駕を連ね同行して江戸に赴かるべしと云ふのでした、然うして今こゝに記した所をみると、單に山陽道を通行せらるゝ頃を以て事變の起つた場合を限つて言ふが如く、或は一時の方策のやうすがに、これは必ずしも然うでなく、趣意とする所は、長溥公の威望と筑前の富强とに依賴して櫻田の事變と應酬し、時局を支持し幕政を改革して故君齊彬公の遺志を紹成し勤王の大義を宣揚するのを第一の眼目としました。且つ下關に於ける糧食の準備を白石正一郎に委ねむとした事等は、國臣が堀の建白書に添へて長溥公に上つた意見の一節と照應するものもあつて、堀の竹崎に於て國臣等と相謀つたのは、亦

た必ずしも二三の事項に止らなかつたことを示してをります。

また堀の立案の末段によると茂久公の江戸に着かれた後事變の起つた場合は、同時に田中直之進を急行歸國せしむる手筈をしてゐますが、これは田中が十日前を以て竹崎を過ぎたのは、水戸人が義擧を決行する期日を短促した爲め、堀の着府を待つの暇なく、急に發して歸國したことも分ります。

元來水戸人の豫定した計畫によれば、三月の二十日前後を以て事を擧ぐる期としました。然うして水戸人は此期は或は短縮はしても延長はせぬと特に保留しました。併しながら薩摩人は猶ほ三月の二十日頃を以て概要の期日と推定しまして、或は多少の遲速を生じても數日位に過ぎまいと思量してゐたので、堀は事變の未だ起らぬうちに、江戸に到り得るを豫期し、此間に處する幾個の方策を立てゝ藩を發したのでした。然るに水戸人は若し遲緩して期日を延長すれば、形跡漸く暴露し大事を誤るを恐れまして、一日も早く決行するが宜しいと、更に多く期日を短縮し、上巳の節に井伊大老の必ず登城するのを好機會とし、三月三日を以て事を擧ぐるの期と定めました。それで田中直之進は忙はしく江戸を發して歸國の途に上り、堀と途中に行違ひ、堀は竹崎に到つて國臣等と相會し、始めて江戸の形勢最も切迫した模樣を聞いたので、薩筑提携の策は當時の事情よりして頗る重要の立案ではありますが、自ら星馳して江戸に赴くの更に多く重要なることを知りました。

即ち堀の薩筑提携策の一切を擧げて國臣に托し、己れは倉徨として東行した所以でありました。

萬延元年の薩筑提携案　二

文久元年の冬、薩摩の老職島津左衞門小納戸頭取山田莊右衞門等の職を退かうとする時、長溥公が弟の南部信順公と氣脈を通じ、幕府の天璋院夫人の聲援を借り、左衞門等の退職に反對の意を表せられたのを第一の動機としまして、長溥公と久光公との間には、甚だしく扞格を生じ、是より種々の事情もあつて、爾來ふたゝび感情の融和を見るの機會なく、維新の後までも猶ほ同樣の情態を以て終始せられました。

斯かる兩公の關係と事情からして考へますと、萬延元年の春に於て、薩摩の志士が薩筑提携の策を立てたのは、事頗る奇で、筑前の志士月形洗藏鷹取養巴海津幸一等の人々、また暗に相唱和して同じく薩筑提携の說を爲し、こゝに始めて筑前勤王黨の一派を生じたのは、事愈々奇なるが如くに感ぜられますけれども、深く當時の眞相を究めますと、毫も奇とするに足らぬのであります。

前にも往々言及した通り、西鄕大久保有馬以下勤王黨の同志は、故君齊彬公の家督騷動の前後より深く長溥公の人物名望に依賴しまして、その推服景仰の情の殷なるは寧ろ却て筑前人に過くるの狀がありました。それは抑々長溥公が素と島津家から出てられたと云ふ親族關係の深い許でなく、勤王黨の一派の最も追慕して措かざる齊彬公と、襁褓以來の親密無比の交態をもつて居られまして、終始喜憂を分ち休戚を同くし、齊彬公の治世中は、幾んど薩筑提携せりと申して差支ない程の事實であつた故でした。然うして薩摩人の謂ふ所の西鄕派の同志、著者の謂ふ所の純正勤王黨の一派とは、始より頗る感情を異にし系統を別にせられた久光公、及び專ら久光公を尊信した一派の薩摩人は、固より與り知らぬ所でした。

大久保日記によると、堀の建白した薩筑提携の立案は、久光公も島津左衞門も至極贊同せられたものと見えます。

島津左衞門は齊彬公の在世中最も委信を蒙つた老職で、長溥公また二年の後は、左衞門の退職に反對の意を表せられま

して久光公と不和の端を生ぜられた程のことですから、左衞門が堀の建白に同意を表したのは固より其所としましても唯その二年の後左衞門の退職の事を以て、長溥公と甚だしく不和を生ぜられた久光公、西鄕一派の勤王黨とは、始より頗る感情を異にし系統を別にせられた久光公が、今年の春に於て、斯の如く堀の建白を領諾し、立案の眼目たる薩筑提携の策をも承認せられたのは、成程それは一應おかしい樣には思はれますが、蓋し久光公は前年の冬老君齊興公の薨去せられた後を承け、藩主茂久の實父で故君齊彬公の庶弟といふ尊貴第一の身分を以て、此頃より漸く藩政を與り聞かるゝ機會を生じましたけれども、實際の政權は齊彬公顧命の老職左衞門の握る所で、古來の慣例もあれば多年の惰力もあつて、單に尊貴第一の身分たるの故を以て、久光公は猶ほ急に專ら藩政を行はることは叶ひませぬ。況して久光公は六歲の時江戸の屋敷を去つて歸國せられたまゝ嘗て藩外に出られたこともなく、且つ一萬四千石の領主として今日に至られた人です。從つて長溥公と接觸せらるゝ機會もなければ、扞格を生ぜらるゝ交渉もありませぬでした。然かも時は恰も左衞門の老職の事に就て不和の端を開かれた前年の春で、長溥公の人物名望を敬重せられざるを得ざる頃ですから、堀の建白に贊同して薩筑の提携策を承認せられたもの、亦た必ずしも奇とするに足らぬでありませう。

櫻田事變前の建白書　一

堀仲左衞門が東行の途次竹崎に到つて、國臣等より井伊大老要擊の期日短促せられ、江戸の形勢最も危急の迫つたのを始めて聞き、忙はしく筆を執つて長溥公に上る建白書を作り、進達の手續は總べて國臣に托し、倉徨として竹崎を去つたことは、已に述べました。

國臣は堀が竹崎を去つた翌日即ち二月の盡日を以て、海峽を越え微行して筑前に歸へり、工藤左門北條右門と相談を遂げ、密に格式奥頭取吉永源八郎の手を經て、堀の建白書を長溥公の覽に供し、且つ己れの意見を述べた上書をも添へ井伊大老要擊の事變に應ずる當面の急務として種々の策を獻じ、第一に先づ米穀の買收並に兵器等の準備の必要を說き、併せて準備の手段に及びました。

堀の建白書は前にも申した如く、今は氓滅して存しませぬが、添へて出した國臣の上書だけは、自筆の稿本が殘つてをります、これは未定稿の案文で、末段の數節に塗抹を加へたのを見ると、實際長溥公に上つた原書とは、或は多少の異同あるかも料り兼ねますけれども、大體の趣旨は遺憾なく分ります。然うして此上書は、著者が白石正一郎の遺藏の文書中より發見する所で、從來の傳記者の多く與り知らぬものですから、頗る長いのを厭はずして今こゝに全文を收めます。卽ち上書の前半は斯うであります。

別紙堀仲左衞門上書に付、愚存之條々

一、當時之形勢之義は、仲左衞門上書之中に可レ有二御坐一、今度水戸家之企、必ず事を果可レ申勢と被レ察候。然るに彥藩仕付候上は、直樣横濱に向ひ、夷館並滯泊中之軍艦等をも燒討之覺悟之由。是は水藩私の遺恨に非る事を四方に示すと申心得之由に御座候。兼而个樣之企無レ之而さへ、人氣立候時は、餘勢には暴勇も間々起る事も御座候者故、必致遂可レ申候得共、實は甚愚策に而一已淸潔の爲天下之大事を招候は必定歟。右等之次等に至り候而は、獨り內亂のみならず、永く外夷との兵端を開可レ申、實に不二容易一時節に御座候。就レ右御國家第一之御急務歟と奉二存寄一候廉々左に一書認奉二差出一候。

右横濱燒討一件は、仲左衞門別紙上書に認洩し淸書仕封切候に付、私より御上に貫候樣可レ然取計呉候樣に相憑候

に付先申上候。

一、萬一事起り候はゞ、天下之人氣動立金銀不融通米穀高價に相成候義者、古來之通例に御座候。御軍事御備金等は、兼而之御手當も可レ被レ爲レ在二御座一候得共、如何程餘分に有レ之候而も、ケ樣之時節には御借入に不二相成一は、却而御不手際なるものに御座候へば、諸國諸家不二騒立一內、速に大阪表え器量之人差越候歟、是迄詰込之內よりに而も、御借入叶候限り、御銀主より金子御借入被二相成置一度奉二存上一候。御懸念なく早々御相談無レ之而は、此事天下に發候上は、諸國諸侯より同樣銀談可レ有レ之義は必定に御座候。其節に至り候而は御手後れ、諸國並より外には格別之御處置も被レ爲レ在間敷哉と奉二存上一候。

一、兵粮之儀は近年大阪表御廻米御減少に相成候上は、御備も相立可レ申哉。乍レ併有るが上にも餘り候程御用意被レ爲レ在度奉二存上一候。先御國中に有レ之分は暫其儘に被二召置一、隣國諸國之廻米を如何程にても御買入置被レ爲レ在度候、個樣之時節には、御軍用御備金に而も御出財被レ遊、米穀御買入に相成、縱令御不用に相成候とも、只今より米價下値に相成候儀は、向後決而有之間敷候。尤右米の買入方騒敷、筑前より御買求などゝ申立、人に爲レ知候而は、必定米價高値に相成申由に御座候へば、極々內密にて商人の私買之樣に仕、長府小倉邊之御米を商人之手より買取らせ、譬ば金一萬兩之御買米高に御座候へば、其內二割歟三割歟之手付金を被レ遣、手形を取御預置に相成候而、追々御入用丈御取寄、米之高に應じて其代金御渡しに相成候へばよろしく、追而右筑前より御買〆と申儀露顯之上は、忽ち米苞に付ては銀七八匁位も直上仕儀は必定之よし。其節世間一統直上候に至り候而は、十匁も二十匁も苞口に付而御德と相成候儀も可レ有レ之、其節御拂に相成候ても、何れ御損之參り候儀は有二御座一間敷奉二存上一候。扨其手付相濟候上に而、御國中之分も不レ殘御買上相成可レ然哉に奉二存上一候。當時第一之御策略に而可レ有二御座一哉に奉

存上一候。

但右御米御買入にても相成候儀に候はゞ、幸兼而御國產陶器類製練所御用之さらさ形木綿等、取揃方御用承り度尤右に付而は御用達名目御託し不レ被二仰付一候而は、揃兼候譯合も有レ之歟。其段既に舊冬來工藤左門を以內願仕候下ノ關竹崎浦（清末家町人大年寄勤）白石正一郎と申者へ、江戸一左右次第急速御買米手付金被レ爲レ渡、其儀、被レ命候はゞ、屹度閑密に相働き可レ申人物に御座候。同人は是迄薩州長州兩國之御產物交易之御取次に携り候正直なる者に御座候。

若し井伊大老要擊の策にして決行せらるゝならば、幕府は心らず怒つて京都の朝廷を壓迫する事變を生じ、天下動亂の端こゝに起らうと云ふことは堀大久保はじめ豫め此秘密を知つてをる志士の齊しく思料した所で、國臣また同樣の意見を抱いてゐましたから、建策の劈頭先づ此說を述べました。然うして先づ堀の建白書の脫漏を補ひ、水戸人が井伊大老の駕を斬ると同時に、橫濱等の外人を襲はむとする計畫を評して、甚だしき愚舉とし、徒らに外國と兵端を開くの基となり、天下の大事を招かうと申したのは、その平素の意見が、當時の急激粗暴な尊王攘夷黨とは頗る趣を異にした所以で、更に江戸より一報告の達するを待つて米穀の買收に着手せらるべしと云つたのは、井伊大老の要擊を以て、猶ほ多少の餘日ありと思ふてゐたことが分ります。

然るに此書の長溥公に進達せられたのは、恰も櫻田の一擧早く已に決行せられまして、井伊大老首を授けられた後數日、變報未だ海峽を越へて九州に入らざる時でありました。

櫻田事變前の建白書　二

國臣は將に起らむとする櫻田の事變を迎ふる當面の急務として、先づ米穀の買收を說くこと斯の如く、次には兵器の準備を必要としまして、彈藥製造の原料を得る手段にも及び、大砲は薩摩に求むるを良策とし、石炭を供給して代金の決濟を行ふの必ずしも期し難からざるを述べました。

蓋し薩摩は齊彬公の鋭意熱心專ら力を用ひられた兵器改良の遺摸猶ほ存し、砲磧は頗る優良なるものがありました。長溥公また夙に齊彬と見る所を同うし、久しく兵器改良の志を抱かれましたけれども、諸老職は經費を要するの多きを厭ひ、藩人の多數また新式の兵制を嫌ふたので、公の志は容易に行はれず、砲磧は甚だ粗惡でした。國臣は斯かる說を爲しましたが、薩摩の藩營として製造せられた兵器は、固より尋常の物產品とは全く性質を異にしますから、特別な親密の關係ない限りは、唯その代價を償ふのみを以て供給を受ることは望まれませぬ。然るに國臣は今それ斯かる說を獻じて、大砲は薩摩より求むるを良策とし、且つ石炭を以て交換せられても差支ない樣に申したのは、此間また自ら堀などの薩筑提携の案と意味相通ずる所があります。

一、玉藥類御準備御手厚に無レ之候而は被レ爲レ濟間敷、追々十分御準備付茂御座候哉不レ奉レ存候得へ共、薩州樣などは既に宰相樣御存命中、周防宮市町藤井又兵衞と申者江御內々に而硝石十萬斤斗御買入之筈に而、內二萬斤餘相納候處、御逝去に付暫く御沙汰相止候得共、右又兵衞儀は根元自分貯之硝石に無レ之備後福山之一大町家片山某より買受相納候手數に而、片山方江兼而入銀いたし居候折柄、途中に而御用相止候而は、極々難澁之よし願出候に付、去冬又々四萬斤餘御買取に相成、其代りとして鉛銅等御渡しに相成候よし承知仕候。右に付若御買入にとも相成儀も御座候はゞ、幸片山某妻之兄備中連島三宅定太郎と申者は、同志之者に而去年來別而懇意に仕候故、此傳手を以右元方之片山に直に罷越談合仕、御國名不レ出樣益下料に鉛硝石共御買入相整候樣可レ奉二願上一候。乍レ去手後れに相成候而は、其國主より被二制止一候儀も可レ有二御座一、一左右次第御英斷被レ爲レ在度奉二存上一候。

國臣の自ら鉛硝石を買入るゝ交渉に當らむと欲した相手方の片山某が、その嘗て薩摩の爲に山藍の販路擴張を企はてた同志三宅定太郎の妹婿たる關係は、今必ずしも、多く申しませぬ。唯この片山某の供給する硝石が、齊彬公と長溥公とが深交して夙に開國の意見を同くせられた幕府の老中阿部伊勢守正弘の奬勵を以て產出せらるゝに至つた特產であるのは因緣頗る奇です。伊勢守の我封內に硝石の產出せらるゝを喜び奬勵を加ふるの時、黑田家の一陪隷をして已の後を承け專ら幕政を行ふ井伊大老要擊の事變を慮り、此硝石の買入を進言せしむることは、夢にも思ひ設けなかつたのでせう。伊勢守世を棄てられてより四年。時勢の變遷は、方に斯の如く急なるものがありました。

一、大砲は兼而より追々御製造にも相成候得共、近年は別而輕便之大砲種々傳來、諸藩一同古製を廢し新便に付候時節に御座候へば、兎角輕便大筒を御製造無レ之候而者、不便利にて勞して功少く可レ有二御座一候。就而は是迄茂野戰臺之類少々は御鑄造も御座候得ども未不足歟と奉二存上一候。若御製造之思召も被爲在候はゞ、薩州樣へ直に御憑みに相成、水車法に而御製造之上船廻に而御取寄被レ遊候はゞ餘程御物入薄く可レ有二御座一候。尤錫銅も彼方樣には澤山有レ之、既に昨年來錫は內々御拂に相成候筈に而、下關江手本錫參り居申候。極上錫一斤に付代錢壹貫二百文位之由、五六萬斤御不用分有レ之由高崎善兵衞より承り及申候。尤水車法には石がら之入用夥敷事之由に御座候へば、大

砲の代りに御國石炭を被二差出一候やうの御相談も相調候はゞ、御物入無レ之儀歟と奉二存上一候。無レ程錫銅共先年之如く高値に相成、錫一斤に付金壹兩にも相成儀は自然之儀に御座候。

今こゝに國臣の述ぶる所を見ますと、その建議の趣意は大體に於て、去年の春このかた深く相交りて共に事を謀つた高崎善兵衛白石正一郎とも、豫ねて話合ふてをる成案であつたことは分ります。然うして國臣が頻に新式の兵器を用ふるの必要を唱へたのは、彼の槍薙刀を揮ふて夷狄と戰はうとした尋常の攘夷黨とは著しく撰を別にし、また動もすれば藩祖如水長政兩公以來の御軍法を持出し長溥公の兵制改革を妨げた多數の藩人とも異る所でした。國臣の此種の意見は、固より特に稱揚を値へする程のものでなく、國臣の本領は自ら別にあつて、此種の意見の有無を以て輕重せられるゝ人ではなかつたとしましても、乍併頻に斯かる說を唱へた事實を詳かにしますと、國臣をして飽までも烏帽子直垂を着けしめ蝦鞘卷の太刀を佩かしめ、强ひて神主の出來損ひの樣な人物とするの甚しき誤解は、自ら釋かるゝでありませう。

一、追々小倉下關渡海烈しく相成、往來不自由なる儀も可レ有二御座一、追而は御手船に而若松邊に被二相廻一候而も、御間欠は有レ之間敷候へ共、尙又火急御人數上下等之事も可レ有レ之、左樣之節前條に申上候白石正一郎御用達に被二仰付置一候はゞ、同方近邊之浦々漁人等も支配下之儀に付、漁船に而も差出候樣之儀は屹度御便利に相成可レ申、其外荷船御借入被是之事等、御用達仕候儀何程も可レ有二御座一哉に奉二存上一候。

白石正一郎を以て黑田家の御用達としたいのは、去年の冬から工藤の已に周旋して力を盡した所で、工藤の之を謀つた趣意は、長溥公の自ら意を用ちて興された新事業の製造品の販賣と生產原料の調辦とを主としてゐましたか、國臣は今や將に事變を生ぜむとする時局の上からして白石を黑田家の御用達とせるゝの得策なるを說きました。

工藤左門の周旋盡力の致す所歟、國臣の此時の建議また與つたて多少の功があつたの歟。黑田家に於て白石を御用達とせらるゝ評議は、一時幾んど全く成立せむとしました。

櫻田事變前の建白書　三

國臣の此建議に於て、朝廷若くは天下と交涉ある事を多く述ぶる所のなかつたのは、蓋し堀仲左衞門の建白と重複するのを避けまして、專ら黑田家として筑前藩として、最も敏速の處置を必要とする當面の急務を說くを主としたものと見えます。併しながら、また終に朝廷と天下との案を全く忘るゝことは出來ないで、最終の一節に於て、京都大阪の門戶たる紀州海峽の防備を論じ、黑田家が德川幕府の初から重要第一の任務としてをる長崎の警衞よりも、寧ろ紀淡海峽の防備を擔當するの得策であることを暗に說きました。

一、千一橫濱騷動に及候はゞ、夷船必輻湊可レ仕左樣之節は奉レ驚二皇居一候はんと、浪華邊へ近寄候義も可レ有二御坐一哉。魏源が說の如く內場に引付打掃候も可レ然哉に候へども、幸に淡路紀州之間由良加田之瀨戶は間狹く、戍兵固く候へば、如何樣にも防禦可二相成一場所にて、明石と淡路之岩屋之岬は、其間廣く候得ども、兩方より堅固に臺場を構え、明石の方に石垣に而も築出候はゞ、隨分喰止られ可レ申、此兩公は皇居城門の如き要所に御坐候處、只今之通に而は甚御手薄に御坐候。第一紀州家より加田之防仕候事は無理に而、明石を明石家より持候而も又無理に御坐候。兩所とも無海大名歟又は瀨戶內之大名歟、御受持に不二相成一候而は、內外兩防は可レ難レ被二相保一被レ存候。

此一條は御國家に拘り候義に而も無レ之候得共、兼而苦心仕候事故序に申上候義に御坐候。何ぞ折も御坐候節御軍議之一端にも可二相成一哉と勘辨仕、無益之事相認申上候。但別紙圖面一枚奉二獻上一候。

宮崎司

吉永源八郎様

右は甚恐多義に御坐候得共、不圖下關に而堀仲左衛門に出會別紙被レ托、兼又大事之譯密談承り、御油斷不二相成一時節と奉レ察候間、一旦出國之罪科を顧ず、愚存相添只今奉二進達一候。御機嫌を以被レ達二御聞一被レ爲レ下候はゞ、本望不レ過レ之難レ有奉レ存候。

『御國家に拘り候義に而も無レ之候得共』とある國家は、黑田家若くは筑前藩の意で、當時の諸藩人の謂ふ所の國家は、今日普通に稱せらるゝ國家とは、頗る義を異にしてをります。

此一節の意見は、國臣が文久三年の夏福岡の獄を放たれた頃、長溥公に上つた保國策のうちに於て、德川幕府の初世以來、黑田鍋島の兩家が、隔年交代の職掌として重責を負ふた長崎の警衛を辭し、自ら請ふて專ら京都大阪の關門たる攝津近海の防備に當らむことを說いたものと、遙に照應しまして、粗枝大葉の說ながらも、久しく已に斯かる意見を抱いてゐたのが分ります。

抑〻天保弘化の頃より漸を追ふて我國に來航した外國の船舶は、從來の如く長崎を以て唯一の出入する所とせず、自由に上國の近海を遊戈するを常としまして、國防の情態全く一變し、天下全體の上より見ますと、長崎の警備は著しく價値を失ふてをりますから、國臣の意見は最も傾聽せらるゝ理由があります。當時の筑前は固より斯くる意見の實行を期し得る藩情でなく、經費を要するの多きは、殊に實行を困難ならしめたとしましても、若し黑田家をして斯かる意見に聽き、天下の爲め朝廷の爲め紀淡海峽の防備を擔當することを自ら請はしめたら、それは單に之を請ふたと云ふ事實だけでも、著しく筑前の威名を加へた筈です。況や實際に防備の任務を擔當したとすれば縱令その長崎の警衛に投ずる經費の限度を以て擔當したに止まるとしても筑前の威名は大に振ひまして、且つ藩情と士氣との上に好影響を生じたことは疑を容れませぬ。政廳の人が脫藩亡命の身で以の外の義を申立てたのを怒りまして、却てフン縛らうとしたのは頗る惜まれます。然うして國臣の紀淡海峽の防備を說いて地勢に及び、和歌山藩をして擔當せしむるのを無理だと云つたのは、去年の正月のはじめ、形跡を潛めて紀州の境に入り、湯淺の浦に於て櫻任藏と邂逅したる頃、地勢を視察して得る所の意見でした。

此建議書の草案には、最終の條項と、吉永に對して提出の事由を述べて進達を求めた文言とを塗抹しまして、淨寫する時全く削除したの歟、或は增補若くは訂正を加へて改め書したの歟、それは判明しませぬが、國臣は直接上書する資格のない微賤の身分ですから、此建議書が君側の吉永に對して之を述ぶる形式を取つたのは、當時の慣例として順適の手續でありました。

櫻田事變前の建白書　四

國臣の建議書は三月の何日を以て進達せられた歟、自筆の草案には日付の記載が無いので、今その期日を明かにすることは出來ませぬけれども、二月の盡日に海峽を越へて福岡に歸り、三月の十五日に福岡を去つて、未だ幾ばくなら

す、建議の事實露はれて政廳の知る所となり、忽ち藩吏の追跡を受けたのを見ますと、福岡の滯留十餘日の間に於て進達の手續の了はつたのは固より疑を容れませぬ。然うして後に工藤と北條とは、堀と國臣との上書の事に關し、黑田家の譴責を蒙りまして、暫く他人との面會通信及び定住の島地を離るゝことを禁止せられてゐます。然うして北條は國臣の福岡を去る前日に姫島より出てゝ參つて始めて國臣等と面會を遂げました。斯かる情況から考へると、國臣は滯留十餘日の間何等かの都合で工藤を介し若くは自ら吉永に就て進達の手續を求むる道なく、北條の姫島より出て來るのを待つて之を託して去つたかも分りませぬ。工藤は元來頗る老猾の風を帶びた人で、勉めて斯かる事に干與するのを回避した事情もあつて、別けて然うではない歟と思はれますけれども、また必ずしも斷言は出來ないのであります。

此頃の國臣の去來出入は、政廳一部の吏僚以外の人は、半ば認めて謂ふ所の公然の秘密としてをつた實狀で、暮夜密に吉永と相見る位は、必ずしも難事とせぬ情況でした。吉永が堀の建白書と同じく國臣の上書をも長溥公に進達した事實から申しますと、工藤を介したとしても北條を介したとしても、吉永と國臣との間、また自ら一點靈犀の相通ずる所のあつたのは推して知られます。國臣に約十日後れて入筑した白石正一郎の福岡滯留中の動靜、また頗る此間の機微を窺ふに足るものもあります。

併しながら、表面上の事理より見ますと、脫藩亡命の犯罪者は、君側の要職を帶ぶる吉永に面會し若くは消息を通ずることは、到底それは出來ませぬから、或は豫め相謀り名を工藤若くは北條に托し、進達の手續を求めた狀を裝ふたのでありませう。間もなく建議の事實露はれて藩吏の追跡を受くる時、國臣は憤慨し、これは政廳より起つた評議の致す所で、長溥公の眞の意思とは齟齬する處置だと認め、最も不服の情を抱いてゐました。國臣が始めて嚴急の追究を受けたのは、櫻田の變報方に到り、朝野愕然として唯專ら幕府の嫌疑を免るゝを是れ事とする頃ですから、嚴急の追究は、果して國臣の自ら認めたが如く、長溥公の眞の意思と齟齬したもの歟、公また或は之を追究するを必要とせられたの歟、それは輕々しく忖度することは出來ないとしましても、國臣の自ら認めて公の意思と齟齬した處置だとしたのは、蓋し君側の間に消息密に相通ずる所があつて、公の平生の意思を聊か知つてゐた故でせう。抑ゝまた國臣は堀の建白に關係し、己れも上書した所爲を以て追究を受け、且つ工藤北條等また連座して、嚴重の譴責を蒙つたとすれば、當時の慣例上、君側の要職たる吉永も、斯ゝる忽緒の進達を爲した過失に就ては、多少の責を負はねばならぬ筈ですが、吉永は平然として始より何の關係もなかつたものの如く、愈ゝ長溥公の信任を專らにしました。國臣が己の追究を以て長溥公の意思と齟齬した處置と認めたのも、必ずしも幾分の理由なしとは申されぬのであります。

昔より勉めて士民の諫爭進言を嘉奬し、容易に言論の罪を尤めて人を所罰せなかつたのは、黑田家累世の一大美德で、長溥公また夙に此家風を重んずる藩主でした。然うして國臣が堀の建白に附隨して申立てた意見は、多く忌諱を犯す程の事柄でもありませぬ。脫藩亡命の身を以て斯かる擧措に出でたのは不都合としましても、此種の事例と長溥公の平生とを熟知してをる老功の吉永にして、猶ほ執達の手續を取つて何の顧慮する所もなかつたとしますと、此事また多く憂ふるに足らぬものであつたと思はれます。蓋し脫藩亡命の身を以て斯かる僭越の建議をしたと云ふよりも、寧ろ深く櫻田事變に關したのを疑ひ、或は延いて黑田家の累を生ずるを恐れ、政廳は急に追究の命を發したが如く、次で月形鷹取等の志士起り盛に一種の議論を唱へ、藩內紛擾し人心動搖する根源、また多く國臣と關聯するを知りまして、之を追究すること愈ゝ嚴密となりました。櫻田の義擧に就ては、國臣は直接何等の關係は無かつたのですけれども、薩摩人の交態からして、事前の秘密を與り聞いたのは已に述べた通りで、櫻田の變後に於ける月形鷹取等の行動が、主として國臣の報告と言論より起つたのも、亦た爭ひ難き事實でした。

されば政廳の人が國臣が櫻田の義擧に關係し、累を黑田家に及ぼすを憂ふる外、猶ほ危言矯說を以て人心を動搖せしめ、藩內の治安を妨害するものと爲し、旁〻嚴急な追究の命を發したのも、寔に餘儀のない形行でありました。

白石正一郎の入筑と藩吏の歡待

工藤左門が白石正一郎を薦めて黑田家の御用達とし、精練所に必要な原料を納付し、且つ製造品を販賣せしめむと欲し、專ら力を致したことは已に述べました通で、工藤は豫め吉永源八郎と相謀り、去年の冬自ら白石に代はり出願の手續を取りました。

然るに國臣が堀の建白書を携へて歸來した頃には、工藤の周旋は漸く効を奏しまして、黑田家の評議は粗ぼ決定を告げ、白石の入筑を必要とする事情を生じましたから、工藤は先づ書を寄せて之を報じ、國臣も狀を知り專价を馳せて白石の入筑を促しました。

白石は三月の七日を以て福岡に入り、國臣と同じく下名島の高橋屋平右衞門の家に投じ、安政五年の冬月照の潛伏した由緒のある子亭の茶室に留ること約十日、此間或は工藤の紹介に依り吉永源八郎を訪ふて歡待を蒙り、或は精練所の主任澤原與左衞門の家に招かれて盛宴を受け、また或は特別の案內があつて精練所の內部を觀ることを許され、連日鄭重にして慇懃な接遇を得ました。此時黑田家が白石を御用達とするの評議粗ぼ決定した情況は自ら分ります。然うして國臣の父親吉郎右衞門は、四男の津野慶三郎を携へ、酒饌を齎らし來りて白石を訪ひ、國臣の爲に力を盡した去年來の好情を謝し、猶ほ囑する所もありました。國臣の弟平山字八郎も、また鄕黨の同志戶田六郎小田部龍右衞門と偕に來り訪ふて時事を談じ、且つ土宜を贈つて禮意を表しました。

白石は今方に國臣と最も熟交しまして、離るべからざる關係のある人、行を共にし居を同くし、精練所の事も、實は心を合はせ力を戮せて相謀る所で、長溥公に上つた建議書、また公然として白石との關係を述べ、その人柄を稱揚してをります。されば白石の福岡に於て、職責輕からざる吉永源八郎以下精練所の吏員より斯かる禮遇に預りもすれば、國臣の實父同胞及び鄕黨の友人等の特に來つて白石を候問したのは、國臣の境遇また自ら好適なるを示す所以で、脫藩亡命の身といふ事實は、幾んど全く消失してをる樣にも見えます。吉永が國臣の携へて參つた建議書を長溥公に進達したのも抑また斯かる內情から起つたのでありませう。

白石日記

二日、筑前工藤君ヨリ飛脚來ル、精練所產物一條ニ付早々致出筑候樣申來ル。

同五日、宮崎コリモ態々飛脚ニテ申來ル。

五日夜、正一郎直樣大里ヘワタリ、今夜富野ヘ一宿、同七日福岡着。

八日、工藤君ノ周旋ニテ御用人吉永源八郎君ヘ行、談話馳走アリ。

九日、宮崎實父及舍弟ナド旅宿ヘ尋來、種々饗應有レ之。同十日、工藤君誘引ニテ澤原與左衞門君宅ヘ行、熊谷丈平清水正平入江勝四郎大內左內ノ諸君ニ逢大ニ馳走アリ、此衆ミナ精練所御產物懸リノ役人ナリ。

十一日、精練所諸品見ニ行。

十三日、戶田六郎小田部龍右衞門平山卯八郎ノ三士旅宿ヘ來訪、夜ニ入北條右衞門君姬シマリ渡海ニテヲノレガ旅宿ヘ入來。十四日晝過ヨリ宮崎同道出立。

十六日、正一郎歸宅シテ承ル、去ル六日薩州田中直之進君來リ、先日金子返却手紙一通殘シ有レ之、其内ニ高崎猪太郎君ヨリノ書翰又大久保君ヨリ宮崎ヘノ書狀モ有レ之直樣宮崎ヘ渡ス、偖田中君ハ其翌七日出帆上阪ノ由。

當時また國臣の父親吉郎右衞門に贈つた書が殘つてをります。『九日宮崎實父及舍弟ナド旅宿ヘ尋來種々饗應有レ之』の記事と參照せらるゝもので、謂ふ所の舍弟は吉郎右衞門の四男津野慶三郎即ち後の三郎能得でありました。

口　上

先日は御ものも不レ申上ニ引取申候。昨夜下關より出浮御座候。明日ども御都合被レ成ニ出來ニ候はゞ、御來光被レ爲下候哉、明後日は製練所出方之筈に御座候。工藤氏も出福中に付、是迄之何廉御禮ども被ニ仰述ニ旁々御出浮之處にて御しかう可レ被レ爲レ下僕。若此邊品よき肴有合不レ申候はゞ、箱崎問屋横丁之うなぎにても御取寄可レ被レ爲レ下候。彼方は至而下直にて御座候。兄弟三人間隙無レ之候はゞ、（有レ之候はゞの誤歟）御連越被レ下候はゞ、尙更都合宜敷御座候。病中之阨介彼是乍ニ御迷惑ニ麁末無レ之樣御取計可レ被レ爲下候。此段重疊奉ニ願上ニ候。恐惶謹言。

三月八日　　高橋屋より

於ニ地行三番町ニ

平野吉郎右衞門樣　急用

國臣は去年の春京攝の地より回へり、備中の連嶋を經て竹崎に到り、薩摩の產物交易の案を抱いて九州中國を奔走した頃、數ば筑前には歸へりましたけれども、猶ほ白日公行の自由はなく、大概は高橋屋平右衞門の家に潛居して世間の耳目を避け、恰も狐狸の如く晝伏し夜出で、往々纔に間を伺ふて父母の家を省るを例としました。然るに今は周圍內外の事情、斯の如く頗る好適となりまして、或は覆面の遣客を以て筑前の物產販賣の事を管理せむとし、或は君側の要職を經て言說を進むを得るやうな境遇となりましたから、從ふて來往出入の道も漸く寬潤を加へたことは自ら察せられます。そこで暮夜密に氣慨あり志操ある朋友知音の門を叩きまして、或は尊王の大義を說き、或は天下の形勢を語り、斯くて藩論の振作を謀り藩人の奮起を促し、筑前の勤王黨こゝに始めて發生するの端を開きました。

筑前勤王黨の發生と徑路

國臣は堀の建白書と薩筑提携の案とを携へて福岡に歸つてから後、絕えず氣慨あり志操ある藩人を叩いて、天下の事情を語り、時勢の切迫を說き、鼓舞奬勵最も勉めまして、安政五年秋北條右門の後を尾して京都に出でから、多く薩摩の志士と接觸し自ら見聞した勤王運動の消息と今や將に實行せられむとする井伊大老要擊の秘密とを洩しまして、堀大久保等の薩摩人が薩筑提携の案を立てたのを機會とし、筑前人も藩論を振作して爲す所あらむことを促しました。これは此頃より始めて發憤興起した月形鷹取海津等の一派の言論と行動とを檢討して見ると、事實は最も善く分ります。

月形が五月六日を以て長溥公に上つた長篇の建白書以下、當時の筑前の志士が、長溥公の今年江戸に參勤せらるゝを不可とし、退いて自ら藩を守り徐に形勢を窺はるゝの得策なるを唱へたのは、薩摩の藩主茂久公の櫻田の事變を聞いて、筑後の松崎より駕を回へして歸國し、辭を病に托して參勤せられざる態度と同一なるが宜しいと云ふ意見でした。或は中村圓太江上英之進淺香市作の三人が、島津家の援助を求めて藩政を改革せむと欲し、同志を代表し藩を脫して薩摩に走つたのも、薩筑相依り相助けて力を君國に致すの趣意から出たもので、根源は直接若くは間接に國臣との深い交

渉があります。政廳の謂ふ所の甲申の獄案を構へ、月形鷹取海津等一派の志士を檢擧した時、國臣を物色すること嚴びしく、如何にしても捕縛せずば已まぬと云ふ勢であつた理由も、筑前の勤王黨こゝに始めて發生した徑路も、歴々として指點せられまして、櫻田の變前を以て薩摩人と相謀り、密に歸國した國臣の報告と提唱とは、最も與つて力が多かつたのであります。

國臣は三月十六日の午後、白石と相伴ふて福岡を去り、十七日海峽を越えて竹崎に到り、始めて田中直之進の此月六日を以て竹崎を過ぎつたことを知り、且つ田中の齎らして來た大久保の書を受取りました。

田中直之進は途中に於て堀仲左衛門と齟齬し歸へり着いてみると、鄕國の事情は江戸で想像した所とは大に異つて、水戸人と相謀つた計畫も、從ふて變更せねばならぬことを知りましたから、また急いで東行する途次ふたゝび竹崎を過ぎりましたが、國臣等が筑前に入つた後であつたので、次の日また竹崎を去つて東行の途に上りました。此時田中の齎らして來た國臣に宛てた大久保の書は、今は殘つてゐませぬが、堀の留囑した薩筑提携の計畫に關する消息であつたことは、自ら察せられます。

國臣が櫻田の門外に起つた上巳の事變を始めて聞き、快哉を呼び覺えず抃舞したのは、筑前より回へり着いた翌十八日でありました。

櫻田門外の事變

幕府は去年の秋から冬に渉つて戊午の大獄を斷じ、嚴峻の處分を幾多の志士に加へ、且つ朝廷の大臣及び諸侯をも責罰した後、間もなく旨を水戸家に下し、嘗て朝廷より賜ふ所の勅諚を還納せしめむとしました。當路の諸老職藩内の事情を訴へて猶豫を求めますけれども幕府は許しませぬ。今年の二月に及びて迫ること愈々急でした。そこで飽くまでも還納を不可とする同志は、諸老職が或は屈して幕命に服するを憂へまして、各々出でゝ長岡驛に集まる者百餘人、死を以て遮ぎり止めやうと謀りました。政廳は愕いて數ば訓諭を與へて鎭撫に勉めますけれども、衆は抗言して聞かず、人心頗る動搖し物情恟々でした。幕府は此狀を知りまして更に旨を傳へ、長岡驛に集る者を嚴重に處分し、早く勅書還納の事を了すべく命じ、若し猶ほ遷延すれば責は水戸家に歸し、罪測るべからざるを告げましたから、水戸家は餘儀なく多數の士卒を派遣し鎭壓を加ふるの評議を決し、且つ先づ金子孫次郎と高橋多一郎とを捕へむとしました。

金子と高橋とは、當時の水戸に於ける志士の首領で最も人望があつて、政廳では認めて少壯を煽動し藩情の紛擾を起す巨魁と爲す所でした。然うして二人は是より先き已に譴を蒙り幽屏せられて居りました。そこで同志密に相議し、幕府暴横斯の如く、頻に朝廷を蔑如し强ひて勅書の還納を迫る、今は志士の徒に身を屈し手を束ぬる時でない、如何しても斷然起つて元兇を一擧に殪し、以て幕府暴横の根を絶たねばならぬと、金子高橋以下後先亡命して水戸を出る者二十餘人、各々裝を更め姿を變へ所在に潛伏して時機の熟するを待ちました。高橋は先つ中山道を取りて京都に向ひ、金子は二月の二十五日に江戸へ出で、故日下部伊三次の親族と稱して芝の薩摩屋敷に入り、有村雄助と同居して專ら事を謀りました。

有村は已等の兄弟二人の外、薩摩の同志の江戸に在る者無く、且つ田中直之進の消息も未だ至らぬからと申して、暫く決行の期を緩べむことを求めましたけれども、金子等は時日を遷延すれば幕府の爲に探知せらるゝ憂もあつて、井伊大老の警戒また自ら嚴重となり乘じ難いので、急に事を擧ぐるの說を執りて動ぎませぬ、有村も此間の事情を諒とし奮

ふて之を贊し、兄弟二人枕を並べて斃るゝ覺悟をしました。然るに金子は京攝に走りて薩摩の同志と事を謀らうとすれば、最も有村の同行を必要とするを理由としまして、強ひて俱に西上することを望むので、有村また終に納得しまして、弟の次左衞門獨り留つて死士の列に加はりました。

三月朔日の夜、一同相集つて最終の密會を催うし、愈々、明後三日井伊大老が登城して上巳の節を賀せらるゝを途に要擊する策を決し、金子は自ら筆を執り書して衆に示しました。

一、各々武鑑ヲ携ヘ諸家ノ道具鑑定ノ風ヲ爲スベシ。

一、四五人ヅヽ組合互に應援ヲ爲スベシ。

一、始ニ先供ヲ襲ヒ駕籠脇ノ狼狽スル機ヲ見テ元惡ヲ討ツベシ。

一、元惡ハ十分に討留メタリトモ必ズ首級ヲ擧グベシ。

一、負傷スル者ハ自殺シ、又ハ閣老ノ邸に自首シ、餘は皆京都に微行スベシ。

是に於て櫻田門外の事變は起りました。

萬延元年甲申の春三月三日、水戸の齋藤監物關鐵之助稻田重藏佐野竹之介廣岡子之次郎岡部三十郎鯉淵要人杉山彌一郎黑澤忠三郎大關和七郎森五六郎蓮田市五郎森山繁之助增子金八海後磋磯之介の十六人、薩摩の有村次左衞門と共に、櫻田の門外飛雪紛々たる處に、幕府の大老職井伊掃部頭直弼卿の行列を遮ぎり、奮戰健鬪して護衞の士卒を襲ひ、咄嗟の間に大老の首級を獲ました。

稻田は戰ふて先づ現場に斃れ、廣岡山口鯉淵の三人は疵を負ふて途上に自殺し、有村また大老の首を抱いて途上に自殺しました。齋藤佐野杉山黑澤大關蓮田の六人は老中の公宅に自首して囚はれ、その他の關岡部增子海後等は逸して走りました。井伊家護衞の士卒、或は死し或は傷く者都べて二十一人。金子孫次郎は佐藤鐵太郎を隨へ、有村雄助と共に南品川の驛に於て事成るの報を聞くと同時に、直に京都を指して發し、薩藩の士某と稱し、晝夜程を兼ねて東海道を馳せ上りました。

威權赫灼たる御大老、忽ち浪人の襲ふ所となつて、首を大道に失はれたのは、洵に德川幕府あつて以來の大變、前代未聞の珍事で、江戸市中の士庶愕然として耳目を聳動せざるはなく、羽書縱橫飛んで四方に馳せ、天下の人は齊しく日本晴の靑天に霹靂を聞くの思をしました。

櫻田の變報と感懷の歌

東の方江戸に於て、櫻田門外の事變忽然として起り、稀有の大雪を語り、上巳の節句を祝ふに忙はしき滿都の士庶を驚愕せしめた當時、西の方國臣等の動靜如何を見へますと、長溥公に上る建白書と、薩筑提携の案とを國臣に托して去つた堀仲左衞門は、恰も江戸を指して急行する途中で、田中直之進また前一日を以て鹿兒島を出で、先づ竹崎を過ぎらむと欲して急行し來る途中でした。然うして我國臣は堀の留囑した建白書と薩筑提携の案とを携へて筑前に歸りまして、丁度三日を閲する時でありました。

幕府は櫻田の事變起ると同時に、行路宿驛の譏察を嚴にし、西國筋の往來を警戒すること最も密でしたから、此事變の公報若くは私信の九州に至るのは、平常よりも著しく遲延しました。それで國臣は十六日の午後白石と相携へて福岡を去る時までは、斯かる事變の起つたことを知る由もありませぬ。十七日海峽を越えて竹崎に着いても猶ほ同樣でした

が、適々翌十八日になつて、誰れ言ふともなく江戸に大變の起つた噂をするのを聞いて、事變は發したのではあるまい歟と思ひ、白石とも話合ひまして、自ら馳せて下關に到り、阿彌陀寺町の御手洗屋に就て事情を探りました。

御手洗屋は當時唱へて狀屋と云ふたもので、卽ち郵書遞傳の事を取扱ふた家であります。

然うすると、江戸に大變の起つた噂は眞實で、去る三日の朝、水戸の浪人が櫻田の門外に狼藉を働いて御大老のお印を申受けたと云ふ大珍事を始めて知りました。扑舞宙を飛んで馳せ歸り、狀を白石に告げ、互に覺へず快哉を呼びまして、何は兎もあれ先づ一杯を擧けざるべからずと、酒を酌んで相慶し、各々幾通の書を作り、高崎善兵衞の後を承けた薩摩の笘船役岩城某に賴んで大久保海江田高崎等に事の由を告げ、國臣は筑前の同志にも報じまして、猶ほ促し說く所もありました。

斯くて時日を重ぬるに從ひ、突擊奮鬪の情況、死傷者の氏名人員等も、追々明瞭となりましたから、國臣は愈々此一擧の成功を欣悅し義徒の壯烈を嘆美するの情に堪へないで、數首の歌を咏んで感懷を述べました。

所がら名も面白し櫻田の
　火花にまじる春の淡雪

神風をなに疑はん櫻田の
　花咲頃の雪を見るにも

武夫の花櫻田の春の雪
　ついに消てもめでたかりけり

末の一首は或は數年の後福岡の獄中に成つた追懷の作かと思はるゝ理由もありますが、明確でないから、今暫く玆に併せて收めます。

國臣は櫻田の義擧と直接相關してをりませぬけども、安政五年の秋このかた、互に善く心事を解した薩摩人が、水戸の同志と相謀つて劃策した所で、多く事前の機密を與り知りまして、幾んど全く同盟の一人のやうな狀でしたから、此擧の成功を欣悅し義徒の壯烈を嘆美する情の切なことは當然でした。況や挺身奮ふて一擧に參加した兩有村とは、大久保と共に薩摩人中最も久しく善く相交はり、此頃は絕えず消息相通じた海江田の同胞と云ふばかりでもなく、井伊大老の首を獲たと稱せらるゝ弟の有村が、東行の途次故らに迂路を取りまして國臣を連島に訪ふた因緣は、前に述べた通でした。讃嘆の感、愛慕の情、別けて深かつたのは推して知られます。

著者嘗て月形洗藏一家の文書を涉獵した砌、櫻田事變當時の報告書と覺ぼしき記錄があつて、二月十七日小倉の小笠原家に達した消息でした。點檢の間他の文書と混同して了つて、その在る所を失ひ、重ねて搜索しても終に發見することと能はずして止み、熟讀して考覈する道がなかつたので、確かと定めては申されませぬが、瞥見一過した記憶によると、或は國臣が竹崎より福岡の同志に寄せた通信のやうでした。また此記錄は縱令それは然うで無かつたとしても、櫻田の事變後未だ幾ばくならずして筑前に起つた勤王黨の一派が、櫻田事變の前後に於て、國臣より斯かる種類の報告を受けたのは、他に幾多の痕跡も殘つてゐまして、筑前に勤王黨の一派を生じた由來を知らうとすれば、此間の事情は、最も意を留めて領會する必要があります。

政廳の追究と春風樓の潛伏　一

櫻田の事變は青天の霹靂の如く、天下の人を震駭せしむると同時に、幕府は戒嚴を加へて耳目を放ち警察を事としたので、各藩は肅然として屏息し、極力相戒め唯汲々として嫌疑を免るゝを是れ謀りました。

されば國臣が亡命逋逃の浮浪人を以て、豫め此大事變を與り聞きまして、之に處するの方策を建議し、且つ密に此事變の必らず發生するを說いて廻はつて藩人の奮興を激勵した秘消息を知つた政廳では、國臣の脫藩犯法の身をも顧みず妄に僭越して斯かる重大の建議をしたのを深く惡み、認めて以の外の不都合とした許でなく、斯かる天下の大秘密を事前に與り聞いたのを驚異しまして、若し寬假して棄て置くときは、黑田家も亦或は幕府の嫌疑を招くの累を生ぜむことを憂ふる所からして、急に命令を下し盜賊方をして搜索せしめました。盜賊方は國臣が三月十六日を以て筑前を去つたことを知らず、猶ほ福岡博多の間に居るものと認めて頻に物色しました。

黑田家の盜賊方が頻に國臣を物色する報は、兄正一郎に代はり高崎善兵衞と同行して入薩した白石廉作が歸途福岡を過ぎつたので早く知れました。廉作の僕嘉吉は閏三月の十二日に先づ歸來して狀を告げ、翌十三日には廉作も歸來して、盜賊方の國臣を搜索する事情は愈々明白となりました。

折しも黑田家の產物方の役人中馬廉四郎は、白石と相約し、產物方の用を帶び竹崎に到るの期日が旦夕の間に迫つて國臣今は一刻も急いで形跡を晦まし藩人の耳目を避けねばならぬので、即夜白石の家を去り、海峽を渡つて小倉の近村富野に到り、白石の妻の實家林氏に投じ暫く潛伏せむとしましたけれども、林は事情を聞いて連累の禍を畏れ、國臣をして我家に居らしむるを好まぬので、據なく一夜宿つてふたゞび竹崎へ引返へしました。

當時竹崎の邊で新地と唱へた花街は、由來久しき鶯鶯窟の一つで、昔より出船千艘入船千艘の航海者が、動もすれば流連して縞の財布を空うした處、地は關門の勝區を占め、夙に繁華を稱せられ、伊藤井上等の長出身の諸公も數ば豪遊して、浩然の氣を養はれた花街でした。こゝに遊女屋を營む春風樓の主人は有馬菅道と申しまして、斯かる業體にも似ず、粗ぼ風流韻事を解し、且つ多少の氣節をもつてゐました。白石と同じく、平田學派の名家鈴木重胤の敎を受け、夙に國學を崇ぶの志もあつた人で、國臣も白石の關係よりして相識つてをる間柄でした。白石兄弟事情を述べて、國臣の一時の潛居を托しまして、廉作が我家の水門より舟を泛べ、自ら送つて春風樓に到つたのは、閏三月十四日の夜でした。

國臣は是から暫く身を釵影裙香の間に置いて形跡を潛めました。

薩摩の重臣關山糺は、藩の內命を奉じ櫻田の事變後の形勢を視察する爲め、伊牟田尙平を携へて東行する途次、十六日を以て下關を過ぎり、伊牟田は來つて白石を訪ひ、翌十七日東行しました。伊牟田は二年の後國臣と相識つて意氣最も相投合しまして、俱に事を謀つた同志の一人でしたが、從來猶ほ未だ締交する機會なく、此時は國臣また恰も身を春風樓に潛めてゐましたので、臂を把つて相語ることは出來ませぬでした。

黑田家の產物方の役人中馬廉四郎は、十七日來つて白石の家を訪ひ留まること數日、二十二日を以て辭し去つたので、國臣は春風樓を出で歸つて來ましたけれども、猶ほ出入に戒心を加へ、白石の酒庫の二階に寢處して全く居らざる狀を裝ひ、勉めて人の耳目を避けました。

黑田家の盜賊方も、此頃までは國臣を筑前の領內に在るものと認め、手を竹崎の地方に着けぬので、爲に國臣は格別の危險なくして猶ほ數日を送りました。

政廳の追究と春風樓の潛伏　二

國臣が始めて新地の花街春風樓に潛伏した次の日、筑前の同志鷹取養巴の密信が白石に參つて、國臣に與ふる書を包んでありました、白石は直に之を國臣に致しました。鷹取の密信は今殘つてゐませぬので、その內容の仔細は分り兼ねますけれども、當時國臣の白石に寄せて相談をした書があつて、此間の事情は粗ぼ窺ひ知られます。

鷹取養巴名は維寅、字は子直、碩庵と號し、別に葵軒の號もありました。養巴は世々相襲いで醫業を行ふ通稱でした。家祖養巴以來外科の醫を以て黑田家に仕へ、食祿三百七十石、筑前に於ける杏林の名家で、內科の鶴原雁林と並び稱せられました。年少の時より江戶に出てゝ醫術を練り文學を修め、天性俊敏にして才もあり、外は溫言愉容善く人に交はり他奇のない樣でしたが、內は傲骨を包み最も氣慨に富んでゐました。夙に王室を崇び國家を憂ふるの志深く、後には身を獻して慶應元年の難に殉しました。卽ち筑前勤王黨の巨魁の一人で、國臣等と密に聲息を通じて相謀つたのは、その力を君國の事に盡すの始でした。

御　相　談　極　密

內々信友より申越候一條、實は先達而出福之節、上書差上置候末の義に付、定而御內命を受け申越たる義かと被レ察申候。若し左樣に共御座候ては、一日片時も返書延引仕候而ハ不二相濟一、相急ぎ候に付、早々返事申越候樣との義も、彼文中に相見へ申候へば、愈々爰にて滯りては心中快からず。縱令此返書に付て、身分の義及二露顯一候とも、速に返答可レ仕場合に而は有二御座一間敷哉とも相考申候。偖私召捕一件愈々沙汰之通にて、若し實に上の御趣意にて、嚴敷捕人にても被二差出一候思召に御座候はゞ、自ら名乘出候ても罷歸、速に御氣惱み奉レ息方、本意にては有二御座一間敷哉。勿論其場合に至り候ては、當家取組一件の妨に不二相成一樣には、如何樣にも申開可レ仕、其邊は御安心可レ被二成下一候。然しながら表役人などの評議より起り候義に御座候はゞ暫く潛居何ぞ御用仕る節を相待候方可レ然候。前段の一條御內意の譯を乍レ奉レ察、巷の風說に恐れ返書及二遲滯一候て、若し其段達二御聽一候義も御座候而は、公私輕重を不レ顧譯には至り申間敷哉。是等の義甚以て一昨夜より心配仕居申義に御座候。乍レ併如何如レ仰はやり過候譯にも御座候や、自問自答にては、右速に返答差遣し候外仕樣無二御座一樣被レ存申候。何卒他見公平の御賢慮を以て何れ可レ然哉、尙又一應御賢考可レ被二成下一候、此段宜敷奉レ願候。頓首。

白石正一郎樣　　平野二郎

此書は自筆の原本に日付の記入を缺いてゐますが、閏三月の十七日を以て白石に寄せ相談したものの樣に見えます。

國臣が前月福岡に歸つた時、櫻田一舉の計畫に關する秘聞を洩らし、且つ薩摩人の薩筑提携の案を告げて、鷹取等の奮起を促したのは、前後の情況に於て察せられますが、長溥公に建議した一事は、猶ほ秘密として語らなかつたのでせう。鷹取は政廳の國臣を搜索すること急に嚴密となつたのを訝り、その何故に然るを致した事情を問ひ、また相當の注意を與へて返書を求めたものゝやうで、國臣は政廳の已れを檢擧せむとして搜索するのが、果して長溥公の眞意より起つたとすれば、自ら福岡に歸り名乘り出でゝ處置を請ふの覺悟を定めましたが、若し政廳の表役人の評議より起つて、長溥公の眞意を得たもので無い時は、暫く檢擧を避けて時機を待たうと云ふ所からして、進退去就に迷ひ白石の意見を叩いたことは分ります。

國臣は元來薩摩人の言說を承け、他の一般の藩人よりも長溥公に信賴するの念甚だ深く、吉永源八郎の手を經て建議した程ですから、此書には半ば長溥公の內命から出たのを强ひて否むことなく斯かる言說をしましたけれども、實際は猶ほ已れの檢擧を以て政廳の評議より起つて、長溥公の眞意とは齟齬するものと思ふてゐました。それは別に痕跡も殘つてをります。

併しながら當時の前後周圍一帶の事情に照らして見ると、政廳が急に命令を下して飽くまでも國臣を追究したのは、前にも申した通、要するに、櫻田の事變後、幕府の嫌疑を受くるのを憂ふる餘り、斯かる形勢を生じたもので、長溥公また恐らくは國臣の急激な言論には眉を顰められた筈、檢擧の命令また必ずしも公の眞意と齟齬したとは申されぬであります。

政廳の追究と春風樓の潛伏　三

去年の春このかた、國臣が深く相交つて知遇を蒙つた薩摩の高崎善兵衞は、苦船役より他の職に轉じまして、閏三月二十六日下關を去り歸國の途に就きました。然うして白石と別れむとする時、白石に對して善く意を用ひて國臣を待ち、飽くまでも保護を與へむことを囑して去りました。

高崎は翌年の秋急に病みて歿しました。末班の胥吏を以て世を終はり、聲聞全く藩境を出でず。今は薩摩人の間でも、故男爵五六の父と云ふの外、その人物の如何を知る者もありませぬけれども、苦船役として下關に駐在した數年間の行動を詳かにしまして、白石兄弟と國臣との爲に深く依賴せられた事實を見ると、蓋し小吏に隱れた一個の老志士、また目ら多少の才幹氣節を具へた人物でした。維新中興の鴻謨を翼贊した薩長の諸俊豪の背後には、往々此種無名の先輩があります。

高崎善兵衞の竹崎を去つた當日の午後、筑前の盜賊方淺井大藏外一名は、博多の目明綱屋勘右衞門を携え、竹崎の目明仁作を案內として、始めて白石の家に來り國臣の事を尋ねました。白石は全く知らぬ風を裝ひまして、辭を設けて答へますと、淺井等は白石の言を信じたもの丶如く、若し國臣にして來らば、密に仁作に告げ知らさむことを賴んで去りました。綱屋勘右衞門は猶ほ仁作の家に留つて物色し、翌二十七日勘右衞門は手先の長次郎を伴ひ、重ねて白石の家に來り、國臣の事を質すこと最も密でした。白石愈ゝ適宜の應答をして巧に誑かしました。勘右衞門また白石の言を信じ、國臣が今は竹崎に居ないものと認め、猶ほ遠く搜索する所あらむと欲し、備中の連島を指して去りました。

此間國臣は捕手の來り迫る憂があると、走つて春風樓に匿れ潛み、耳目閑を告ぐれば白石の家に歸り、來往して捕縛の難を免れました。これは全く白石兄弟はじめ一家の人の周到な保護の致す所で、白石は大年寄の家格と平素の慈善とを以て、德望もあれば勢力もあつて、近所界隈の人は喜んで耳目となりまして、偵吏捕手の動靜を知るの便利多かつたが爲でした。

此頃國臣が父の吉郎右衞門に寄せた書があります。

益御揃御機嫌能被レ遊ニ御坐一奉ニ恐悅一候。二私儀病氣淸快、御安心可レ被レ爲レ下候。此間より召捕方入込、色々吟味御坐候得ども、深く潛居仕居申候而、何れへ歟參り候摸樣に御坐候。嘸々御心配、例之評判、氣之毒にて御坐候。必々以後とても御心痛被レ下間敷候。實は名乘出候ても、不レ苦譯合に御坐候へ共、例之長評議に痛められ候而は、つまらぬ事故、右の仕合に御坐候。

一、先日申上置候荷物、其節は借船にて手狹ゆへ、積込出來不レ仕候由。此度は白石弟廉作出福にて、自分荷物にいたし取寄候樣、可二取計一との事に御坐候間、暮合より成とも、高橋屋迄御贈出し可レ被二成下一候。尤御方角人足にて惡敷御坐候得バ、ウンチヤンなとか、又は高橋やへ御相談被レ遊被レ下候ても可レ然哉。此節の事には御座候得共、孰そ御一人、夜中になり共、廉作子えは一應御挨拶奉二願上一候。

右之外、別事無二御坐一候。恐惶謹言。

四月朔日　　宮崎司

吉郎右衛門様

國のためあしかれとしもおもはざる
こゝろつくしを知る人のなき
難波江やあしき波風たつほどは
みをつくしても世にしのばゞや
いまさらにおしむみにしはあらねども
なほしのぶるや君の代の爲

黑田家の産物方と白石との關係は、猶ほ繼續してゐたので、廉作は折々福岡に參る所からして、國臣は斯かる書を寄せて荷物の送付を請ふたものと見えます。『此間より召捕方入込色々吟味御坐候得ども、深く潛居仕居申候而、何れへ歟參り候模樣に御坐候』と申したのは、淺井大藏外一名の盜賊方が、目明綱屋勘右衛門を携えて來て詮議をしたことであります。

然るに、櫻田の事變後、追々月を累ぬるに從ひ、幕府の警察は愈ゝ嚴密を加へまして、四月十八日には京都の町奉行支配の中座甚助は、薩摩の田中直之進の人相書を下關の目明松屋久吉と竹崎の仁作とに廻はして踪跡を吟味せしめ、博多の綱屋勘右衛門は、備中の連島まで參つて國臣を搜索しましたけれども、如何しても手掛を得ぬので、十九日にはふたゝび竹崎に歸つて來まして、仁作と共に力を盡しましても、亦詮が無いので、後の事を仁作に委ね、一先づ筑前を指して歸り去りました。

斯くて仁作は此竹崎の住民を以て絕えず國臣の物色に勉むるので、白石の一家は注目の中心となり、煩勞困阨寔に堪へ難きものがあつて、國臣また終に長く潛伏して竹崎に居られぬ事情となりました。

此時に方り、筑前では月形鷹取等一派の藩政改革論起りまして勢焰を生じ、藩主長溥公の江戸參勤を不可とする說を唱へ、政廳は藩情の動搖を憂へて鎭壓に勉めました。然うして物論の根元は薩摩人と關係する所多く、且つ主として國臣の言說より生じたことは、彼の建白書提出の事實に依つて暴露しましたから、旁ゝ政廳は飽くまでも國臣を追究して檢擧せむとすると同時に、工藤左門北條右門等が國臣と交態最も深く、絕えず消息を通じて斯かる事態を現出した不都合を尤めまして、工藤北條等は連座して嚴重の命令を受け、通信交際の自由を失ひ、且つ住居の地を離るゝことを禁ぜられました。

工藤左門は此月の二十六日、密に筑前より來つて白石を訪ひ留まること三日、此間の消息を告げて去りました。

內外の事情方に斯の如く、國臣は到底安然として竹崎の邊に居られぬ勢となりましたから、白石等と相談をして、暫く逃れて南の方薩摩の境に入り檢擧を避くるの計を爲さむと欲し、五月十二日を以て竹崎を去り、海峽を越えて間道を取り、先づ肥後を指して走りました。

北條右門の書と南走の情況

北條右門が國臣の竹崎を去り南行の途に上りたる當日の日付を以て、筑前の姫島より白石に寄せた書があつて、當時の事情も思はれます。

高崎より荒增御聞及も有レ之候牛。宮崎(國臣)一件堀忠上書之事よりして、又しても小生等事を好むとの風評高く、彼是之讒誣も有レ之候と相見、此砌出福不二相成一、其上薩人並に他國人と書翰之往復決て不二相成一と之事被二仰渡一、又渡海場所庄屋共へ茂申渡有レ之、拙者共一族とか申候て、旅人渡海致度相頼候共、決而相渡申間敷との事浦々へも申渡相成候。誠に籠中之鳥之雲を慕に異らず候。乍レ去濁世に處して危言危行の士は舌頭に命をさへ失ふならひなれば、是式の事はあながち窮屈とも存不レ申。釣魚讀書等にて排悶いたし候へバ、潑溂之魚も口に入、酸甘ながら村酒も有レ之、塵事繁忙ならんよりは安氣之至に御坐候。しかし只一事不自由は國許え之通路全打絶御存之通老母明暮待可レ申是而已大に苦心に御座候。ケ様々々之都合にて音信不レ致と申事しらせ候得バ、猶又心痛可レ致如何可レ致哉と大に困窮仕候。此節は内分ながら一書差遣申度と申ても、外に可二差遣一手筋無レ之候故、甚だ乍二御迷惑一別紙一封慥成便宜を以御達被レ下度、尤此上に又々上封被二成下一候て、高崎へ向け御遣被レ下度、便もよく〳〵丈夫成便に御頼被レ下候樣吳々御願申上候。何も格別大事之事も認置不レ申候得共、私共身分柄之事故、夫等は能く御勘辨被レ下候樣重疊奉レ願候何分宜敷御賢策奉願候。

五月十二日

北條右門

白石正一郎樣

宮崎(國臣)氏は如何被レ致候や、御序御一報奉レ願候。

國臣が櫻田の事變前堀の委托を受け、工藤北條等と相謀り、吉永源八郎の手を經て長溥公に建白書を提出した行動は、筑前に於て斯かる事態を生じまして、累を工藤等に及ぼしました。元來工藤北條等四名の薩摩人は、月照入筑の當時、各々援助を與へて力を盡したから、政廳の忌諱に觸れ海島安置の身分となりましたけれども、それは行政上の處分より起つたもので、犯罪者として取扱はれたのとは違ひまして、通信交際は猶ほ自由を保ち、必要ある時は、福岡に出ることも許され、實際は單に海島に移住したやうな形でした。今は斯の如く嚴重の拘束を蒙り、島外の人々との通信交際は全く自由を奪はれました。然うして工藤北條の二人は、自ら堀と國臣との建白に干與しましたから、斯かる處分を受けたのは已むを得ないとしましても、他の竹内五百都沖中藻萍の二人は、何の關係もあらずして共に斯かる處分を受けたのは、平素他の二人と同じく國臣と淺からぬ交情あるは政廳の熟知する所で、旁々藩内の物情平穩ならず人心動搖する折柄、月形鷹取等と消息を通じ藩情紛糾の源となることを忌諱した故でありました。

工藤北條等にして猶ほ斯の如しとせば、工藤が專ら斡旋の勞を執り、白石をして黑田家の御用達とせむとの計畫、また從ふて破壞するのは當然の勢でしたが、此案は主として長溥公の自ら直接に經營せらるゝ產物方の評議より起りまして、政廳の管轄する普通の事務とは頗る異つてゐたので、急に破壞せられず、白石は猶ほ纔に望を屬し、依然として力を盡して謀りましたけれども、後に筑前の藩情愈々紛糾の勢を加へ、事態漸く重大となるに及び、政廳の方でも種々の異議があつて、結局去年來の計畫も全く廢絶して了ひました。

五月十二日を以て竹崎を去り南行した國臣は、間道を取つて先づ熊本に入り山形典次郎を訪ひ、次いで薩摩の境に到りました。

然るに安永天明の頃より、古來の藩制を撤し、暫く關禁を弛べてゐた薩摩も、櫻田の事變後は急に他國人の入境を拒絶して守備を固くし、藩人の出入すらも警戒すること極めて嚴しかつたので、國臣は薩摩の境に到りましたけれども關門を入られませぬ。據なく境上の近傍津山の領所に足を留め、書を薩摩の同志に贈りまして、入境の道を得むことを謀りました。

津山の領所は今の普通の地圖には名を見ませぬが、その領所と稱した所から考へると、肥後のうちでも特別の土地で、或は幕府の直轄した封境かと思はれます。幕府の直轄した土地は、旅客宿泊の禁令など、他の九州各藩に比すれば、頗る寛なるを例としましたから、國臣また或は特に此地を擇んで足を留めたのでありませう。

南走の情況と高崎猪太郎の書　一

薩摩の同志は國臣が肥後の津三より寄せた書を得まして、その狀を知り密に之を容るゝの策を議しましたけれども、政廳の警戒甚だ嚴で如何することも出來ませぬ。誰か一人境を出でゝ津山に到り、親しく國臣を見て相談したらと云ふ說も起りましたが、それも都合好く運び兼ねたので、返書を寄せて事情を告げ、ふたゝび回つて防長の地方に入り、暫く時機を待たむことを勸めました。それは唯政廳の警戒甚だ嚴だと云ふ許でなく、同志の牛耳を握れる大久保堀等が恰も此頃は擧藩一致の必要を感ずること愈々深うして、勉めて內外の嫌疑を避け、櫻田變後の形勢を窺ひ、徐に時機の熟するを待つの策を定め、先づ政廳の改革を行ふを第一の急務として密に力を致してをる時で、斯かる劃策と相納れざる行動は總べて見合はせてゐた爲でありました。

彼の櫻田の襲擊に參加し、指揮者の任務を執つた水戸の關鐵之助は、襲擊の目的を達した後、巧に逸して江戸を走りまして、沿道幾百里の山河を踏破して遠く薩摩の關外に到りましたが、また嚴重の警戒に阻せられて入られませぬ。薩摩の同志は之を救はむとして苦心焦慮し、從來の情誼よりして關をして空しく回へらしむるは不義無情是より甚しきはないと爲して、隨分それは激烈の論も起りましたけれども、大久保等は忍び難きを忍びて暫く政廳の意圖に承順する必要を說きまして、極力同志の抑制に努めましたから、關は終に踵を旋らして回へり去りました。卽ち國臣の南走と幾んど全く同じ時でした。

此時國臣が薩摩の境上に到つて入られなかつた事情は、高崎猪太郎より白石に寄せた書に依つて善く分ります。書中藤井五兵衞君と記したのは國臣であります。

國臣は安政五年の冬から宮崎司と稱してゐましたが、今は此氏名も多く人の知る所となりまして、變稱の効用を失ふたので、南走の頃より、更に氏名を變して藤井五兵衞と稱しました。

御袂別後不レ奉レ得二御意一候得共、益御安泰被レ成二御坐一珍重奉二大慶一候。末に小弟至極之元氣罷居申候間、乍レ恐御意安思召可レ被レ下候。先度弊藩御逗留中は萬端不レ任レ心事のみ、何共無二申譯一次第無二面目一仕合に御坐候。是も治世之舊習悲嘆之至御推計可レ被下候。此節藤井五兵衞君たま〳〵遠路御心ざし御枉駕之事にて、有志中も至て大幸に存じ、百方秘術を盡し潛伏之談合仕候得共、中々弊藩之事も未だ十分ならざる事のみ、尤當今第一嫌疑を避ると申が一同之國論に相成、且つ又津々浦々脫人取締至らざる處無レ之、內實藤井君御枉駕之一左右に付ては、殊之外有

志中も苦心仕候次第、藤井君御書狀も到來拜閲、心中者如レ割之心持に御坐候得共、國法といひ時勢柄といひ、十分之處置難二出來一實に殘念之至、夫故有志之内一人、是非肥之津山之領所迄出掛御面談、未來のあらまし御熟論之筈に御坐候處、是さへ中々潛行出來兼候事にて、唯々一同長大息仕のみ。いかに昇平因循之風とは乍レ申、是迄羈束せられ伸手不二出來一事は有レ之間敷と存痛恨仕居事に御坐候。實は右之形行之事情故、不レ悪樣御引受可レ被レ下候。藤井君には津山之領所え潛伏之旨被二仰越一候得共、是以至難之事故、多分貴家へ御立歸相成候半と奉レ存候。就ては貴家御潛伏六ケ敷候はゞ、一先づ防州へ御潛居相成候樣吟味相遂げ、其内には當人も不レ遠彼一條相運び歸家之都合にも可レ被レ成候。只今通にては左樣之處置に無レ之候ては、頓と進退致方無二御坐一候。誠に不二頼母一事に可レ被レ見候得共、秘術を盡し周旋之上不レ被レ行事は、天運に附屬する外術計も無レ之、先々左樣御得心可レ被レ下候。

薩摩の同志が國臣を容れて保護せむと、幾多の苦心焦慮を費しましても、當時の藩情を如何ともし難く、終に意を遂げなかつたことは善く分ります。『不レ遠彼一條相運び歸家之都合にも可二相成一』と云つたのは、當時薩摩の同志は吉永源八郎を經て長溥公へ陳情し、公の特旨を以て恩赦の命の下らむことを密に計畫してゐまして、翌七月には同志の一人税所喜三左衛門後の子爵篤は、上阪の途次此用を兼ねて福岡を過ぎりました。謂ふ所の彼一條は卽ち是であります。

併しながら、此頃筑前は月形麟取等勤王黨一派の威焰漸く加はり、人心愈々動搖し藩情愈々紛糾しまして、結局甲申の獄案を生ぜむとする勢となつたので、國臣は却て益々政廳の忌諱を受ること甚だしきを致しまして、税所喜三左衛門の入筑も全く徒勞に歸しました。

二　南走の情況と高崎猪太郎の書

高崎猪太郎は去年の春このかた國臣が知遇を受けて親交した善兵衛の長男で、維新の後岡山縣令東京府知事等の職を奉じ、老地方官の名を稱せられた男爵五六であることは、前にも聊か述べました。文久二三年の頃より西郷一派の薩摩人と頗る方面を異にし、專ら公武合體の說を執つて行動し、從兄弟の高崎左太郎後の男爵正風と共に久光公の信任を蒙り、兩高崎の稱があつて機務に參し、意を得事を用ひて尊攘黨の志士と背戻し、最も長土人の悪む所となりましたが、西郷が南島の謫居から出て、藩の樞軸を握るに及び、漸く勢力を失ひまして、維新の後は大久保の庇護の下に地位を保つの狀でしたけれども、櫻田事變の頃までは、猶ほ純正勤王黨の一人として盛に活躍してゐました。國臣や白石等と志を同くし事を俱にしたのは、此書で善く分ります。

書の後半

一、貴兄心願の一件、同樣運び兼何共申譯無レ之候。乍レ去御案内通一同有志中に思ひ込候事故、一度は相開け候都合に可レ被レ成、堀にも油斷は不レ仕、切角周旋最中に御坐候。

一、一昨日弊藩前濱え英夷舶來、暫時者慷慨悲憤之徒之騷動引出にては無レ之哉抔心配も仕候へども、先々無二其儀一薪水も給し出帆。愚父は勿論小子共に頓と寸暇無レ之周旋奔走のみにて、細詳御左右も難二申上一候。嗚呼天下之事何ぞ此極に至るや痛哭之至御推計可レ被レ下候。

一、又今後彼一條も餘程よろしき模樣故、最早遠くは有二御坐一まじく、其歸便より萬事之情實申上候樣可レ仕候。

藤井五兵衞君にも決而御立歸りに相違無レ之と存候。別段任二取込一不レ能二書通一、右之形行よろしく被二仰上一可レ被レ下候。いづれ非常之節は一ケ度之國益に相成る人才と愚考仕居候間近々どうか處置も可レ有二御坐一先最傍之處にては術計も無二御坐一候、よろしく御慰勞可レ被レ下候。御家内中様へも口口よろしく御鶴聲可レ被レ下候。切角炎暑難レ凌時節故御保養專要に奉レ祈候。尙後便細縷可二申述一候。先者右形行申上度且尊意奉レ伺度如レ此御坐候。

恐惶頓首

六月四日　　高崎猪太郎

白石正一郎様

白石廉作様

先づ謂ふ所の貴兄心願之一條は、即ち白石をして島津家の御用達たらしめむとするの計畫を云ふたもので、此計畫は容易に行はれませぬでしたが、一年半の後に及び始めて成るを告げまして、廉作は兄に代はりて薩摩に入り、正式の辭令を以て御用達の命を拜し、米穀買入の資金として金二萬餘兩の交付を受け、また自家の私用として金三千兩を貸與せられ、安政五年の冬、國臣が月照の墓表の建設を留囑した鹿兒島下町の年寄役波江野休右衞門と共に、竹崎を指して歸り、途次肥後高瀨の松村大成に寄托してをる國臣に書を寄せて事情を告げました。即ち文久元年の冬で、國臣が眞木和泉守と相謀り、眞木の論策と己の尊攘英斷錄とを携え、三たび關禁を破つて薩摩に入つたのは、廉作の書を得て、同志多年の企圖始めて緒に就き、薩摩の藩情漸く一變したのを詳かにして、愈々蹶起入說の時機方に熟したことを知つた爲でありました。世に行はるゝ眞木和泉守清河八郎等の傳記は、此間の眞相に昧く、實を失ふ所も多いのですが、唯事柄は自ら別ですから、今は暫く措いて委はしく述べませぬ。

高崎が當時英船の鹿兒島灣に來航した狀を告げ、慷慨悲憤の徒の行動を憂慮したよしを述べたのは、國臣白石等が深く相結びて事を謀つた同志は天下一般の尊王攘夷黨とは頗る傾向を異にして、皇室を念ひ朝廷を憂ふる心情は、極めて熾烈でも、外船を遇し外人に對する態度は、著しく溫和を旨としたことを示してをります。攘夷論の一時最も盛に行はれた文久の末頃、高崎が尊攘黨の志士の爲に甚だしく惡まれたのは、種々の理由はありましても、その攘夷の說を排斥したのは、重要な原因の一ツで、佐久間象山が開國論を唱ふるの故を以て攘夷黨の狙ふ所となり、危險の身に迫つた當時、暫く薩摩に避けしめて之を庇保せむと欲し、自ら象山を見て說いたのは實に高崎でした。

今此書に於て高崎の述ぶる所は一片零碎ですれれども、猶ほ且つ櫻田義擧の計畫に深く關係した萬延の頃より、早く已に斯ゝる意見を抱いてゐたことを考ふるを妨けませぬ。然うして此種の人を同志として相結び、俱に事を謀つた國臣の勤王論の內容、また自ら窺ひ知らるゝでありませう。

三　南走の情況と高崎猪太郎の書

高崎は後八月二十一日を以て白石兄弟に寄せた書中、また國臣の事に及びまして、左の語を爲してをります。

宮崎君之事返すがへすも遺憾千萬、嘸御憂屈之事と心痛仕候。工藤發足も不レ遠內に候間、其節を御待可レ被レ下候。

此語は前書後半の一節に、『又今後彼一條も餘程よろしき模樣故、最早遠くは有二御坐一まじく、其歸便より萬事之情實申上候樣可レ仕候』とあるものと參考せられます。堀と國臣との建白に關係した所からして、近ごろ政廳より外部との通信

交際の自由を奪はれ、住地を離るゝことを禁ぜられ、謹慎して玄界島に蟄伏して居らねばならぬ筈の工藤左門は、此時恰も微行して薩摩に歸り、暫く滯留してゐたものと見えますが、それは微行と云ふても、謫居の地を離れて薩摩に歸り暫く滯留するのは、長溥公若くは政廳の特別なる認容なき限りは、到底叶ひ難き所ですから、工藤の微行して鄕國に歸つたのは、少くとも公の特命を以て工藤等の身分を管轄してをる吉永源八郎の諒解した行動だと云ふことを疑ひませぬ。表面は嚴重に外部との通信交際の自由を奪はれ住地を離るゝを禁ぜられた工藤でも、裏面には斯かる事實もあつて、朝夕長溥公に近侍し且つ公の特命を以て工藤等の身分を管轄してをる吉永と、薩摩の志士及び白石等との密に聲息相通じたのは、自ら察せらるゝわけで、高崎が此間に於て謂ふ所の秘策を講じまして、長溥公の特命を請ひ、福岡の政廳をして追究を弛べしめ、斯くて國臣の窘窮を救はむとしたのは、自ら理由もあります。然るに此頃の筑前は月形應取等一派の奮起に依つて、藩情紛糾し人心動搖して高崎等の秘策を成就し難き形勢を現出した許でなく、國臣また薩摩の境上より踵を旋らして密に筑前に歸り來り、斯かる形勢の間を出沒して暗中を飛躍した行動は、益々政廳の忌諱に觸れまして、却て嚴急の追究を蒙るの已むを得ざるを致しました。

翌文久元年の夏、國臣深く形跡を沒し、寺子屋の師匠となつて天草の海島に潛伏してをる頃、高崎が白石兄弟に寄せた書中、また國臣に關した一節を留めてゐます。

宮崎先生當分御方へ御潛伏に候哉、一向御左右不レ承候。御序も候はゞ宜敷御鶴聲可レ被レ下候。此人物は中々衆並にては無レ之、吾黨大に期望之事も有レ之候間、何卒乍二自由一御優遇被レ下度偏に奉レ願候。

此書は固より高崎一個の私信ですけれども、言ふ所は大久保堀有馬田中以下薩摩の純正勤王黨の同志の一致した意見で、永山萬齋村田新八等のやうな少壯の志士は、嘗て相識り相交つたことはなくても、國臣の風と志とを聞いて別けて尊信してゐました。高崎は父善兵衛が國臣と深交しまして、その人物志操を認識することの深かつた所からして、自ら父の說を承け、此情殊に多かつたものと思はれます。

父善兵衛門の竹崎を去つて歸國するに臨み、國臣の保護を白石に留囑したよしは前に述べました。されば白石は高崎より此書を寄せらるゝ半年前の頃、黑田家の盜賊方が何の故に斯の如く勉めて平野を保護せらるゝ歟と詰問したのに答へ、その理由の一ツとして薩摩の高崎氏より依賴を受けた次第もあればと明言して憚りませぬでした。

國臣が工藤北條と夙に親交した關係よりして、西鄕大久保伊地知海江田等の第一流の薩摩人と相識つたのは安政五年で、月照を同行して薩摩に入り投海の悲劇にも參加しまして、勤王黨の一派とは因緣寔に深いものがあります。爾來三年の星霜を重ね、種々の關係愈々繞密を加へ、今は少壯後進の尊信する所となり、推重せらるゝこと斯の如しです。此の頃より幾たびか足を柴尾山の彼方に向け、同志の蹶起を促して王政恢復の大志を遂げむと謀つたのは、固より其所でした。

要するに、伏在せる此間の事實を究めて詳にしなければ、文久二年の春以後、急激な討幕論の首唱者として、浮浪の志士の大立者として、汎く世に知られた國臣の勤王運動の眞消息は、到底それは善く領會されぬのであります。

櫻田の變後、國臣及び白石兄弟の高崎に應酬した書信にして、多少殘つてをるならば、當時の事情は猶ほ明かになりませうけれども、今は悉く氓滅して了つて、既に一篇も斯かるものゝ無いのを遺憾とします。

北歸の事情と覆面運動

國臣は薩摩の同志より藩内の事情到底之を容れて潛伏せしむることの叶はぬものあるを告げ、暫く防長の地方に入りて形跡を沒し、同志の秘策を講じて長溥公の意を動かし、政廳の追究を弛べしむる時機を待つやうにと申して參つたので、據なく津山の領所を去り、重ねて熊本の山形典次郎の家を過ぎり、市中の旅舍に留まること數日。ふたゝび海峽を越えて防長の地方に入らむとしました。七月十三日を以て福岡の父吉郎右衛門に贈つた書があります。

御兩親様益〻御機嫌能被レ遊ニ御坐一奉ニ恐悦候。二私儀今程東肥熊本に滯在仕居候。近日より防州邊へ參り候筈に御坐候、暫其方へ足を留可レ申候。不ニ相變一大難儀も不レ仕、遊歷相樂み居申候。必々御懸念被レ下間敷候。任ニ幸便一早々如レ此御坐候。恐惶頓首。

七月十三日　　藤井五兵衛

吉郎右衛門様

五月の中旬に竹崎を出でゝ南行しまして、七月の中旬猶ほ熊本の邊に居たとすれば、二ケ月ばかりは肥後の地方で過したことになりますけれども、薩摩の境上まで行つた途上、往反共に山形の家を過ぎり且つ市中の旅舍に數日宿つたと云ふ外、此間の消息は全く分りませぬ。多くは津山の領所に足を留めて薩摩の同志との書信の應酬に日を費したとしても、二ケ月を要するわけは無いから、熊本の邊にも居つたものと思ひます。此歳の冬以後寄托して親交した高瀬の松村大成との關係は、川上彦齋の紹介を以て始めて相識つたと云ふだけで、締交の初のことは知れてゐませぬが、後日の交態から考へると、或は此時より交を締し暫く客となつて足を留めたのでありませう。

父親に贈る書を托した幸便の何人歟。これも明確には申されませぬけれども、或は薩摩の税所喜三左衛門のやうにも見えます。税所は同志の意を卿み謂ふ所の秘策を齎らし、恰も此時熊本を經て入筑し、密に長溥公の特命を請ふて國臣の追究を弛べ、且つ白石の爲に黑田家の御用達となる趣意を貫徹せしめむことを謀りまして、廉作も竹崎より來つて福岡に相會し共に力を盡しました。併しながら筑前は月形鷹取等の一派方に蹶起し、藩政改革の論を唱へ長溥公の江戸參勤の不可を說き、運動をしてる最中で、紛擾漸く烈しきを加ふる折柄でしたから、税所の齎らして參つた秘策も手を著くる道がありませぬ。税所も白石廉作も據なく福岡を去りまして、税所は竹崎を經て上阪し、歸途には村田新八と前後して國臣を高瀬の松村大成の家に訪ひ、助けて薩摩に入らしめました。然うして税所が入筑の途次熊本を通つたのは、恰も國臣が書を父親に贈つた日付の頃に當ります。謂ふ所の幸便は税所かと思はるゝ所以であります。

按ずるに、此頃の薩摩は久光公の勢力漸を追ふて增大しましたが、藩政の實權は猶ほ齊彬公顧命の老職で長溥公の眷遇を受けてをる島津左衛門の掌握する所で、且つ久光公と長溥公との關係も未だ扞格を生ぜぬ時ですから、薩摩の志士が秘策を此間に講じ、長溥公の特命を請ふて國臣を救はむとする餘地はありました。税所は左衛門の下に仕へ事務を執る政廳の吏僚の一人であつたので、旁〻同志の意を卿みて入筑しました。抑〻また中村圓太江上英之進淺香市作の三人が、筑前の志士を代表し、密に脫して薩摩に走り、島津家の外援を借りて藩政改革の企圖を成就せむとしたのも、自ら此間の事情と相因緣して起りました。

國臣は父親に贈つた書中の言の如く、始は重ねて關門の海峽を越え防長の地方に入り、暫く潛伏するの意を抱いてゐ

ましたけれども、税所が入筑し白石廉作また來り會し力を盡しても、事急に成り難きを覺り相携へて福岡を去つた後に、忽ち虎尾を蹈むの危險を犯して福岡に歸つて來て、巧に蹤跡を晦まし諸所を出沒しまして、最終には幾んど全く捕手の追及する所とならうとしましたが、一髪の間纔に免るゝことを得て逸し去り、八月十二日ふたゝび海峽を越えて竹崎に到りました。前に此地を逃れて南走してから、方に九十日を閲する時でした。

國臣が肥後を去つて防長に赴くの途次、轉頭一番、忽ち福岡に歸つて參つたのは、當時の藩情自ら然らざるを得ぬものがあつて、傍觀して過ぎ去るを忍び難しとした爲でした。即ち月形鷹取等の始めて奮興した勤王黨の一派は、或は長溥公の江戸參勤を不可とし、或は藩政の改革を企はだて、盛に力を致して活動してをる折柄で、中村圓太江上英之進淺香市作の三人が、密に藩を脱し薩摩を指して走つたのは八月の二日の夜、長溥公が長文の親諭書を下して藩人の動搖を抑制せられむとせられたのは、國臣が筑前を逃れ出た次の日、月形鷹取等の志士が長溥公に謁して意見を述べたのは、此月の十四日と十六日、長溥公が志士の意見を斟酌して參勤延期の議を決し之を發表せられたのは、實に十八日の事でした。然うして斯かる波瀾の疊出する數日前若くは旬日前は、恰も國臣が密に歸つて來て諸所を出沒し、盜賊方をして奔命に疲れしめた期間と符合します。政廳が國臣を認めて妄に激論危言を弄し、人心を煽動し藩情を紛訌せしむる張本人と爲し、此頃より一層頻に盜賊方を放つて追究すること愈ゝ嚴且つ急となつたのは、必ずしも奇とするに足らぬのであります。

筑前志士傳の著者長野和平の記された所によると、國臣は如何いふ手續を取つたもの歟、此時また長溥公に上書したと云ふことですが、稿本も傳はつてをらねば事實も確かとしてゐませぬ。或は何かの誤聞でありませう。また別に斯う云ふ話も殘つてゐます。これも此時の事だらうと思ひます。

二日市の近傍武藏の溫泉場の邊か何處かで、盜賊方の一人池野永太に偶然出會ひまして引ッ捕へられました。最早逃れやうとしても逃げられぬ場合ですし、池野は豫ねて善く知り合ふてをる人ですから、十分に覺悟をしまして、もう此上は逃げ隱れやうとはしない、篤と話もして置きたい次第もあるので、何處かの家に入つて語りたいと申しますと、池野も承知をして最寄の小料理屋に上りました。然うして暫く打寛いで對談をしてをるうちに、國臣は池野の油斷を見すまして、傍の火鉢を投げ飛ばし座敷中を灰神樂にして咄嗟の間に逃げ出して了つたので、池野は終に謀られて捕へ損ひました。

池野は老功の盜賊方として、斯かる失策をしたのは、甚だ不面目ではあるし、職務上の無調法ともなるので、當時は全く秘密にして默つてをりましたが、維新の後になつて、國臣の弟宇八郎の親族平山九郎に此話をしたと云ふことです。斯かる咄嗟の間に事を處する機敏の働きは、國臣の得意とする所で、幾たびか自ら危難を救ひました。

覆面運動と捕手の追跡

國臣は七月の末から八月の初にかけ、肥後より防長の地方に赴くの途次、密に福岡に歸つて來まして、處々を出沒し閣中の飛躍を試みた後、最終には海を渡つて玄界島に工藤左門を訪ひ、工藤と相携え漁舟を僦ふて藍島に竹内五百都を訪ひました。

然うすると、黑田家の盜賊方宮園令助山本駒太の二人は、國臣の玄界島に渡つた蹤跡を偵知しまして、追ふて檢察すれば已に去つてをりませぬ。工藤と相携えて藍島を指して渡つた模樣があるので、急いで追尾して藍島に往つてみます

と、また數時間前を以て藍島を出た後でした。二人は頓足して微しく後れて逸せしめたのを悔恨しますけれども及びませぬでした。

此日は工藤竹内の二人も國臣と同じく漁舟を僦ふて去りましたが、必ずや捕手の國臣を追跡して來ることを察しまして、竹内は島を出るに臨み、家人を戒め捕手若し追跡して來て行方を尋ねるならば、三人共に博多を指して行つたと言はねばならぬと申殘し、應答の辭令をも口授して去りました。斯くて一行の船對岸の地に着いたかと思はるゝ頃、宮園山本の二人果して來まして主客の行く所を質すこと甚だ嚴密でしたが、家人は口授せられた通りの應答をしました。

嘗て安政五年の八月筑前に入つた江戸の國學者鈴木重胤、ふたゝび西遊をしまして、暫く白石正一郎の家に客となり、近く宗像郡の大島を過ぎり沖島の神を拜せむとする報を得たので、竹内が國臣と同行して藍島を出たのは、即ち大島を指して赴き東來の故舊と會はむが爲で、工藤は是から程なく微行して薩摩に歸つた模樣であります。

國臣は纔に數時間早く藍島を去つたので、運好くも盜賊方の追及を免れまして、途より竹内に別れ、八月十一日ふたゝび海峽を越えて竹崎の白石の家に投じました。

併しながら白石の家は已に久しく黑田家の盜賊方の注目を受けてゐまして輕々しく入られませぬから、暫く周圍の形勢を窺はむと欲し、また先づ新地の春風樓に潛むこと數日、斯くて後、始めて白石の家に入りました。

一疑案の阿嬌と白石正一郎の食客論

是より先五月、國臣が竹崎を去つて南行して後間もなく、福岡の高橋屋平右衛門の妻の弟高木勘六は、國臣の妾お秀を伴ひ、密に來て白石の家を訪ねました。

今こゝに謂ふ所の國臣の妾お秀の事は、白石日記の記載及び白石家の傳說に、明確の徵憑もあつて、斯かる女性と斯かる事實の存在は敢て疑を容るゝ餘地はないのですが、筑前では全く氓沒して了つて、その來歷素生を知る人も居らず、國臣の一家親族とても同樣のことで、今猶ほ一個の疑案として殘つてをります。蓋し高橋屋に緣故のある女性で、國臣が去年の春このかた、數ば福岡と中國との間を來往する頃、高橋屋夫妻の慫慂を以て關係を生じたものと見えます。此時福岡では國臣の物色嚴密を極め人心紛々でしたから、斯かる關係ある女性として世間の人の噂の種となるのを忍び難く、去つて國臣の後を追はむと欲し、勘六の同行を賴み白石の家を訪ねて來ましたけれども、國臣は十餘日の前を以て竹崎を去り南行した後でした。白石の一家は皆その倚る所なきを憐むこと深く、正一郎の母親最も此情があつて、國臣と同じく保庇することを告げ、勸めて家に留らしめました。そこで高木勘六は六月二日を以て獨り辭し去り、お秀は白石の家に世話を受けて居りました。

然るに、國臣筑前より逃げて來て先づ春風樓に入りますと、お秀を白石の家に居らしむるのは宜しくないと思ひまして、即日書を白石に寄せて相談をして、諭して福岡に歸へすことを賴みました。斯かる關係のある女性をして白石の家に居らしむるは、盜賊方の注目を絕たゝざらしむる所以で、南の方肥後に潛んだ頃は、寧ろ利とする所でしたけれども、今や自ら歸來したので、猶ほ留めて置くのは依然として盜賊方の注目を受けるわけとなつて、己の潛居に困難を生ずるからでした。白石は國臣の狀と意とを告げて懇に諭しますと、お秀は餘儀なき事情を諒とし、勉强して命を領し、十三日福岡を指して泣々歸り去りました。また志士傳中の一小風景たるを失ひませぬ。お秀が竹崎を辭して去つたのは、恰も福岡では始めて長溥公の親諭書を發して志士を鎭撫せられ、愈ゝ勤王黨の一派をして奮起せしめられた當日でありま

した。

國臣が潜居と微行とを以て終始した三年このかたの境遇は、固より謂ふ所の妾を蓄ふるの餘地はなくても、素と色を好むの英雄たるを免れ難き志士でしたから、往々斯かる事蹟を諸處に留めました。備中の連島にも然う云ふ話は殘つてゐます。お秀は果して妾と稱する程のものであつた歟どう歟、それは頗る疑はしいまでも、高橋屋平右衞門の親族が同行して來たし、且つ白石の一家之を待つこと斯の如く懇切な所を見ると、必ずしも尋常路傍の花柳でもなかつた樣で、抑ゝまた主人の正一郎以下白石家の人々が善く心を同うして志士を待遇した風も自ら思はれます。

正一郎は晩年往々子婦に向つて、維新前の寓公食客の待遇は多く費用と禮意とを必要としたことを語りまして、或は家來下男を從へた寓公もあれば、食客を携へた食客もあつたが、中には妾を連れた人々さえ無きには限らぬ。前にしては平野二郎、後にしては高杉晉作などは然うだと申して居つたさうであります。

お秀が白石の言を聞き竹崎を去つた後三日を經まして、下關の目明松屋久吉は、竹崎の目明仁作と共に手先の八百屋林藏を件ひ、白石の家に就て先づ國臣の蹤跡を詮議しました。

玄界島藍島の邊に於て、數ば國臣を逸した黑田家の盜賊方宮園令助山本駒太の二人は、今日は必らず之を捕ふることを期しまして、此時は早く追跡して來て下關にをりました。

盜賊方の詰問と兄白石の快論

白石正一郎は下關の目明松屋久吉が、黑田家の盜賊方の意を受け、竹崎の目明仁作と手先の八百屋林藏とを案内とし

て參つて、國臣の事を詮議した時、その筑前より逃げて來て竹崎に入つた蹤跡は、今は到底掩ひ隱くすことの出來ない事情でしたから、全く知らざるを裝ふのは寧ろ却て惡からうと思ひまして、五六日前藍島の漁船で來たには來たが、我家には凡そ半時ばかりも居つて、食事を終はると他へ行くとて同じく船で去つたことを答へ、旅費缺乏の趣であつたので、需に應じて多少の金を用立てたよしを語り、猶ほ國臣の依賴に依り二個の行李を預り居ることを申しました。そこで久吉等また追究せずして去りました。

翌十七日、黑田家の盜賊方宮園山本の二人、相携へ白石の家に到り、ふたゝび國臣の蹤跡を詮議し、且つ白石と國臣と交を結ぶの由來を尋ねました。白石は三年前より交つてをる次第を答へますと、二人また今春我等の同僚が參つた時、平野重ねて來らば、仁作に內報せられむことを囑んで置いたと聞く、然るに今當時の約束の如く取計はれぬのは如何も平野を庇護せらるゝやうであると申して頗る難詰しました。白石また屈せずして、今春御同僚より囑を受けたのは、二公の言はるゝ通でした。併しながら已れ先年來平野と親交し、熟ゝその人と爲りを見るに、毫も惡人とは思はれぬ。嘗て平野に向ひ、筑前公が居を搜索せらるゝのは、如何いふ罪を犯したの歟と尋ねると、本人は自ら罪を犯した覺はないと申しました。また今春來られた御同僚に對しても、平野は如何なる罪人です歟と尋ねた所が、如何なる罪人と云ふことは、已れ等も善く知らぬ、唯上役の命を受けて詮議するのみだと申された。斯の如く掛りの役人さえ自ら罪狀を知られぬ程なら、愈ゝ以て格別の罪人とは認め難い。それに今次久しぶりに訪ねて來たのを抑留し、仁作に內報をして我家に於て召捕らしむるのは、甚だ人情を失ふの所爲とせねばならぬ。況して薩摩の高崎氏より特に委託せられた事情もあれば、旁ゝ御同僚の依賴に從ふを得ずして斯くは齟齬したと答へました。

宮園山本の二人また强ひて責むること能はず、平野が留めて置いた二個の行李は、追つて人を遣はし引渡を求むるよ

しを告げ、白石領諾するに及びまして、二人は一先づ辭し去りました。

此時國臣は春風樓より歸つて潛み、白石の酒庫の二階にゐましたが、白石が自ら保管してをるを告げ、且つ引渡を領諾した二個の行李の內容は、蓋し重要ならざる物品で、豫め國臣と相謀つて引渡の議を決したものと見えます。また薩摩の高崎氏より特に委託せられた事情もあればと言つたのは、今年の春高崎猪太郎の父善兵衞が竹崎を去る時、善く意を用ひて國臣を庇護せよと留囑したことであります。

春夏の頃までは、白石猶ほ黑田家の御用達となるの希望を抱いてゐたので、勉めて一般の筑前人の讙心を失ふてはならぬ理由もあつて、盜賊方に對しても婉言愉容を以て迎へ、贈賄を行ふて一時を編縫した痕跡も殘つてをりますけれども、去月の末稅所喜三左衞門と弟の廉作とが筑前より齎らして來た報告を聞いて、黑田家の御用達となるの希望は、到底遂げ難きを先づ覺り、近くは國臣の追究斯の如く急となつたのを見て、筑前の藩情愈〻賴むべからざを知り、今や幾んど全く絕望しましたから、爾く明快なる言說を爲し敢然として應酬したのでありました。

然るに宮園山本は國臣を以て必ず此邊に潛伏してをるものと認め、飽くまでも檢擧の目的を達するつもりで容易に下關を去らず、或は淸末藩の手を借りて白石の家を詮議しやうとする模樣もあるので、國臣は萬一を慮りまして、二十日の夜また去つて春風樓に潛みました。

然うすると翌二十一日、宮園山本は果して竹崎の民政を管する淸末藩の在番役所に就て狀を述べ、檢擧上の援助を求め事頗る急でした。在番役渡邊某は先づ白石を召出して黑田家の盜賊方の言ふ所を告げ事情を質しましたので、白石は詳に國臣の人物と志操とを語り、黑田家の追究を蒙るに至つた顚末を逃べて疏明しました。渡邊某また平生頗る勤王の大義を解し、且つ善く事理に通ずる役人でしたから、白石の言を聞いて首肯しまして、援助を黑田家の盜賊方に與へ捕

縛の便を謀るの意なきを告げ、白石等を戒めて多く憂ふること勿らしめました。

國臣は此夜在番役の態度斯の如くなるを知りまして、深更また春風樓を去り白石の家に歸りました。

村田新八の過訪と高崎猪太郎の書

國臣は竹崎の在番役所が黑田家の盜賊方に援助を與へて已を捕縛せしむるの意なきを知り、即夜春風樓を去り白石の家に歸つた翌日、在番役所は盜賊方の希望により命を白石に傳へ、國臣より委託を受けて保管してをる二個の行李を盜賊方へ引渡さしめました。これは白石も異議なく過くる日已に領諾した所ですから、直に命を奉じて宮園山本の二人に引渡し、授受の手續を終はり、斯くて事は一たび局を結びました。

宮園山本の二人は、國臣が白石の庇護を受け此邊に潛伏することを知つてゐましたけれども、他藩の領內は妄に手を下し難く、若し進んで飽までも捕縛せむとすれば先づ藩と藩との間に表向の交涉を經た後でなければなりませぬ。そこで福岡に歸つて議する所あらむと欲し、二個の行李を領收して一先づ下關を去つたので、國臣は始めて聊か戒心を弛べ、暫く安んじて寢食するを得ました。

黑田家の盜賊方は斯かる事情を以て一たび下關を去り、國臣は一時の小康を偸みましたが、盜賊方が更に相當の手續を執り捲土重來するのは必定ですから、到底永く此邊に潛伏して居られぬことを知りました。折しも薩摩の村田新八は、櫻田の事變後の上國の影勢を窺はむとて京攝に赴く途次、高崎猪太郎の紹介を以て白石に來り訪ひ、密に國臣と相見るを求めました。國臣は子亭の茶室に於て寬談を遂げました。村田此時歲二十二、猶ほ高橋の苗字を稱してゐました。夙

に國臣の事を聞いて欽慕の情を抱ける薩摩の後進志士の一人でした。此時の會談は即ち二人が相見たる始で、數十日の後、國臣が村田の從僕を裝ふて薩摩の關門を越えた因緣また此時より起りました。

高崎猪太郎が八月二十一日を以て白石兄弟に寄せた書があります。蓋し村田の齎らして來たもので、此頃に於ける同志の消息を窺ひ知るに足る許でなく、末段の一節は直接國臣と相關してをりますから、嘗て一部分を抄錄して收めましたけれども、今こゝには全文を擧げて示します。

八月三日之御發書、去十七日到來取手も早く拜誦仕候處、御堅剛御揃御異りなく被レ爲レ在大慶至極に奉レ存候。次に小子無事其外も同然消光仕居候間、乍レ恐御放心可レ被レ下候。扨も此節は鈴木先生御到着に被二罷成一嘸御賑か之御事御愉快之御談論も被レ爲レ在候半奉二遙察一候。就而は小子方へも御來書にて、京師東武之形勢諸藩之模樣等巨細相分、有志中大に心得に相成仕合之至に御座候。何分當時之病根不レ果と相見へ嘆息之至に御座候。被二仰越一候通當秋冬之境甚緊要之時節百方解說仕候へども、善策とは乍レ察果敢に行ふあたはざる勢無二詮方一次第に候。實は其後御尊家樣御忠誠一條御附託いたし候ても無二嫌疑一買濟候義無レ疑旨、必死に建白仕候へども、其邊難レ被レ行古今之通弊實以不レ堪二悲嘆一次第に御座候。乍レ去此上決して油斷は不レ仕候。工藤氏未二相捌一殊之外長引弊藩萬事變通無レ之誠に込入候事に候。太抵今月末來月初には發足に可二罷成一と被レ察候。宮崎君之事返えゝも遺憾千萬嘸御憂屈之事と心痛仕居候。工藤發足も不レ遠內に候間、其節を御待可レ被レ下候。先者此旨御一報かたゞ奉レ伺候。再拜頓首。

八月二十一日　　高崎猪太郎

白石正一郎樣

白石廉作樣

謂ふ所の鈴木先生は即ち平田派の國學者贈正五位重胤で、三四年の後には幕府の塙次郎等と聲息を通じ廢帝の先例を調査したと云ふやうな形跡を疑はれ、寃罪を以て志士の天誅を蒙りましたけれども、此頃までは勤王黨の爲に欽仰せられ、白石は言ふ迄もなく、國臣の潛伏を助けた娼閣春風樓の主人なども、重胤の敎を聞いて篤く尊信した人でした。筑前に於ても竹內五百都の深誼あつたのを首とし、志を國學に寄せた藩人中締交した者も尠からず、吉永源八郎も安政の頃より相識れる間柄でした。國臣との交態は明かでありませぬが、互に善く名を知つてゐても、會見したことはなかつた樣で、此時も鈴木は白石の家を去り宗像郡の大島を經て福岡に出て、國臣は藍島を去り途より竹內五百都に別れ竹崎を指して急いたので、また途中に於て齟齬したものと思はれます。

また白石は此時已に黑田家の御用達となることは、全く絕望してをりましたけれども、高崎の書中の文言によると、島津家の御用達となるの議は、猶ほ懸案として存してゐたものゝ如く、工藤が潛行して薩摩に歸つたのは、或は斯かる懸案に關する內用を兼ねてをるだらうと見らるゝ情況もあります。然うして高崎等は謂ふ所の秘策を講じ、工藤をして吉永と相謀つて長溥公の意を動かし、國臣の追究を弛べしめむとした痕跡も露はれてをります。

斯の如く一方に於ては、黑田家の盜賊方は飽くまでも國臣を追究しまして、必ず捕縛しやうと鋭意盡力すると同時に、一方に於ては、薩摩の同志は長溥公の腹心を賴んで之を庇護する策を猶ほ棄てないでゐました。これ當時の眞相の容易に模索されぬ所以でありました

肥後高瀬の潜居と松村大成

國臣は竹崎に於て薩摩の同志の意を齎らした村田新八の過訪を受け、話し合ふた次第もあつて、村田は歸途重ねて相會ふことを約し上國を指して去りましたから、已れは盜賊方の搜索を避け南の方肥後に走り、暫く形跡を晦まして村田の歸來を待たむと欲し、八月の末に竹崎を去つて南行の途に上り、途次また密に福岡を過ぎつて藩情を窮はうとしましたが、忽ち盜賊方の偵知する所となつて追尾を受け、辛うじて纔に免れ、間道より逃れて肥後に入り、松村大成の家を頼みて潜伏しました。

斯くて此歳の九月から國臣が覆面の活動をする舞臺は、長州と筑前とを離れて肥後と筑後とに移りました。

松村大成の住居は玉名郡の安樂寺下村で、今は梅林村と稱しますけれども、猶ほ字として下村の名を殘してゐます。九州鐵道の高瀬驛を距ること一里半、素と藩主細川家勳舊の重臣有吉氏の采邑で、高瀬とは地區自ら別ですが、唯高瀬の松村として久しく世に知られてをりますから暫く舊に從ふて置きます。松村は國臣の勤王の事蹟とは深き關係のある一人で、安政六年の春より萬延元年の秋まで一年餘の間、白石正一郎の兄弟が國臣の庇護者となつて心力を傾けたが如く、萬延元年の秋より文久二年の春まで一年半の間、松村の父子は心力を傾けて國臣の庇護者となりました。

松村大成名は古文、空谷と號しました。大成は字で世には字を以て行はれてゐます。父に承けて醫を業とし、年少の頃より讀書學問を好み、人と爲り廉直樸實で、氣節があつて、善く衆を愛し人を容れました。歳末だ三十に達せぬ時より、家塾を開いて子弟に敎へ、名分を正くし大義を明かにするを旨とし、傍ら武藝を練り兵法を講じました。夙に尊

王の志を蓄へ、嘉永安政このかた君國を憂ふるの情最も切でした。永島三平は松村の弟、また早く時事を慨し、嘉永の末に東遊して江戸に出て吉田松蔭等と深交した事は松蔭の傳中に見えてをります。松村は醫を業としてゐて、自ら遠く出ることが出來ませぬので、弟を慫慂して東遊せしめたのだと申します。即ち宮部鼎藏轟武兵衛等と等しく、肥後に於ける勤王黨の志士の巨魁で、年齒國臣より長ずること二十歳、長男深藏次男大眞また夙に家訓を受け、早く已に君國の志を抱いてをりました。

國臣が始めて松村と相識つたのは、今年の七月熊本を去つて竹崎に赴く頃、川上彦齋の紹介書を帶びて之を訪ひ暫く足を留めた時のやうですけれども、互に肝膽を披いて深く交はつたのは、蓋し今こゝに竹崎より盜賊方の搜索を逃れて來り投じたのを始とします。

他の肥後人は意見感情多くは國臣と相契はず、松村の弟永島も猶ほ斯の如く、動もすれば之を輕侮するの風がありましたが、松村父子は國臣の行動と志操とを信ずること篤く、終始親密の交をして渝はりませぬでした。文久二年の春、國臣が薩摩の同志及び眞木和泉守小河彌右衛門等と相提携して、島津久光公を京攝の間に擁して義を擧げむと謀つた時、肥後の志士は種々の異論を唱へ、川上彦齋と松村の長男深藏とが國臣等と事を俱にしやうと欲したのを强ひて抑制しました。然るに松村は門下生の内田彌三郎竹下熊雄の二人が出でゝ之に參加するを許し、自ら行裝の費を給して上國に走らしめ、且つ家に出入する農夫緒方榮八が内田竹下に隨ふて行くことを認諾しました。此三人また平素深く國臣の說に聽く所あつて自ら固く決したのだとしても、松村が斯の如く援助を與へて上國に走らしめたは、抑また國臣との交態、他の肥後人とは、頗る趣を異にしてをる爲でした。

國臣が松村と相交るの始に於て、先づ最も特筆を價するのは、松村の慫慂を以て眞木和泉守の幽居を往訪し、始めて

締交した事實でありました。

眞木和泉守との締交

眞木和泉守が文久元治の頃に於ける勤王黨の巨人であつたことは、天下の人の善く知る所で、國臣との深き交態、今また必ずしも多く言ふを須ひませぬ。二人の始めて相見て交を結んだのは、國臣が竹崎を逃れて來て松村の家に潛居した初、主人大成の言を聞き、自ら往いて之を叩いたのより起りました。

是より先眞木は同志と相謀り、藩政の改革を企てたのを尤められ、禁錮の處分を蒙りまして、弟大鳥居理兵衛の保管する所となり、久留米を距る四里、下妻郡水田村の邊陬に幽居すること、已に九年の久きを經てゐました。松村は嘗て一たびも眞木と相見たことは無い間柄でしたが、夙に傳聞した次第もあつて、その卓偉の人物で尊王の志最も篤いよしを知つてをつたので、國臣に往いて眞木を叩き、勤王の大義を論討し、促して興起せしむるが好いと勤めました。

そこで國臣は松村の長男深藏を伴ひ、九月二十六日の晩景水田に到り、遊歷中の樂人と稱して先づ大鳥居の家を訪ひますと、主人の理兵衛は他へ行つてをらず、息子の次郎が出でゝ應接しました。眞の樂人だと思ひまして、神職の家で樂器を蓄へてをりますから、取出して持つて來るので、全く音律を知らぬ深藏は、頗る困つて狼狽へたと云ふことです。

國臣は折を見て密に來訪の意を告げて眞木との面會を求め、半紙に一首の歌を錄し、富永門人筑前處士平野國臣と署して先づ贈りました。

四の緒のふるき調の音にめでゝ

聞えま欲しくかねてしのびつ

眞木は神職の家に生れて音律の嗜癖も少くないので、未だ罪を藩に獲ざる頃、嘗て國臣の師富永漸齋を福岡に訪ひ、入門の禮を執つて敎を受けたこともあれば、また平生好んで琵琶を弄び、且つ往々人に語つて一たび錦旗の下に彈じてみたいと申したのを、國臣は豫ねて傳へ聞いてゐたので、旁〻此歌を贈つたのでした。

眞木は國臣等が訪れて來た趣意を未だ善く知りませぬから、頗る戒心をして、幽屏中の身分、他人と接見する自由がないと申して面會を謝し、且つ一首の歌を示して答へました。

世の中にひき亂されて四の緒の
ひとをも今は調べあはなくに

然るに國臣は猶ほ辭をつくし强ひて相見んことを望むので、眞木も斷はるによしなく、幽居の室に請じ入れて會談してみますと、主客の議論深く相契ひまして、且つ客は種々の新しい時事の消息を齎らしてをりました。そこで胸襟を披いて寬談し、その夜は留めて隣保下川瀨兵衛の家に宿らしめました。

翌二十七日、國臣は重ねて大鳥居の家を訪ひ、眞木の子弟の爲に談ずる所あつて然して後に辭し去りました。これは國臣が眞木及びその一家子弟と相識つた始で、是の後會見を重ぬるに從ひ、交態は愈〻深密を加へまして、やがて興に王政恢復の大事を謀るの人となりました。

眞木の南仙日錄に見えてをります。

二十六日。晴。予未レ快也。啖則有レ色。日暮北竺二人平野國臣。東火人松村深來訪。以二國禁一辭焉。强焉。竊面。國臣者戀闕第一等人也。而係二午年之禍一。今爲二亡人一。欲レ入レ薩而關硬不レ入、逡二巡東火之間一云。

二十七日。晴。平野等復訪二本家一。謹與二子弟一聽二其談一。哺前辭去。夜初更啓歸。本家收獲畢。

謂ふ所の戀闕第一等人は勤王第一等人と言ふ義に同じく、眞木の文書は勤王の字に代ふるに戀闕を以てし、勤王家を稱して戀闕家とするのを通例とします。謹は甥大鳥居次郎の名信謹の略、啓は次郎の父理兵衛で、此頃は啓太と稱してゐました。子弟の何人なるかは明確に分りかねますが、蓋し淵上郁太郎淵上謙三下川根三郎の輩でありませう。皆眞木の訓陶を受け、草澤の間より身を起して勤王の志士となつた人でした。

國臣が眞木に贈つた歌の第二句『ふるき調の音』は、當時自ら書した原本には、『琴の調の音』とありますが、後に推敲を加へたと見えまして、『琴の』を改めて『ふるき』としてゐます。今こゝには改めたのを取りました。

村田新八の西歸と第二の入薩

諸君若し嘗て久留米寺町の遍照院に上毛の奇男子の墓を弔はれたら、或は猶ほ簡素なる玉垣が墓を繞れるを記憶せらるゝでありませう。玉垣には爲二高山君一萬延元年九月二十八日、源朝臣高橋新八經滿の二十餘字を刻してゐます。即ち村田新八の寄進する所、高橋は村田の舊姓です。明治四十四年の冬十一月、陸軍の特別大演習久留米地方に行はれた當時、山縣元帥は今しも高山の墓の參拜を終はりて立去られむとせらるゝ折柄、他の參拜者が、同行の人に向ひ、此玉垣こそ村田新八の寄進したものだと語るのを聞かれますと、老ひた元帥は、忽ち踵を旋らして回へり來らるゝこと數歩、恭しく帽を脱いで敬意を表せられ、坐ろに感懷の情を動かされたるものゝ如く、暫く佇みて後ち出て行かれたと申しま

す。當時近く此狀を目擊した軍醫監武谷水城は、嘗て著者に此談をせられました。

村田が私學黨の領袖の一人として明治十年の役西郷と同じく骸を岩崎谷に曝らしたのは、世の人の善く知る所ですが、併しながら村田は明治維新の戰役を經て始めて頭角を露はした他の私學校黨の子弟とは閲歴を異にしまして、年少の時より尊王の志を抱いて起つた一個の俊傑で、勝海舟は評して西郷大久保に次ぐの人物とし、薩摩人もまた多く稱して好個の總理大臣たるべかりし偉器としました。近ごろ雨後の筍の如く群かり出づるデモ勤王家と相伍して從五位を贈られたのは、奏薦の事情と贈位の義例との如何を問はず、吾れ人の頗る遺憾とする所で、要するに尋常一般の贈從五位群中の志士として見るのは誤つてをります。然うして村田が勤王の事に關係した行動は、國臣との交渉を生じた頃より、始めて痕跡を認めます。

村田は竹崎に於て國臣と別れ海路を取つて上阪してみますと、京都の留守居役より豫め大阪の屋敷に移牒があつて、櫻田の變後時日を經るに從ひ、幕府の詮議愈々嚴密を加へたのを理由とし、少壯の藩人を上洛さしてはならぬと云ふ沙汰で、大阪の留守居役は、村田が進んで淀川を遡るを禁じ、且つ即時に歸藩することを命じました。

櫻田事變の眞相追々明白となり、薩摩人の深く關係した秘密愈々暴露するに及び、幕府は薩摩人の出入を警戒すること甚だしく、京都の屋敷に居つた大山彦八德田嘉兵衛の二人をも拘して六角の獄に投じ、二人は此時猶ほ獄中に呻吟してゐました。彦八は後の元帥大山の兄さんで西郷の妹婿に當る人、德田は村田の親族でした。二人が果して櫻田の一擧に關係した歟どう歟、それは明かでないとしても、共に勤王黨系中の人ですから、幕府も藩吏も等しく疑ひました。旁々大阪の留守居役は德田と親族の關係もあつて消息相通ずる村田が京攝の間に出て來たのを危險として此命を下しました。

村田は種々疏明をしますけれども、留守居役は頑として聞入れぬので、大阪に居ること纔に二日、餘儀なく大阪を去つて歸途に上り、中國の牛窓の港より船を棄て、陸行して九月二十二日、竹崎に着いて白石の家を訪ひますと、國臣は肥後へ走つて已にをりませぬ。白石より松村大成の家を賴んで潛伏せることを聞いて去り、海峽を越えて南へ歸へり松村の家を訪はむとする途次、久留米を過ぎて高山の墓を弔ひ玉垣を寄進したのでした。玉垣に刻した日付を見ますと、村田が高山の墓を弔ひ玉垣を寄進したのは、恰も國臣が始めて水田に眞木を訪ひ、一宿して去つた翌旦の二十八日に當ります。村田と國臣とは、各々近く一日程若くは半日程の間を徘徊しながら、互に知らずして齟齬したのでありました。

國臣は筑後の水田に眞木和泉守の幽居を叩き、始めて締交し、歸つて松村の家にゐますと、間もなく村田は約を追ふて來り訪ひました。續いて稅所喜三左衞門も上國より歸る途次、また竹崎に於て國臣の居る所を聞き、村田の後を尾して來ました。そこで國臣は二人と相議して策を定め、相伴ふて松村の家を出で、途より裝ふて村田の從僕となり、關所の役人を誑かして薩摩の境に入りました。

伊集院の數日と櫻島山の歌

稅所喜三左衞門は七月の下旬に薩摩の同志の意を齎らして福岡を過ぎり、吉永源八郎工藤左門と相謀つて藩主黑田長溥公の特旨を請ひ白石をして黑田家の御用達たらしむる懸案を解決し、且つ國臣の追究を弛ぶるの策を講ぜむとしましたけれども、折しも福岡は參勤案の紛訌方に起り、藩情混雜を極め、長溥公の左右は他事を議する暇もなかつたので、失望して去り、竹崎を經て上國に出ましたが、稅所は政廳の事務を掌る役人で、表面は藩用を帶びてゐましたから、村田の如く留守居役の故障を蒙ることなく、暫く京攝の間に留まり、形勢を視察して歸國の途に上りまして、村田が久留米に高山の墓を弔ふた當日竹崎に到り、白石から國臣の所在を聞き、斯くてふたゝび福岡を經て松村の家を訪ふて來たのでした。

是より先村田は約を追ふて國臣を尋ねて松村の家に參りますと、國臣が入薩の相談をしましたが、村田は初旅で關所を通行する手續等に慣れぬ所もあるからと申して、稅所の到るを待つて之を議するを得策としました。稅所は新に福岡を經て來まして、福岡では勤王黨の主張一たび行はれて長溥公の江戸參勤は延期せられ、一派の志士は悉く寬假せられましたけれども、斯かる處分に關し、不服を鳴らし異議を唱ふる藩人群がり起つて勢焰甚だ強く、また幕府に對する都合などもあつて、藩情また更に一變し、勤王黨の危機漸く生じて、國臣の安全到底保し難いのを知つてをりますから、稅所も國臣の入薩を贊し、村田の從僕を裝ふて關所を過ぐるの策を決しました。稅所は職務を帶びた政廳の役人で、自ら關所を欺いて通行するのは事情甚だ宜しくないと云ふわけで、國臣の同行は村田に委ねました。

村田は國臣を假に從僕とし、出水口の關所を過ぎて南行すること二十里、伊集院鄕に到つて阪木六郎の家に投じ、國臣を托して留め、己れは獨り先づ鹿兒島に歸りて、狀を同志に告げ庇護の事を議しました。

伊集院鄕は日置郡のうちで鹿兒島を距ること五里强、阪木六郎は有馬新七の叔父に當ります。晩年は專ら久光公の節度を奉し、西鄕大久保とは頗る臭味を異にしましたけれども、此頃までは猶ほ純正勤王黨中の一人で、二年の後眞木和泉守が水田の幽居を脫して薩摩に投じた時などは、猶は眞木の爲に善く力を致しました。

國臣は數日の間足を阪木の家に留めて鹿兒島の消息を待ちました。

此時大久保堀等は、去年十一月九日を以て賜はつた藩主茂久公の親諭書の趣旨を體し、主從同心擧藩一致して力を王

事に致すの方針を定めまして、先づ當路の權要を交迭し藩政を改革する劃策を立て、密に奔走周旋してをる最中でしたから、藩外の人を容れて事を俱にする形跡を示すのは、他の多數の藩人の苦情を惹き起し、當面の大事を破るの憂がありまして、旁々國臣を迎へて庇護するを不可としました。然うして政廳の監察また極めて嚴密で、到底迎へて庇護を與ふることも意の如く叶ひませぬ。そこで據なき內部の事情を國臣に告げ、暫く去つて時機を待たしむる外はあるまいと決しました。二年の後、國臣等と相結びて回天の壯圖を企はだて、伏見寺田屋の事變を生じた一派の志士は、此頃より早く已に寧ろ天下の同志と氣脈を通じ俱に君國の事を謀るの意を抱いてゐまして、國臣をして空しく歸り去らしむるの議決したのを知り、深く不滿の情を生じましたが、大久保堀等は頻に得失を說いて抑制しました。

鹿兒島の同志は斯く評議を決した所からして、國臣は伊集院より自由に鹿兒島の城下へ入ることも出來ないで、數日の間空しく阪木の家に留まり、懊惱して暮しまして、一首の歌を咏んで懷を述べました。

我胸の燃ゆる思にくらぶれは
　煙はうすし櫻島山

此歌は翌文久元年の冬、三たび薩摩に入つた折の作とするのは普通の說ですけれども、前後の情況から考へますと、今次の入薩伊集院鄕の滯留中に咏んだものとするのは、寧ろ實を得てをると認らるゝ理由があります。著者の傳聞する所にして誤らずとすれば、伊集院鄕の何處からか櫻島山の第一峰は遙に見へると云ふことです、果して然うなら愈々今次の作とするのを穩當とします。

櫻島は過きぬる安政五年の冬、月照を伴ふて入薩した折の思出の多い島山です。今は同志の助けを借り、夏このかたの宿望を遂げて纖に境を越え、且つ近く五六里の近傍まで來てをりながら、進んで鹿兒島の城下には入られず、一身の安を托する地のないのは猶ほ可いとしましても、勤王の事、知らず何人と謀らんやです。遙に櫻島の山影を望み、彼を懷ひ此を思ひ千萬無量の感を生じたのは、固より其所とせねばなりませぬ。諸君若し此歌の成つた由來を詳にせらるゝならば、我勤王の志士の眞情眞境、自ら尋常歌人の閑吟咏に異なる風味を知らるゝでありませう。

歸路の情景と大久保　一

國臣の薩志錄には、自ら此時の事を記してをります。

幸士高橋有レ將二歸國一、相謀化レ僕、入二伊集院一、會三五六輩二談、至レ府上二一策一、同志拒レ之、以二國議レ事未レ定也、未レ遂二本懷一、又歸二火國一、送二諸芥洲潮深二三輩、堀大久保有馬、滑稽繼レ夜、在二松村家一超レ年、

斯うして見ると、伊集院に於ても五六人の同志と會談し、猶ほ一たびは鹿兒島の城下に入つて、何か上書でもした模樣ですが、薩摩人は前に申した事情を語つて、宜しくないと申したので、また伊集院へ引返へしたものと思はれます。櫻島山は、此時でも眼に入つたわけです。同志の五六輩は何人歟分りませぬ、ヤハリ堀大久保有馬等で、或は舊誼の淺からぬ田中謙助や高崎猪太郎も交つてをりませう。

國臣は夏の頃から企はだてゝ遂げなかつた入薩の策は、今こゝに始めて成りましたけれども、此藩の內情また外部より考へたとは違つて、說を行ひ身を安んずるの都合も出來難く、萬斛の憂思、櫻島の噴煙の若かざるを感ずるの時、堀大久保有馬等は藩內の情實と意中の計畫を告げ、暫く回へり去つて時機の熟するを待たしめました。國臣は甚だしく失

望しましたが、事情また寔に已むを得ぬので、同志の苦心を諒とし、直に踵を旋らして去りました。

歸路の情景は、大久保堀有馬と共に、國臣を送つて國境まで同行した石原正右衛門と云ふ老人の追懷談があつて善く分つてをります。想ひ起します、明治四十四年の夏、著者は東京に居りまして、一日夙起、晨凉を趁ふて街頭を徜徉し、麴町より市ケ谷目附の方へ至る新道を通りますと、石原近義の氏名を署した門標を見ました。これは大久保の妹婿に當る薩摩の故老であります。嘗て大久保堀等と共に國臣の歸路を送られたことは豫ねて聞いてゐたので、その猶ほ健在なるを知り、直に入つて面會を求め、當時の狀を叩きました。

石原老人は齡已に八十を越え、且つ眼を病み全く盲してをられましたが、猶ほ極めて康寧、記臆また頗る健强で、質樸にして飾らざる追懷談は、深き興味と補益とを得ました。今こゝに收むるのは、即ち當時の談錄であります。

當時は私が正右衛門と申した時分で、至つて輕い役をつとめ、家内をつれまして出水の米津に參つて居りました。御承知かも知れませぬが、出水は鹿兒島から二十四五里ばかりもあります。一寸した用事ができまして鹿兒島に歸つて新正院と申す所の宅にゐますと、或る晩のことでした。大久保が訪ねて參つて、一人の他所者が事情あつて來てをるのを肥後境まで送つて行かねばならぬ。人目にかゝつて世間の噂なぞになつては、甚だ宜しくない次第もある。旁々途中も旅籠屋なんかに宿つては不都合かと思ふから、貴所もどうか同行をして、何かの世話をしては呉れまいかと云ふ相談でした。私は何れにしても近々のうちに出水の方へ歸らうと思ふてをる折柄であつたので、快く承諾をして同行する約束を極めまして、翌日は大久保と同行をして鹿兒島を出で、伊集院の阪木六郎の所まで參つて、大久保は内へ入り私は門の外に待つてをりますと、大久保は間もなく一個の人と連れ立つて出て參りました。前から打合せがしてあつて此家で出會ふことに爲つてゐたものと見えます。それは些し短褄のある色の淺黑い小柄の人で、髮は薩摩では見馴れぬ二重鬢の一目見れば餘所の人と直ぐ分る髮でした。背には風呂敷か何かを斜に脊負ふてをられました。

伊集院からは伊地知壯之丞（堀仲左衛門の改稱）でした歟、有馬新七でした歟、姓名は今確かと覺えてゐませぬが、外に一兩人の同伴もできまして、四五人の同行になつて、市來の港町とそれから西方の知人の家とに一晩づゝ、途中に二晩宿つて米津に着きました。

一體に至極物柔かな優さしい風の人で、然うして言葉數の少い沈默つた人でした。餘程疲れてをられまして、また何事か深い心配もしてをられた模樣で、高城の石園阪と申す所を通ります時には、急に病氣を起されたものと見えて、突然路上に卒倒をせられたので、一同は大に驚いて介抱をしまして、私は持ち合せてゐた薄荷圓なぞを取出して進めましたが、程なく快復をせられて、もう大丈夫だ心配はいらぬと一緒に歩かれまして、その晩は西方の知人の家に宿りました。西方の町でちよつと立寄つて休息をした宿屋の主人は、私は豫ねて善く知つたものでしたが、彼の人は餘所の人でせうと小さい聲で尋ねました。私は聞えないやうな振をして何とも答へませぬでした。米津からは天草を指して渡られまして、大久保なぞも別れて鹿兒島の方へ歸りました。

これは石原老人の談の前半で、國臣が薩摩に入つて意を得ないまゝ、悄然として歸り去つた時の情況も風貌も宛然見るが如く、志士當年の苦心また自ら思はれます。

薑志錄によると大久保堀有馬は出水から天草の牛深まで同じく七里の海上を渡つて別れたやうで、眞木和泉守の記錄にも然う見えてをります。また途中は滑稽の談なども多く隨分それは面白かつた歟と思はれますが、石原は此等の事に

就ては、何の話もありませぬでした。

歸路の情況と大久保　二

石原老人の追懷談の後半は多くは大久保のことですが、物語の續きですから、筆のついでに併せて記して置きます。

私は大久保とは姻戚の間柄ですから、絶えず往來はしてゐましたが、勤王とか何とか云ふやうな事には、一向關係しませぬでした。大久保から然んな話を聞いたこともありませぬ。出水と鹿兒島との間を度々往つたり來たりして、途中に知人などもあつて、都合の好い所から、頼まれて同行をしたまでゝ、如何な素生の人歟、如何いふわけで來てをられたの歟、それは大久保もちつとも話しませず、唯事情があつて來てをる人と申したゞけ、それを委はしく知る必要もないので、私も別に尋ねもしませぬでした。何と云ふ姓名の人であつたかも知らぬまゝに同行をして、平野二郎と云ふ人であつたことも、遙か過ぎて後に他の人より聞いて然うと分つた位でした。

その時分までは、大久保も徒目付か何かの低い役をして極めて微々たるもので、私共も格別の人物とも思ふてをりませぬでした。大久保の母方は山本と云ふ家で、山本の親族に牧野と申す人がありました。即今の牧野の養父に當りますが、その牧野は或る時私の叔父の助次に向つて、助次々々正助ドンはもう誠忠派と云ふもんぢやない樣子ぢや、勤王派ちうもんぢやさうなと言はれた話を聞いて、私共もはア然う云ふものかと思つた位でした。

大久保に頼まれて米津まで同行をした翌年の冬でした歟、なんでも格別の間はないことの樣に覺えてをります。

大久保は急に出世をして、二之丸（久光公）お附の御小納戸といふ役になりまして、一藏と改名をして京都の方へ上

りました。それは極々急の御用であつたやうで、私共は一向然んなことも知らずにゐました所が、或る日米津の宿の先觸に大久保一藏といふ名前が申して參るりました。大久保苗字に一藏といふ名前を聞いた覺もなくこれは誰の事だらうと思ひました。別に先觸の申して參るやうな心當りもありませぬから、旁々不思議に思ひまして當日は家内共々路端へ出て、鹿兒島の方から通行して來る人に意を注けてをりますと、家内の方が先づ大久保が駕籠で參つたのを見付けまして、どうも兄さんの樣ぢやと言ひますので、私は近う寄つて見ますと、果して大久保でしたから、正助さんぢやないかと申して、始めて互に挨拶をする次第でした。

これは石原老人の追懷談の後半であります。大久保が謂ふ所の急に出世をして上洛をしたのは、翌文久元年の十二月、國臣が尊攘英斷錄と眞木の建策とを携え、關禁を犯して三たび薩摩に入つた後で。大久保は久光公の拔擢を受け格を破つて登用せられまして、西郷が猶ほ南島の謫居中の人であるのと異り、是より始めて漸く意を得ましたが、前一年即ち國臣の今次村田の助けを借りて入薩した時までは、實際は勤王黨の一派の牛耳を握り、西郷の謫居の後を承け、陰然として副首領の狀を爲してゐましたけれども、一般の藩士としての名望地位は猶ほ甚だ低く、碌々として胥吏の末班であつたのは、全く石原老人の談ずる所の如くでした。且つ西郷堀等は早く上國に出て、諸方の志士と交りましたが、獨り大久保は歳已に三十を越え、嘗て熊本に行つた外は、足一たびも國境を出でたことなく、純乎たる田舍漢でした。然うして藩外の同志と相識り、共に君國の事を談じたのは、蓋し國臣を始とします。

國臣また夙に薩摩人と相識り、前後幾多の同志を得ましたけれども、彼の特別な事情を以て深く親熟した工藤北條等の數人の外に於て、數ば接觸し多く機秘を談じた者は大久保に若くはありませぬ。安政五年の冬、月照と同行して始め

て入薩した時、海江田を伴ひ夜路を犯して歸路を追ふこと五里、大隅の重富驛に相見て別れたのは大久保でした。今次ふたゝび入薩したのを迎へて應酬し、こゝに堀有馬と共に二十餘里を遠しとせずして國臣を送つたもの大久保、また翌文久元年の冬、關禁を破つて三たび入薩した時、議を久光公及小松帶刀に獻し、且つ政廳の監察吏の間を周旋し、その犯關の所爲を寛假して問はず、且つ藩主茂久公の名を以て金圓を贈り道途の費を給したのも大久保でした。二人の尋常ならぬ關係も自ら分ります。

大久保は世間に謂ふ所の維新三傑の一人、宮廷に謂ふ所の復古の功臣十七人中の最も重要の地に居りまして、その千載不朽の事業は、明治朝の勅立に成る贈右大臣大久保神道碑に炳焉としてをります。國臣が互に寒微を極めた頃より早く相識り、數々接觸して與に君國の大事を談じたのは、此志士の一生の傳記に幾多の光彩を加ふるものと謂はねばなりませぬ。

大久保が他國人即ち余所者を視ること猶ほ塵芥の如くなる當時の薩摩人を以て、殊に足嘗て九州の地を離れた例のない田舍漢を以て、國臣の人と爲りを辨へ、その志とする所を知り、夙に善く意を用ひて待遇したのは、當時の大久保の凡ならざる識量また自ら此間より發見せらるゝのであります。

南行の期間と筑前の藩狀

國臣は相携へて遠く送つて來た大久保堀有馬等と手を分ち、薩摩の米津から天草を經て熊本を過ぎり、斯くて後始めて高瀨の松村大成の家に歸つて參りました。

此折の着發の時日は、明確でありませぬが、前後の事實と照らし合はせると、村田新八と同行して薩摩の境に入つたのは、蓋し十月の初旬で、伊集院の阪木六郎の家に足を留むること數日、歸途また天草及び熊本にも各〻數日を費した模樣ですから、高瀨に歸つて參つたのは、此月の末若くは翌十一月の初で、十月の一ヶ月は南行の往復の爲に粗ぼ盡くしたものと思はれます。國臣が十一月の十一日を以て重ねて眞木和泉守を水田の幽居に叩き、南行の消息を語つたことは、眞木の南仙日錄及び異聞漫錄並に微しく記してをります。

南仙日錄

十一日。晴。昳。平野國臣來訪。置レ酒而談。宿二本家一

異聞漫錄

十一日。平野次郎來訪。其後高橋新八郎同行入薩。伊集院迄に而引返。大久保正助堀仲左衞門有村武次 次左衞門の兄

天草迄送來。

異聞漫錄には、此他猶ほ國臣が今次の南行に於て得來つたと思はるゝ見聞を收め、薩摩の勤王黨の重要な人物の氏名及び同志の七十餘人ある由をも記し、且つ大久保堀の一派が推立てゝ老職の島津左衞門に代はらしめむと欲し、專ら望を屬してをる喜入多門の批判などにも及んでゐます。中には傳聞と記憶との誤をも多く混じますけれども、薩摩の志士と深く交はらねば、到底窺ひ知り難い機密の消息もあつて、國臣の今次の南行に於て、大久保堀等と談論應酬した情況も自ら分ります。

大久保堀等を天草まで送つて來たと云ふのは、聊か念が入り過ぎるし、石原老人の話にも出てゐませぬでしたから、

これは間違で米津で別れたの歟とも思はれますが、國臣の靈志錄にも自ら然う記してをるので、それは必ずしも間違とは申されませぬ。それから、送つて來ました同志の一人として有村武次を加へ註して次左衛門の兄としたのを見ると、頗る事實らしく感じますけれども、これは有馬新七の誤でした。海江田は數ば自ら安政五年の冬大久保と共に國臣の歸路を追尾したのを語りましたが、嘗て一たびも此時の話をしませぬでした。有馬は即ち國臣の數日足を留めた阪木六郎の甥で、有馬の父は阪木の家より出た人でした。これは筑前志士傳の著者が有村を除いて有馬を數へたのは、蓋し實を得てをります。筑前志士傳には斯う記してあります。

又吏人捕縛セントシケレバ、間道ヲ經テ再大成ニ依リ、薩士高橋某ガ僕トナリテ、鹿兒島に入リシカドモ志ヲ得ズ、我胸ノ燃ユル思ニクラブレバ煙ハウスシ櫻島山ト咏ンデ去ラントス。其藩士堀忠左衛門貞通大久保正助利濟(後利通)有馬新七正義、國臣ノ常人ナラザルヲシリ、追送リテ終日談論シ戲謔ヲ交ヘ夜ニ入リテ別レ、去リテ大成ガ家ニ達シ、宮部鼎藏永島三平山形典次郎等ノ周旋ヲ受テ日ヲ送レリ。

伊集院鄕より踵を旋らしたのを鹿兒島に入つたとし、大久保等の三日も道を同うして國境まで送つたのを單に一終日の事とし、或は文久元年の冬、一たび會見した外格別の交態のなかつた宮部鼎藏、及び兄の松村とは相反して多く國臣を器重するを肯んぜざりし永島三平の周旋を受けたとするやうな誤を含んではゐましても、また自ら當時の情況は窺ひ知られます。

それから柳河出身の書家川邊御楣の傳には、文久元年辛酉の歲晩、筑前の志士平野國臣と共に肥後に赴き、松村大成永島三平等を訪ひ大に謀る所あり。菊池の人高木元右衛門は南朝の裔なるを聞き、往いて之を訪ふ、高木厚く二人を遇すと云ふ一節も見えてをります。

文久元年辛酉の歲晩は、國臣が伊牟田尙平を伴ひ、三たび薩摩に入つて歸つた時で、その前後の動靜は善く分つてゐますから、これは蓋し此歲卽ち萬延元年の歲晩の事で、國臣は機會を得ては柳河の邊にも參つて、勤王の趣旨を宣傳し義徒の糾合を謀つたのでありませう。

國臣が竹崎を逃れて松村大成の家に投じ、續いて村田新八と同行して薩摩に入つた頃より、筑前の藩情は愈々一變しまして、勤王黨一派の運命は漸く危殆となり、暫く寬假せられた中村江上淺香の三人は先づ監察吏の按問を受けて逼塞を命せられ、月形鷹取海津の三人また次いで檢擧せられ、國臣の捜索また更に嚴急となりました。

月形鷹取海津が中老預の假處分に附せられたのは、國臣が薩摩から歸つて來て眞木泉洲の幽居を訪ひ南行の見聞を語つた三日後で、長溥公は月形鷹取海津の三人を重臣の家に預けられたのを首とし、以て親族預組合預逼塞等の命を蒙るもの九人、處分の判決は後日に讓り、十一月十八日を以て駕を發し、江戸參勤の途に上られました。

此時の處分は審理中の假處分で、判決を經て確定したものとは違ひます、志士の一人城武平は病臥の故を以て暫く逼塞を命せられ、月形の父深藏は後に逼塞の處分を受けましたが、此時は猶ほ訴追を免れました。

今年の春このかた志を同うし事を共にして奮起した藩人の數は、此外にも猶ほ多かつたのですけれども、行動の形跡が單に長溥公の江戸參勤の不可を鳴らすに止つたものは悉く寬假せられ、當局の非違を彈劾し藩政の改革を主張したものは、槪ね檢擧せられたやうで、然かも當局の非違を彈劾し藩政の改革を主張したもの、亦た必ずしも悉く檢擧せられたのではなく、行動の情狀に依りては全く寬假せられたのもあつて、長溥公の趣旨勉めて連累の多數に上るを避け、途中より悔悟して同志の外に脫し去つた人などは措いて問はなかつたので、檢擧せられた人員も斯の如く少數でした。

國臣は情狀も著しく他の同志とは異なる所があつたので、九月の末頃からは追究が稍弛んでゐましたけれども、福岡に於て勤王黨の志士の檢擧の始ると同時に、政廳は飽くまでも之を捕縛せむと欲し、重ねて耳目を諸方に放ち頻に搜索しました。

然るに黑田家の盜賊方は、國臣が今年の秋竹崎を逃れて南の方肥後に去りたるを知らず、此頃も依然として竹崎の邊に潛んで居るものと思ひまして、十一月の初より、白石の家を中心とし、近傍の地方を搜索しましたが、如何しても踪跡を得ぬので、これは白石の庇護を與ふる故だと、嘗て一たび捕縛の援助を求めて侮慢せられた淸末藩の在番役を賴むことを見合はせ、竹崎の町方役に照會して請求したので、町方役石田某は十一月十一日を以て白石に命を下し、國臣を留宿せしめた始末書を提出せしめ、次で十九日には、白石を召喚し、黑田家の盜賊方より嚴重の照會を受けた次第を語り、自ら國臣の事を推問しました。白石は今は我家を去つて全く居らざる由を答へたので、町方役は實を盜賊方に告げますと、盜賊方は猶ほ信せず、やはり此邊に居るものと思ひまして、幾んど白石の家を包圍するやうな狀を以て出入の人に注目し、晝夜警戒すること十餘日、月を越えて已みませぬ。爲に白石の家は交際來往の障碍を生じ、一家は甚だしく難澁しました。

此時弟廉作適々往いて福岡に居ましたので、白石は窮困の餘り急使を馳せて狀を廉作に報じ、國臣が今は全く竹崎に居らぬ實を疏明して一家の難澁を免れむとしたのは、十二月の九日でしたが、政廳では猶ほ未だ實としないで、却て搜索の久しく功の擧らぬのを遺憾としまして、豫ねて老練の名を得た盜賊方池野永太を簡拔して專ら事に當らしめました。そこで池野は先づ白石の家を叩いて究問し、依然として竹崎の方面を物色しまして、斯くて文久元年の正月に及び斯の如く黑田家の盜賊方は、猶ほ國臣を竹崎の方面に潛伏するものと思ひまして、專ら彼の地方を物色し、高瀨に走つてをることを全く知らなかつたので、國臣は此間折を見ては肥後筑後の人と來往し、勤王の事を謀り、義徒を糾合してゐました。

辛酉元旦の歌と維新の鴻謨

文久元年辛酉、國臣歲方に三十四、肥後高瀨の醫松村大成の家に於て新年を迎へました。

此歲は神武天皇橿原宮即位の紀元を距ること二千五百十六年、干支恰も辛酉に當ります。國臣頭を回らして遙遠な大帝創業の昔を追想しますと、俯仰低徊の情雜然として起り、古今の感禁じ難いものがあつて、一首の歌を咏み懷を述べました。

いくめぐりめぐりて今歲橿原の
　　みやこの春に逢ひにけるかな

請ふ暫く歌の調を成さゞるを笑ふこと勿れ、その意は自ら明かであります。是より先安政戊午の大獄の難に殉じた志士日下部伊三次は、嘗て秋夜耿々不レ就レ眠、星斗闌干氣滿レ天、欲レ知二皇運隆興象一、神武東征戊午年と賦しました。詩としては粗硬の辭多く格に入らぬとしましても、着想の宏遠にして雄偉なるは、固より爭はれませぬ。秋夜冷燈、俯して干支の戊午なるを思ひ、念ふて皇宗の東征に到り、仰いで滿天の星斗を觀て皇運隆昌の象なるを知り、奮ふて王政の恢復に鞠躬盡瘁した俘路また自ら歷然としてをります。これは彼の漫に慷慨悲憤して外難を憂へ攘夷を唱へたものと相混ずるの

は全く當りませぬ。國臣の歌、その歌としての拙と巧とは今また論じませぬ。その內容の含む所は日下部の詩と類似した感想より生じたのにかて、頗る輕視すべからざる意義があります。

元和偃武の後、學問文敎の振興に從ひ我國通有の時代精神となつた尊王心の間に、後醍醐天皇の建武中興の遂げざるを遺憾とするの感情があつて、明治維新の王政復古を促すの一原因を爲したのは、夙に史家の論する所です。併しながら岩倉贈太政大臣の幕賓として王政復古の劃策に深く參與した無名の偉人玉松眞幸は、南朝の源准后親房卿が始より延喜天曆の王政に復するを志とせられた規模の甚だ小で誤つたのを稱し、評して建武中興の遂けざりし所以と爲し、斯かる見解からして明治維新の中興は根本的の大改革を必要とするを主張し、神武天皇創業の昔を學び、茫々たる草萊を開拓して新朝廷を建つるの英斷雄圖なかるべからざるの說を立てゝ、斯くて維新改革の鴻謨を翼贊しました。然うして玉松の說は素と大國隆正より出づと稱せられてをります。即ち平田篤胤の學說を信仰して祖述する國學者の往々抱持した見解で、當時世に行はれた辛酉革命說また立論の系統を同くし、隆正と並び稱せられ平田學派の一大雄鎭として知らるる鈴木重胤、また安政の初このかた西遊して九州に入ること二回、到る處此の說を傳へて、幾多の志士に感應を與へました。

鈴木重胤が國臣との關係深き白石正一郎及び竹內五百都等と最も親交した消息は、前にも述べた如くなるに止らず、國臣また或は親しく相見て談論したかと思はるゝ痕跡も殘つてゐまして、事は近く半年の前捕手の追及を逸して藍島を逃れ出で、竹崎を指して走る途中にあります。旁々今こゝに文久紀元辛酉の新年を迎へて、二千五百十餘年の遙遠な橿原奠都の昔を想起し、俯仰低徊して歌に托した一種の感懷も、究め來れば自ら系統もあれは由來もあるやうに思はれます。抑々また此歲を迎へてより、王政恢復の大志を成さむと欲する意思愈々堅く、絕えず奔走周旋して同志を求め義徒を募りまして、やがて翌文久二年の春には、回天の壯圖を齎らして上國に出で、赤裸々の討幕三策を朝廷に獻じ天下の人を愕かした徑路また自ら歷々として指點せらるゝことを覺えます。

惟ふに、江戶の筑前屋敷では、長溥公數日前を以て官一級を進めて左近衞權中將を授けられ、人皆相慶して破格異數の光榮と爲し、提封半百萬石の士庶また競ふて恐悅を稱するに忙はしからむとする時、脫藩亡命の一微賤が、遙遠な神武天皇の創業を懷ふて新年の所感を歌に托したことを誰か敢て與り知りませう。併しながら維新中興の歷史の上から見ますと、天下有數の大諸侯が、江戶城中の幼弱な將軍の前に跪伏して、京都より賜ふ官爵の恩を謝するのは、畢竟兒戲の類で、何の興味も何の價値もないのですが、我が足輕の浪人の咏んだ一首の歌は、永く萬丈の光焰を留めて百年の後を照らします。

假聾の歌人田中作八淸風

肥後人の尊崇する大祠熊本の藤崎神社は、每年正月十五日の祭典に、流謫馬の神事を行ふを例としました。國臣その儀式の頗る古雅で、弓馬の故實を考ふるに足るものあるを聞きまして、素癖また起り、密に高瀨を出て往つて參觀し、神事終はつた後も、猶ほ留つて同志と交遊すること數日。折しも京都の田中河內介が、太宰府の客次より子磋磨助を携へ、豐後の竹田に小河彌右衞門を訪ふた歸途、適〻熊本を過ぎり、酢屋伍作といふ旅店に滯在してゐたので、國臣は川上彥齋と共に往つて訪ひ、談論相契ふた所からして高瀨に伴ひ歸り、自ら紹介して松村と會見せしめました。當時熊本の旅店に田中の鄕國の書生櫻井熊一西山員直の二人が、遊歷の爲に來て同じく滯在してゐまして、國臣は長州淸末の藩

士田中作八清風と稱し、河内介の席に於て櫻井西山の二人と會見しましたが、自ら托して歌人と名乘り、且つ耳の聾する狀を裝ひまして筆談を交へ、また歌を書して贈りました。

國臣安政五年の秋、始めて藩を脫してから、氏名を變すること已に四たび、曰く都甲楯彥、曰く宮崎司、曰く藤井五兵衞、藤井五兵衞は去年の夏より稱する所、此頃に至り復た變じて田中作八と稱しました。父の吉郎右衞門に寄せた書牘の類も同じく然う署してをります。櫻井の記錄によると、穴門隱士田中作八清風と稱すとありますから、國臣或は自ら斯く書して示したのでせう。櫻井等と談じて已れの貫屬を告げた時は、語を添へて長州は長州だけれども、末家の小藩清末だと申したそうです。竹崎に潛居すること久しく、頗る彼の地方の人情風俗にも熟したので、今は斯く清末藩の名を借りたものと見えます。櫻井の萬延二年正月の日志、十六十七日兩日の條に左の記事があります。

十六日。曇。晝入二熊本一宿二酢屋伍作家一見二清末士人田中作八一。去謁二加藤公廟一。

十七日。晴。早起見二京師田中河內介一。言與二弘道先生及井上貞吉一相識。遠征之間如レ逢二鄕人一。座有二田中作八一清末士人。耳聾善二書及歌一。

櫻井熊一は但馬出石の人、後には勉と稱し兒山と號しました。嘗て明治朝に仕へ、內務省の局長及び地方官の職を奉じ才幹練達の名を知られ、老いても猶ほ健で意氣衰へず、文學もあれば見識もあつて談論頗る豐富でした。著者は親しく國臣と相見た時の狀を叩いて詳かに聞きました。

櫻井の父叔並に遠く笈を負ふて筑前の龜井昭陽の敎を受け、昭陽嘗て爲に櫻老泉記を作つた緣故もあつたので、櫻井歲甫めて十九、また父叔の跡を追ふて龜井氏の門に入らむと欲し、西遊しましたけれども、當時の藩制、大阪の留守居役の認證がなければ、他國人の入學を許されぬので、去つて肥後を涉覽し、期せずして二人の田中に會見したのだと申します。然うして櫻井は談餘その鄕國但馬に歸省せられた折の紀行を贈られましたが、中には但馬人の所藏する國臣の歌を觀、往年の會見を追懷して當時の狀を寫した一節を留め、且つ國臣が後年豐岡の獄中、語つて櫻井等に及んだ話もあります。

側に平野次郎の歌幅あり、曰

碎ケテモ璧トナル身ハイサギヨシカハラト其ニ世ニアランヨリ　國臣

其意蓋大丈夫寧可二玉碎一不レ爲二瓦全一ノ古語ヨリ轉化シ來レルナリ。因テ懷フ、萬延二年ノ春余十九歲、西山伯準ト熊本ニ遊ビ一旅店ニ宿ス。田中河內介其子磋磨介ト共ニ亦同店ニ在リ。余輩ガ但馬人ナルヲ聞キ會面スルコトヲ求ム、余輩諾シテ相見ノ禮ヲ行ヒ其鄕貫ヲ問フ。曰ク中山殿下ノ臣ナリト、爲メニ途上ノ詩ヲ書シテ示ス。座ニ二客アリ、其一自ラ謂フ、余ヤ耳聾ス人言ヲ聞ク能ハズト、亦爲メニ和歌ヲ書シテ之ヲ贈ル。其姓名ヲ問フ、曰ク穴門隱士田中作八清風ナリト、余當時河內介ノ何人タルヲ知ラズ。其後太宰府ニ至リ河內介ノ姪小森幾太郎ニ遇フ、幾太郎ハ出石郡香住ノ醫師某ノ子、曾テ我省軒堀田先生ノ默識齋中ニ寓セシモノナリ、談話良久シテ始テ河內介ノ但馬郡人ナルヲ知レリ。然レドモ未ダ作八ノ何人タルヲ知ラズ。其後平野國臣ノ豐岡藩ニ拘セラヽヤ、看護者木下八郎ニ謂テ曰ク、予熊本ニアリ出石藩士西山梅井二氏ニ邂逅セリ、西山沈毅梅井壯快後來ヲ望ムベシ、君之ヲ知ルヤ否ヤト、八郎ハ伯準ノ親戚ナリ、之ヲ聞テ曰ク、西山ハ我親戚ナリ、而シテ出石ニ梅井ナル者ナシ、豈ニ櫻井ニアラサルヲ得ンヤ、國臣手ヲ拍テ曰ク然リト。其後八郎伯準ニ語ルニ此事ヲ以テス、始メテ作八ノ平野次郎ナリシコトヲ知レリ。今此書ニ對ス、豈今昔ノ感ナキヲ得ンヤ。

また當時の事實が分ります。たゞ田中河内介は安政四年を以て仕を致し中山家を去つてゐます。當時中山家の臣と稱したのは、或は仕を致して身を退いても、猶ほ臣籍を存した爲でもありませう。

河内介が此時肥後豊後に遊んだのは、黑田家發祥の地たる播州福岡の人の委囑を受け、黑田家に内願する用を帶びて下り、太宰府に滯留した間暇を偷んで參つたもので、筑前に下つた始、黑田家の町奉行と社寺奉行とを兼ねた好學の老吏濱兵太と會見し、談餘歌を咏んで贈つた話も殘つてをります。然うして豊後の岡藩に小河彌右衞門を訪ひ、肥後の阿蘇に大官司惟善を訪ひ、然て後回つて熊本に入り、それから國臣の東道を以て松村大成の家を過ぎり、盛饗を受けて去り、斯くて太宰府を經て歸洛の途に上りました。

田中河内介と筑豊の志士

田中河内介は安政四年に仕を致して中山家を去り、閑臥自由の身と爲つてゐましたけれども、翌年の戊午の大獄の頃までは、當時の名ある勤王黨の人々とは、志を同くし事を俱にした痕跡はなく、却て梁川星巖梅田源次郎等を罵つて談ずるに足らずと爲した事實を遺してをります。安政六年の冬に、薩摩の勤王黨大久保有馬等八人の志士が、是枝柳右衞門を上洛せしめ、書を贈つて聲息を通じた樣なことはありましても、その九州の義徒と相結托し、文久二年の回天の壯圖を企はだてのは、要するに近く一年前に於て西遊し、太宰府の客次より豊肥の地方を跋渉し、小河松村國臣等と相見て歸つて後でした。

小河彌右衞門は河内介の來訪を迎へて會談した内容を自ら述べ、此時までは格別纒まりたる話もなく、唯若し機會到來したら俱に力を盡くさうと語つて別れたに過ぎぬと申してをります。當時の事情或は然うでありませう。併しながら河内介が此時の西遊後始めて感奮興起したのは爭ふべからざる事實で、或は中山忠愛卿の敎書を請ひ、或は粟田宮法親王の令旨を名として、九州の志士の振作を促して鼓舞奬勵至らざる所なく、此歲の冬には、清川八郎安積五郎伊牟田尙平の三人を九州に下し、嘗て自ら會見した所の人々を歷訪せしめ、同志を糾合し義徒を招募するの策を講じました。今年の春の西遊が、隱約幾微の間、河内介に相應の警發を與へたのは自ら察せられます。然うして此時九州に於ける勤王黨の消息を委はしく語つて人を說き人を動かし得たのは、河内介が四十里の遠路を犯し雪を踏んで往訪した豊後竹田の食祿六百石の上士よりも、寧ろ熊本の客舍に偶相會ふて數日の談論を俱にした筑前の足輕の浪人でした。

國臣が學問材藝の多く人を服せしむるもの無く、爵祿名望の能く人をして重んぜしむるもの無くして、然かも勤王の功勞猶ほ第一流の志士たるを成した所以は、主として斯かる周旋奔走の間の力にありました。熊本の客舍に於て、偶々河内介と邂逅し、誘ふて松村と會見せしめたことは、表面に現はれた事實からすると、幾んど全く何等の奇もない樣ですけれども、翌文久二年の春を以て行はれた回天運動の由來を深く究めますれば、此間の動靜また自ら關係する所があつて、國臣の一生の事蹟として記憶せらるゝことたるを失ひませぬ。

福岡の政廳では、藩主長溥公が參勤して東行せられた後、段々と探聞を重ねまして、櫻田の事變このかた發生した藩の紛訌と國臣との交渉の深いのを知りましたから、必らず捕縛して禍源を絕たうと、今年の春になつても追究を怠らないで、依然として力を竹崎の方面に用ひまして、專任の盜賊方池野永太は、國臣が熊本の藤崎神社の流謫馬を參觀した正月を以て、ふたゝび白石正一郎の家を叩き飽くまでも詮議をして、猶ほ種々物色を費した所からして、始めて國臣が

竹崎の地方に居らぬのを覺り、方向を轉じて肥後と筑後との間に耳目を放ち、愈〻捜索に勉めました。

そこで國臣は盜賊方の追究また近く身に迫つて來たのを窺ひ知りまして、忽ち松村の家を去り形跡を晦まして天草の海島に入り深く潛んだので、黑田家の盜賊方は終に發見することは出來ませぬでした。

國臣は下天草の牛深の近傍に寺小屋の師匠を裝ふて漁村の兒童に書を授け字を敎ふるの外、猶ほ尊攘英斷錄を作るの閑日月を餘しました。

福岡に於ける勤王黨の處分

筑前の藩主黑田長溥公は、去年の十二月二十日を以て江戸霞關の屋敷に入り、次いで登城謁見の禮を行はれ、官職昇進の命を蒙つて、久しぶりに江戸の春を迎へられましたが、今次の參勤は安政四年このかた始めてのことで、今年の春は世子下野守代はりて歸藩せらるゝ筈でしたけれども、藩には勤王黨の獄案も未決のまゝ殘つてをるし、參勤の前より自ら早く就封するを必要とせられまして、親諭書を發し告示せられた次第もあつたので、正月十四日老中久世大和守を見て幕府の諒解を得、三月の初を期し歸藩の途に上らるゝ議を定め、斯くて三月二日江戸を發して歸藩せられまして、參勤中政廳に於て豫め審理を遂げた獄案の具狀を聞かれ、猶ほ種々の評議を盡くし、幾多の曲折を經て始めて裁可を與へられましたから、政廳は五月七日を以て愈〻執行しました。此時處分を蒙つた志士は凡そ左の通でした。

鷹取養巴	中老永預減祿名跡立
月形格	中老永預減祿名跡立
海津幸一	中老永預減祿名跡立
淺香市作	支界島流罪牢居減祿名跡立
江上英之進	姫島流罪牢居
中村圓太	於呂島流罪牢居
月形深藏	俳徊應接差留
城武平	減祿俳徊應接差留
江上傳一郎	減祿俳押隱居閉門
中村權次郎	減祿押隱居閉門
伊丹愼一郎	減祿押隱居閉門
長谷川範藏	支界島流罪
藤四郎	大島流罪
平島茂七	大島流罪

此他連座して免職譴責謹愼等の所罰を蒙つたのは、猶ほ十餘人もありまして、輕重各種の處分を受けた者都べて三十餘人に及びました。たゞ當時の記錄概ね散逸したので、處分の輕微な部分は確かと分りませぬ。國臣及び藤四郎と年少の頃より最も親交した日高四郎が、幾んど時を同うして流罪の處分を受けたのは、表面上別に罪狀のあつたのだと申しますが、政廳は猶ほ此時の政治犯に關係したものと認め、參酌して流罪の處分を加へたやうに思はれます。然うして支藩秋月の海賀宮門も、宗藩の獄案決すると同時に、支藩の黑田家より山流の處分を蒙りました。